

国立研究開発法人国立がん研究センター職員給与規程

目次

第 1 章	総則（第 1 条－第 1 0 条）
第 2 章	基本給及び年俸
第 1 節	基本給（第 1 1 条－第 1 8 条）
第 2 節	年俸（第 1 9 条－第 3 0 条）
第 3 章	手当
第 1 節	扶養手当（第 3 1 条－第 3 6 条）
第 2 節	住居手当（第 3 7 条－第 4 3 条）
第 3 節	通勤手当（第 4 4 条－第 5 1 条）
第 4 節	単身赴任手当（第 5 2 条－第 5 8 条）
第 5 節	地域手当（第 5 9 条）
第 6 節	役職手当（第 6 0 条）
第 7 節	特殊勤務手当（第 6 1 条－第 6 8 条）
第 8 節	附加職務手当（第 6 9 条）
第 9 節	超過勤務手当等（第 7 0 条－第 7 2 条）
第 1 0 節	宿日直等手当（第 7 3 条－第 7 5 条）
第 1 1 節	役職職員特別勤務手当（第 7 6 条）
第 1 2 節	業績手当（第 7 7 条－第 8 2 条）
第 1 3 節	医師手当（第 8 3 条－第 8 5 条）
第 1 4 節	研究員調整手当（第 8 6 条）
第 1 5 節	専門看護等手当（第 8 7 条）
第 4 章	給与の特例等（第 8 8 条－第 1 0 2 条）
第 5 章	規程の実施（第 1 0 3 条）
附 則	

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、国立研究開発法人国立がん研究センター職員就業規則（平成 22 年規程第 8 号。以下「就業規則」という。）第 7 1 条の規定に基づき国立研究開発法人国立がん研究センター（以下「センター」という。）の常勤職員及び任期付短時間勤務職員（就業規則第 1 条に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）（以下、常勤職員及び任期付短時間勤務職員を併せて「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（給与の種類）

第 2 条 職員の給与は、基本給、年俸及び手当とする。

2 基本給は、就業規則第 3 3 条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、基本給月額とする。

3 年俸は、月例年俸及び業績年俸とする。

- 4 手当は、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、地域手当、役職手当、特殊勤務手当、附加職務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直等手当、役職職員特別勤務手当、業績手当、医師手当、専門看護手当、専門薬剤師手当、医療専門資格手当及び臨床研究支援認定手当とする。

(重複給与の禁止)

第3条 職員がセンターにおいて他の職と併任したときは、これに重複して給与を支給することはできない。

(基本給及び月例年俸の支給)

第4条 月例年俸は、毎月1回、その月の月例年俸としてその額の12分の1の額（以下「月例給」という。）を支給する。

- 2 新たに職員となった者には、その日から基本給又は月例給を支給し、昇給、降給等により基本給月額又は月例給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた基本給又は月例給を支給する。
- 3 職員が退職（国立研究開発法人国立がん研究センター職員人事規程（平成22年規程第24号。以下「職員人事規程」という。）第3条第10号に規定する退職をいう。以下同じ。）したときは、その日まで基本給又は月例給を支給する。
- 4 職員が死亡したときは、その月まで基本給又は月例給を支給する。
- 5 第2項又は第3項の規定により基本給又は月例給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その基本給月額又は月例給額について、その期間の現日数から就業規則第40条の休日（同規則第43条に規定する祝日法による祝日及び年末年始の休日並びに同規則第44条の代休日と重なった場合は、同規則第40条の休日とみなす。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(給与期間)

第5条 給与期間は、一の月の初日から末日までとする。

(給与の支給)

第6条 基本給及び月例給の支給定日（以下本状において「支給定日」という。）は、毎月16日とし、給与期間の月額を全額を支給する。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる日を支給定日とする。

- 一 16日が日曜日に当たるとき 17日（17日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この項において「祝日」という。）に当たるときは、18日）
  - 二 16日が土曜日に当たるとき 15日
  - 三 16日が祝日に当たるとき 17日
- 2 扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、地域手当、役職手当、特殊勤務手当（特殊業務手当に限る。）、役職職員特別勤務手当、医師手当、専門看護手当、専門薬剤師手当、医療専門資格手当及び臨床研究支援認定手当は、基本給及び月例給の支給方法に準じて支給する。ただし、支給定日までにこれらの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
  - 3 特殊勤務手当（特殊業務手当を除く。）、附加職務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直等手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における基本給及び月例給の支給定日に支給する。
  - 4 業績手当（年度末賞与を除く。）及び業績年俸は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日とし、支給日が土曜日

に当たるときは前日とする。

- 5 業績手当（年度末賞与に限る。）は、理事長の定める日に支給する。
- 6 給与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、法令で定められたもの及び労使協定に基づき、給与の一部を控除して支払うことができる。
- 7 前項前段の規定にかかわらず、給与は、労使協定に基づき、職員が希望する金融機関等の本人名義の口座に振込みを行う方法によって支払うことができる。

（給与の即時払）

第7条 理事長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、本人又は権利者の請求があつたときは、7日以内に給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。

一 本人が死亡したとき。

二 退職したとき。

2 前項の権利者とは、本人の死亡当時当該本人の収入により生計を一にしていた者のうち、次の順位とする。

一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

二 子

三 父母

四 孫及び祖父母

五 その他これらに準ずる者

（非常時払）

第8条 理事長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合であり、かつ、本人の請求があつたときは、第6条に規定する支給日以前であっても既往の労働に対する給与を支払う。

一 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき。

二 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気、災害の費用にあてるとき。

三 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき。

四 その他理事長が特に必要と認めたとき。

（勤務1時間当たりの給与額）

第9条 第70条から第72条まで、第91条、第96条及び第98条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給月額又は月例給額、基本給月額又は月例給額に対する地域手当の月額、特殊勤務手当（放射線取扱手当及び特殊業務手当に限る。）の月額、医師手当の月額、専門看護手当、専門薬剤師手当、医療専門資格手当及び臨床研究支援認定手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を当該年度の所定勤務時間数で除して得た額とする。

（端数の取扱い）

第10条 第4条第5項に規定する日割計算及びその他により給与の額に、1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前条の規定による勤務1時間当たりの給与額、第70条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当の額、第71条の規定により勤務1時間につき支給する休日給の額及び第72条の規定により勤務1時間につき支給する夜勤手当の額（第62条において「1時間当たり給与等」という。）を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、当該額に50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

- 3 一の給与期間の第70条に規定する超過勤務手当、第71条に規定する休日給及び第72条に規定する夜勤手当の支給の基礎となるそれぞれの勤務時間数の合計（それぞれの手当のうち時間外の勤務、休日の勤務、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）の勤務にかかる部分について、その部分ごとに各別に計算し合計）に1時間未満の端数がある場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。
- 4 一の給与期間の欠勤の時間数、育児時間の時間数、介護休業の時間数及び介護時間の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

## 第2章 基本給及び年俸

### 第1節 基本給

（基本給表）

第11条 基本給表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 医療職基本給表（別表第1）
  - イ 医療職基本給表（一）
  - ロ 医療職基本給表（二）
  - ハ 医療職基本給表（三）
- 二 事務職基本給表（別表第2）
- 三 技能職基本給表（別表第3）
- 四 教育職基本給表（別表第4）
- 五 研究職基本給表（別表第5）
- 六 福祉職基本給表（別表第6）
- 七 療養介助職基本給表（別表第7）
- 八 専門技術職基本給表（別表第7-2）
- 九 看護補助職基本給表（別表第7-3）
- 十 医師事務作業補助職基本給表（別表第7-4）
- 十一 技術研究職基本給表（別表第7-5）

- 2 前項の基本給表（以下「基本給表」という。）は、第19条に規定する副院長等基本年俸表、副所長等基本年俸表、任期付職員基本年俸表及び院長等基本年俸表の適用を受ける職員以外のすべての職員（以下「基本給表適用職員」という。）に適用するものとし、その適用範囲は、次に定めるとおりとする。

基本給表		適用範囲
医療職	医療職基本給表（一）	医療業務に従事する医師及び歯科医師に適用する。ただし、副院長等基本年俸表、任期付職員基本年俸表及び院長等基本年俸表の適用を受ける者を除く。

基本給表	医療職基本給表（二）	薬剤師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、管理栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、心理療法士、臨床研究コーディネーター、医学物理士及び理事長が定めるものに適用する。ただし、教育職基本給表及び任期付職員基本年俸表の適用を受ける者を除く。
	医療職基本給表（三）	助産師、看護師、臨床研究コーディネーター及び理事長が定めるものに適用する。ただし、教育職基本給表及び任期付職員基本年俸表の適用を受ける者を除く。
事務職基本給表		他の基本給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、任期付職員基本年俸表及び院長等基本年俸表の適用を受ける者を除く。
技能職基本給表		技能的業務に従事する職員及び労務的業務に従事する職員に適用する。
教育職基本給表		国立看護大学校に勤務する職員で教育に従事することを本務とする職員に適用する。ただし、任期付職員基本年俸表及び院長等基本年俸表の適用を受ける者を除く。
研究職基本給表		専門的科学的知識と創意等をもって研究業務に従事する職員に適用する。ただし、医療職基本給表、副院長等基本年俸表、副所長等基本年俸表、任期付職員基本年俸表及び院長等基本年俸表の適用を受ける者を除く。
福祉職基本給表		児童指導員、保育士、医療社会事業専門員及び理事長が定めるものに適用する。
療養介助職基本給表		療養介助員及び理事長が定めるものに適用する。
専門技術職基本給表		診療情報管理士及び理事長が定めるものに適用する。
看護補助職員基本給表		病棟クラーク及び理事長が定めるものに適用する。
医師事務作業補助職基本給表		医師事務作業補助者及び理事長が定めるものに適用する。
技術研究職基本給表		医学物理士及び理事長が定めるものに適用する。

- 3 基本給表適用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合に基づきこれを基本給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第8に定める級別標準職務表（以下「級別標準職務表」という。）に定めるところとする。
- 4 基本給表適用職員の職務の級は、その職務に応じ、前項の級別標準職務表の定めるところにより、理事長の定める基準に従い決定する。

（初任給）

第12条 新たに基本給表適用職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、級別標準職務表の定めるところにより、理事長の定める基準に従い決定する。

- 2 新たに基本給表適用職員となった者の基本給月額、前項の規定により決定された職務の級又は基本給表の号俸が別表第9に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）に定められているときは当該号俸とし、当該職務の級が同表に定められていないときは同表に定める号俸を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第13条又は第14条の規定により得られる号俸とする。ただし、初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等（学歴免許等の資格については、別表第10に定める学歴免許等資格区分表に定めるところによる。）の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号俸は、その者の属する職務の級の最低の号俸とする。
- 3 初任給基準表は、その者に適用される基本給表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。
- 4 職員が一の職務の級若しくは基本給表から他の職務の級若しくは基本給表に移った場合又は一の職から同じ職務の級若しくは基本給表の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号俸は、理事長の定めるところにより決定する。
- 5 その他新たに基本給表の適用を受ける職員となった者の基本給月額は、理事長の定める基準に従い決定する。

（昇格）

- 第13条 基本給表適用職員を昇格（職員の職務の級を同一の基本給表の上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させる場合の基本給月額は、別表第11に定める昇格対応号俸表（以下「対応号俸表」という。）のその職員の昇格前の号俸（昇格した日の前日に受けていた号俸をいう。以下同じ。）に対応する昇格後の号俸欄の号俸とする。
- 2 昇格の時期は、10月1日とする。  
ただし、当該職員が昇任した場合は昇任日を昇格の時期とする。
  - 3 昇格させようとする職員の昇格前の号俸が対応号俸表の昇格前の号俸欄の号俸より下位の場合は、昇格する級の最低の号俸とする。

（降格）

- 第14条 基本給表適用職員を降格（職員の職務の級を同一の基本給表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させる場合におけるその者の基本給月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。
- 一 降格した日の前日に受けていた基本給月額と同じ額の号俸が降格した級にあるとき  
降格した日の前日に受けていた基本給月額と同じ額の号俸
  - 二 降格した日の前日に受けていた基本給月額が降格した級の最高の号俸に達せず、かつ、当該基本給月額と同じ額の号俸が降格した級にないとき  
降格した日の前日に受けていた基本給月額の直近下位の額の号俸
  - 三 降格した日の前日に受けていた基本給月額が降格した級の最高の号俸を超える額の  
ものであるとき  
降格した級の最高の号俸
- 2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
  - 3 理事長は、前2項の規定による職員の基本給月額が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の基本給月額を決定することができる。

(降号)

第14条の2 理事長は、職員の業績評価の全体評語が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であつて、指導その他の理事長が定める措置を行つたにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

2 前項の規定により職員を降号させる場合におけるその者の号俸は、降号した日の前日に受けていた号俸より二号俸下位の号俸（当該受けていた号俸が職員の属する職務の級の最低の号俸の直近上位の号俸である場合にあっては、当該最低の号俸）とする。

(昇給)

第15条 基本給表適用職員が現に受けている基本給月額（第13条の規定により昇格した職員においては、その昇格した日の前日に受けていた基本給月額）を受けるに至ったときから、10月1日から9月30日までの期間（以下「昇給期間」という。）における、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下この条において「昇給区分」という。）に応じて、次の各号に掲げる表に定める号俸上位の号俸に昇給させることができる。

一 次号に掲げる職員以外の職員

昇給区分		昇給できる号俸数	
		管理職層	中間層・初任層
勤務成績が極めて良好	AA	7号俸	
勤務成績が特に良好	A	6号俸	
勤務成績が良好	B	3号俸	4号俸
勤務成績がやや良好でない	C	2号俸	
勤務成績が良好でない	D	昇給しない	

二 55歳（医療職基本給表（一）又は技能職基本給表の適用を受ける職員にあっては、57歳）を超える職員  
ア イ以外の職員

昇給区分		昇給できる号俸数	
		管理職層・中間層・初任層	
勤務成績が極めて良好	AA	4号俸	
勤務成績が特に良好	A	3号俸	
勤務成績が良好	B	2号俸	
勤務成績がやや良好でない	C	1号俸	

勤務成績が良好でない	D	昇給しない
------------	---	-------

イ 国立研究開発法人国立がん研究センター組織規程（平成22年4月1日規程第2号）第3節に規定する中央病院及び第4節に規定する東病院に所属する職員（中央病院又は東病院を本務とする職員に限る。）のうち医療職基本給表（二）及び医療職基本給表（三）適用職員

昇給区分		昇給できる号俸数
		管理職層・中間層・初任層
勤務成績が極めて良好	AA	2号俸
勤務成績が特に良好	A	1号俸
勤務成績が良好	B	昇給しない
勤務成績がやや良好でない	C	昇給しない
勤務成績が良好でない	D	昇給しない

- 2 前項の昇給の時期は、1月1日（以下、この条において「昇給日」という。）とする。
- 3 第1項各号に掲げる表における、管理職層、中間層及び初任層に該当する職員の区分は、別表第12に定める基本給表別職員層区分表に定めるとおりとする。
- 4 前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号俸数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。この場合において、この項の規定による号俸数が零となる職員は、昇給しない。
- 5 職員の基本給月額がその属する職務の級又は基本給表における基本給の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職務の級にある間は、昇給しない。
- 6 前項までに規定する昇給は、センターの業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、行わない場合がある。

（特別の場合の昇給）

第16条 勤務成績が特に良好な基本給表適用職員が次の各号のいずれかに該当するとき、前条の規定にかかわらず、4号俸上位の号俸に昇給させることができる。ただし、その職員の基本給月額がその属する職務の級又は基本給表における基本給の幅の最高額である場合はこの限りでない。

- 一 業務上の災害により死亡した場合
- 二 業務上の災害により著しい障害の状態になったために解雇される場合

- 2 前項の昇給の時期は、死亡の日又は解雇の日とする。

（再任用職員の基本給月額）

第17条 再任用職員（就業規則第80条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の基本給月額は、第12条から前条までの規定にかかわらず、その者に適用される基本給表に定める再任用職員の基本給月額のうち、その者の職務の級に応じた額とする。

(任期付短時間勤務職員の基本給月額)

第18条 任期付短時間勤務職員の基本給月額は、第12条から第16条までの規定にかかわらず、第12条から第16条までの規定による基本給月額に、就業規則第33条第1項ただし書により定められたその者の1週間についての勤務時間を就業規則第33条第1項本文に定める1週間についての勤務時間で除して得た数(以下「短時間勤務調整数」という。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

## 第2節 年俸

(基本年俸表)

第19条 基本年俸表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 副院長等基本年俸表(別表第13)
- 二 副所長等基本年俸表(別表第14)
- 三 任期付職員基本年俸表(別表第15)
- 四 院長等基本年俸表(別表第16)

2 前項の基本年俸表(以下「基本年俸表」という。)は、基本給表適用職員以外のすべての職員(以下「基本年俸表適用職員」という。)に適用するものとし、その適用範囲は、次に定めるとおりとする。

基本年俸表	適用範囲
副院長等基本年俸表	医療業務に従事するセンター長、副院長、部長、科長、副科長、医長及び室長の職を占める職員に適用する。
副所長等基本年俸表	専門的科学的知識と創意等をもって研究業務に従事するセンター長、副所長、部長、分野長、施設長、室長、ユニット長及び主任研究員の職を占める職員に適用する。
任期付職員基本年俸表	職員人事規程第8条第5項第一号又は同項第二号に規定する招へい型任期付職員に適用する。
院長等基本年俸表	院長、研究所長その他理事長が別に定める職を占める職員に適用する。

3 前項の規定にかかわらず、国立研究開発法人国立がん研究センター企業人事交流審査委員会規程(令和4年規程第40号)に基づき交流が承認された職員のうち理事長が特に必要と認めた職員については、理事長が別に定める基本年俸表または基本年俸額とすることができる。

(初任給)

第20条 基本年俸表適用職員(任期付職員基本年俸表の適用を受ける職員(以下「任期付職員基本年俸表適用職員」という。))及び院長等基本年俸表の適用を受ける職員(以下「院長等基本年俸表適用職員」という。))を除く。)の職務の級は、その職務に応じ、別表第17に定める基本年俸表級別標準職務表に定めるとおりとする。

2 新たに基本年俸表適用職員となった者の年俸の額は、基本年俸額(月例年俸額及び業績年俸額をいう。以下同じ。)のうち、理事長の定める基準により決定した号俸とする。

3 任期付職員基本年俸表適用職員について、別表第15に掲げる号俸により難しいときは、前項の規定にかかわらず、理事長が別に定める基本年俸額とすることができる。

(昇格等)

第21条 基本年俸表適用職員（任期付職員基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員を除く。）を昇格させる場合の基本年俸額は、別表第18に定める基本年俸表昇格等対応号俸表（以下「基本年俸表対応号俸表」という。）のその職員の昇格前の号俸（昇格した日の前日に受けていた号俸をいう。以下同じ。）に対応する昇格後の号俸欄の号俸とする。

2 昇格の時期は、4月1日とする。

ただし、当該職員が昇任した場合は昇任日を昇格の時期とする。

3 昇格させようとする職員の昇格前の号俸が基本年俸表対応号俸表の昇格前の号俸欄の号俸より下位の場合は、昇格する級の最低の号俸とする。

4 同一の基本年俸表における業績年俸額の欄の異動の時期は、当該欄の適用を受ける日とする。

5 医療職基本給表（一）又は研究職基本給表の適用を受ける職員を基本年俸表適用職員（任期付職員基本年俸表適用職員を除く。）に昇任させる場合の基本年俸額は、基本年俸表対応号俸表のその職員の昇任前の号俸（昇任した日の前日に受けていた基本給表の号俸をいう。）に対応する昇任後の号俸欄の号俸とする。

（降格）

第22条 基本年俸表適用職員（任期付職員基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員を除く。）を降格させる場合におけるその者の基本年俸額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

一 降格した日の前日に受けていた基本年俸額と同じ額の号俸が降格した級にあるとき  
降格した日の前日に受けていた基本年俸額と同じ額の号俸

二 降格した日の前日に受けていた基本年俸額が降格した級の最高の号俸に達せず、かつ、当該基本年俸額と同じ額の号俸が降格した級にないとき 降格した日の前日に受けていた基本年俸額の直近下位の額の号俸

三 降格した日の前日に受けていた基本年俸額が降格した級の最高の号俸を超える額のものであるとき 降格した級の最高の号俸

2 理事長は、前項の規定による職員の基本年俸額が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の基本年俸額を決定することができる。

（昇給）

第23条 基本年俸表適用職員（任期付職員基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員を除く。）が現に受けている基本年俸額（第21条の規定により昇格した基本年俸表適用職員においては、その昇格した日の前日に受けていた基本年俸額）を受けるに至ったときから、4月1日から翌年の3月31日までの期間（以下「基本年俸表昇給期間」という。）における当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「基本年俸表昇給区分」という。）に応じて、次の各号に掲げる表に定める号俸上位の号俸に昇給させることができる。

一 次号に掲げる職員以外の職員

昇給区分		昇給できる号俸数
勤務成績が極めて良好	AA	7号俸
勤務成績が特に良好	A	6号俸
勤務成績が良好	B	3号俸

勤務成績がやや良好でない	C	2号俸
勤務成績が良好でない	D	昇給しない

二 55歳（副院長等基本年俸表の適用を受ける職員にあっては、57歳）を超える職員

昇給区分		昇給できる号俸数
勤務成績が極めて良好	AA	4号俸
勤務成績が特に良好	A	3号俸
勤務成績が良好	B	2号俸
勤務成績がやや良好でない	C	1号俸
勤務成績が良好でない	D	昇給しない

- 2 前項の昇給の時期は、4月1日（以下この条において「昇給日」という。）とする。
- 3 前年の昇給日後に新たに基本年俸表適用職員となった者の昇給の号俸数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに基本年俸表適用職員となった日又は号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。この場合において、この項の規定による号俸数が零となる職員は、昇給しない。
- 4 職員の基本年俸額が基本年俸の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には昇給しない。
- 5 前項までに規定する昇給は、センターの業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、行わない場合がある。

（特別の場合の昇給）

第24条 勤務成績が特に良好な基本年俸表適用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、4号俸上位の号俸に昇給させることができる。ただし、その職員の基本年俸額がその属する級における基本年俸の幅の最高額である場合はこの限りでない。

- 一 業務上の災害により死亡した場合
- 二 業務上の災害により著しい障害の状態になったために解雇される場合

2 前項の昇給の時期は、死亡の日又は解雇の日とする。

（月例年俸）

第25条 基本年俸表適用職員の月例年俸の額は、第20条から前条までの規定により定めた号俸に応じた月例年俸額とする。

（業績年俸）

第26条 基本年俸表適用職員の業績年俸の額は、年度単位で定めるものとし、第20条第2項に規定する場合を除き、当該職員の前年度の業績年俸の額に、前年度の当該職員の業務の実績を考慮の上、100分の80から100分の120までの範囲内で理事長の定める基準により理事長がその者に所属する職員の業績に応じて定める割合を乗じて

- 得た額（同項に規定する場合は、同項の業績年俸額とする。）とする。
- 2 前項の業績年俸の額が、当該基本年俸表適用職員の基本年俸表における業績年俸額に理事長の定める割合を乗じて得た額を超える場合は、その額を当該基本年俸表適用職員の業績年俸の額とする。
  - 3 第1項の業績年俸の額が、理事長が定める基準により当該基本年俸表適用職員の前年度以前の業績等を勘案して理事長が定める額を下回る場合は、当該理事長の定める額を当該基本年俸表適用職員の業績年俸の額とすることができる。
  - 4 昇格、同一の職務の級における業績年俸額の欄の異動、降格又は昇給（以下「昇格・昇給等」という。）により、基本年俸表における業績年俸額が増減する場合は、昇格・昇給等前において業績年俸の額について基本年俸表における業績年俸額に対して増減されていた額を、昇格・昇給等後の基本年俸表における業績年俸額に対して増減して得られる額を当該基本年俸表適用職員の業績年俸の額とする。
  - 5 第31条の規定により扶養手当を支給されている職員の業績年俸の額は、第1項から前項までの規定による業績年俸の額に、当該手当の支給額に理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。
  - 6 第59条の規定により地域手当を支給されている職員、第86条の規定により研究員調整手当を支給されている職員又はこれらの手当を支給されている職員の業績年俸の額は、第1項から前項までの規定による業績年俸の額に、これらの手当の支給割合を乗じて得た額を加算した額とする。
  - 7 第1項から前項までの規定により得られた業績年俸の総額は、理事長が前年度のセンターの業績に応じて定める総額を超えてはならない。これを超える場合は、第1項の規定により業績年俸の額が増加した基本年俸表適用職員の当該増加した額を一定の率で減じることにより調整するものとする。
  - 8 業績年俸は、6月1日及び12月1日（以下この条から第28条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、無給派遣職員、就業規則第66条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、就業規則第69条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、自己啓発等休業職員（就業規則第70条の規定により自己啓発等休業をした職員をいう。以下同じ）、配偶者同行休業職員（同規則第70条の2の規定により配偶者同行休業をした職員をいう。以下同じ。）及び交流派遣職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の第6条第4項に定める支給日に支給する。
  - 9 業績年俸の支給額は、6月及び12月に支給する場合とも、第1項から第7項までの規定による業績年俸の額の2分の1の額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ理事長が定める額を減じて得た額）とする。
    - 一 6箇月 100分の100
    - 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80
    - 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60
    - 四 3箇月未満 100分の30
  - 10 当該年度の当該センターの業務の実績が明らかに悪化した場合には、年度途中であっても、理事長が定めるところにより、当該センターの基本年俸表適用職員の業績年俸を減額する場合がある。
  - 11 第9項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が定める。

第27条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第8項の規定にかかわらず、当該

各号の基準日に係る業績年俸（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた業績年俸）は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第100条の規定による懲戒解雇及び論旨解雇の処分を受けた職員
- 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第83条の規定により解雇された職員（同条第1号に該当して解雇された職員を除く。）
- 三 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- 四 次条第1項の規定により業績年俸の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第28条 理事長は、支給日に業績年俸を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該業績年俸の支給を一時差し止めることができる。

- 一 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
  - 二 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し業績年俸を支給することが、職務に対するセンターの社会的責任を確保し、業績年俸に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 理事長は、前項の規定による業績年俸の支給を一時差し止める処分（以下本条において「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
  - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
  - 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る業績年俸の基準日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、業績年俸の支給を差し止める必要がなくなつたとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 5 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

第29条 任期付短時間勤務職員の月例年俸額は、第25条の規定にかかわらず、同条の

規定による月例年俸額に短時間勤務調整数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

第30条 新たに任期付短時間勤務職員となった者の業績年俸額は、第20条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による業績年俸額に短時間勤務調整数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

2 前項の適用を受けた職員の第26条第1項の規程を適用する場合には、同項中「第20条第2項」とあるのは、「第30条第1項」と読み替えるものとする。

### 第3章 手当

#### 第1節 扶養手当

(扶養手当)

第31条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)に係る扶養手当は、事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の基本給表及び基本年俸表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員(以下「事務職8級以上職員等」という。)に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- 一 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- 三 満60歳以上の父母及び祖父母
- 四 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- 五 重度心身障害者

3 前項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

- 一 職員の兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業場その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
- 二 年額1,300,000円以上(満18歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額1,500,000円以上)の恒常的な所得があると見込まれる者

(支給額)

第32条 扶養手当の月額額は、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円(事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び同表以外の基本給表及び基本年俸表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員(以下「事務職7級職員等」という。)については3,500円)、前条第2項第1号に該当する扶養親族(以下、「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円とする。

2 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(届出)

第33条 新たに職員となった者に扶養親族（事務職8級以上職員等については、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務職8級以上職員等から事務職8級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（事務職8級以上職員等に扶養親族たる父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）

二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第31条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び事務職8級以上職員等に扶養親族たる父母等たる要件を欠くに至ったものがある場合を除く。）

2 前項の規定による届出は、扶養親族届により行うものとする。

(確認及び決定)

第34条 理事長は、第33条第2項に規定する届出があったときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により認定した職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当の支給に関する事項を扶養手当認定簿に記載するものとする。

3 理事長は、第1項の認定を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

(支給の始期及び終期)

第35条 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（事務職8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、事務職8級以上職員等から事務職8級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第33条第1項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職8級以上職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（事務職8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に第33条第1項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、事務職8級以上職員等以外の職員から事務職8級以上職員等となった職員に扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職8級以上職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（事務職8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第33条第1項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

一 扶養手当を受けている職員に更に第33条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

- 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（事務職 8 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第 3 3 条第 1 項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- 三 扶養親族たる父母等及び扶養親族たる子で第 3 3 条第 1 項の規定による届出に係るものがある事務職 8 級以上職員等が事務職 8 級以上職員等以外の職員となった場合
- 四 扶養親族たる父母等で第 3 3 条第 1 項の規定による届出に係るものがある事務職 7 級職員等が事務職 7 級職員等及び事務職 8 級以上職員等以外の職員となった場合
- 五 扶養親族たる父母等で第 3 3 条第 1 項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で事務職 8 級以上職員等以外のものが事務職 8 級以上職員等となった場合
- 六 扶養親族たる父母等で第 3 3 条第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で事務職 7 級職員等及び事務職 8 級以上職員等以外のものが事務職 7 級職員等となった場合
- 七 職員の扶養親族たる子で第 3 3 条第 1 項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

（事後確認）

### 第 3 6 条 削除

#### 第 2 節 住居手当

（住居手当）

第 3 7 条 住居手当は、次のいずれかに該当する職員に支給する。

- 一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額 1 6, 0 0 0 円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国家公務員宿舎法第 1 3 条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他理事長の定める職員を除く。）
- 二 第 5 2 条又は第 5 4 条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（理事長が定める住宅を除く。）を借り受け、月額 1 6, 0 0 0 円を超える家賃を支払っているもの

（支給額）

第 3 8 条 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

- 一 前条第 1 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に 1 0 0 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
  - イ 月額 2 7, 0 0 0 円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 1 6, 0 0 0 円を控除した額
  - ロ 月額 2 7, 0 0 0 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 2 7, 0 0 0 円を控除した額の 2 分の 1（その控除した額の 2 分の 1 が 1 7, 0 0 0 円を超えるときは 1 7, 0 0 0 円）を 1 1, 0 0 0 円に加算した額
- 二 前条第 2 号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の 2 分の 1 に相当する額（その額に 1 0 0 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

（届出）

第 3 9 条 新たに第 3 7 条の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届により、その居住の実情、住宅の所有関

係等を速やかに理事長等に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

(確認及び決定)

第40条 理事長は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第37条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を住居手当認定簿に記載するものとする。

(家賃の算定の基準)

第41条 第39条第1項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、次に掲げる基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

- 一 居住に関する支払額に食費等が含まれている場合 その支払額の100分の40に相当する額
- 二 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合 その支払額の100分の90に相当する額

(支給の始期及び終期)

第42条 住居手当の支給は、職員が新たに第37条の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第39条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 住居手当の支給を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後確認)

第43条 削除

### 第3節 通勤手当

(通勤手当)

第44条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤（職員が勤務のため、その者の住居と事業場との間を往復することをいう。）のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。）が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

二 通勤のため自動車その他次に掲げるもの（センターの所有に属するものを除く。以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

イ 自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具

ロ 自転車、そり、スキー及び舟艇。ただし、原動機付のものを除く。

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

四 前3号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、次のいずれかに該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると認めるものとする。

イ 住居が離島にある職員

ロ 労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号。以下「労災保険法施行規則」という。）別表第1に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員

（支給額）

第45条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前条第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。

二 前条第2号に掲げる職員 次に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

イ 片道5キロメートル未満 2,000円

ロ 片道5キロメートル以上10キロメートル未満 4,200円

ハ 片道10キロメートル以上15キロメートル未満 7,300円

ニ 片道15キロメートル以上20キロメートル未満 10,400円

ホ 片道20キロメートル以上25キロメートル未満 13,500円

ヘ 片道25キロメートル以上30キロメートル未満 16,600円

ト 片道30キロメートル以上35キロメートル未満 19,700円

チ 片道35キロメートル以上40キロメートル未満 22,800円

リ 片道40キロメートル以上45キロメートル未満 25,900円

ヌ 片道45キロメートル以上50キロメートル未満 29,100円

ル 片道50キロメートル以上55キロメートル未満 32,300円

ヲ 片道55キロメートル以上60キロメートル未満 35,500円

ワ 片道60キロメートル以上65キロメートル未満 38,700円

カ 片道65キロメートル以上70キロメートル未満 42,200円

ヨ 片道70キロメートル以上75キロメートル未満 45,700円

タ 片道75キロメートル以上80キロメートル未満 49,200円

レ 片道80キロメートル以上85キロメートル未満 52,700円

ソ 片道85キロメートル以上90キロメートル未満 56,200円

ツ 片道90キロメートル以上95キロメートル未満 59,600円

ネ 片道95キロメートル以上100キロメートル未満 63,000円

ナ 片道100キロメートル以上 66,400円

- 三 前条第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額
- 2 事業場を異にする異動、採用（以下異動等）又は在勤する事業場の移転に伴い、所在する地域を異にする事業場に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で理事長が定めるもののうち、前条第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動等又は事業場の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - 一 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第4項において「特別料金等相当額」という。）
  - 二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 3 前項の規定は、新たに基本給表又は基本年俸表（以下「基本給表等」という。）の適用を受ける職員となった者のうち、前条第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用に係る事情等を考慮して理事長が定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員の通勤手当の月額の算出について準用する。
- 4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態は第45条の2で定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（理事長が定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額とする。
  - 一 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で一箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として第45条の3で定める額
  - 二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額
- 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額）、第1項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）及び前項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項から前項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
  - 一 削除
  - 二 削除

（駐車場等の要件）

第45条の2 第45条第4項で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 事業場の周辺又は第47条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎

となる経路若しくはこれに準ずるものとして理事長が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。

- 二 職員が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。
  - 三 その利用について職員の配偶者若しくは第31条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして理事長が定める施設でないこと。
- 2 前項に規定する要件を満たさない場合であって、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると理事長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、理事長が別に定める要件とすることができる。

（駐車場等に係る通勤手当の額）

第45条の3 第45条第4項で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が5,000円を超える場合にあっては、5,000円）とする。

- 一 一の駐車場等を利用する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額
  - イ 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額
  - ロ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が二以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
  - ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 理事長が定める額
- 二 二以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号イからハまでに定める額を合計した額

（届出）

第46条 職員は、新たに第44条の職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届により、その通勤の実情を速やかに理事長に届け出なければならない。

- 2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても、前項と同様とする。
  - 一 事業場を異にして異動した場合
  - 二 住居、通勤経路、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合

（確認及び決定）

第47条 理事長は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が第44条の職員たる要件を具備していること又は第45条の2に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出を求める等の方法により確認し、その者が第44条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定により通勤手当の額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を通勤手当認定簿に記載するものとする。

（支給の始期及び終期）

第48条 通勤手当の支給は、職員に新たに第44条の職員たる要件が具備されるに至つ

た場合においては、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が退職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が退職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、次の各号に掲げる区分のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める月から行うものとする。

一 理事長が定める場合 その日の属する月

二 第46条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後  
にされた場合 その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）

- 2 通勤手当は、これを受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。ただし、理事長が定める場合にはその事実の生じた日の属する月から支給額を改定する。前項第2号の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。
- 3 新たに基本給表等の適用を受ける職員となった者又は事業場を異にして異動した職員が当該適用又は当該異動の直後に在勤する事業場への勤務を開始すべきこととされる日に第44条の職員たる要件を具備するときは、当該適用の日又は当該異動の発令日を同条の職員たる要件が具備されるに至った日として取り扱い、同条の規定による支給の開始又は第45条の規定による支給額の改定を行うものとする。
- 4 通勤手当は、支給単位期間（理事長が定める通勤手当にあつては、理事長が定める期間）に係る最初の月の理事長が定める日に支給する。
- 5 第44条の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は、支給しない。
- 6 出張先において月の初日から末日までの全日数にわたって通勤に類する行為があり、かつ、その間に国立研究開発法人国立がん研究センター旅費規程（平成22年規程第12号）による宿泊料を含む旅費が支給されていない場合は、前項の規定にかかわらず、その月についてはその出張先において勤務する場所を事業場とみなして支給することができる。
- 7 第45条の規定は、前項の規定により支給する額について準用する。

（返納）

第49条 通勤手当を支給される職員につき、退職その他の理事長が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が定める額を返納させるものとする。

（事後確認）

第50条 削除

（支給単位期間）

第51条 この節において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

第4節 単身赴任手当

(単身赴任手当)

第52条 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して困難(以下「通勤困難」という。)であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業場に通勤することが、通勤距離等を考慮して通勤困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 前項及び第54条のやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。
  - 一 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母若しくは同居の親族を介護すること。
  - 二 配偶者が学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。
  - 三 配偶者が引き続き就業すること。
  - 四 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅(理事長が定めるこれに準ずる住宅を含む。)を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。
  - 五 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情
- 3 第1項に定める通勤困難の基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。
  - 一 理事長の定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル以上であること。
  - 二 前号と同様に算定した通勤距離が60キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。

(支給額)

第53条 単身赴任手当の月額は、30,000円(職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下「交通距離」という。)が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて第3項に定める額を加算した額)とする。

- 2 前項に規定する交通距離の算定は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法による職員の住居から配偶者の住居までの経路の長さについて、理事長の定めるところにより行うものとする。
- 3 第1項の交通距離の区分に応じて定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - 一 100キロメートル以上300キロメートル未満 8,000円
  - 二 300キロメートル以上500キロメートル未満 16,000円
  - 三 500キロメートル以上700キロメートル未満 24,000円
  - 四 700キロメートル以上900キロメートル未満 32,000円
  - 五 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 40,000円
  - 六 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 46,000円
  - 七 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 52,000円
  - 八 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 58,000円
  - 九 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 64,000円
  - 十 2,500キロメートル以上 70,000円

(権衡職員の範囲等)

第54条 新たに職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の

- 住居から当該適用の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して通勤困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員、その他第52条の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして次に定める職員には、前条第1項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 一 就業規則第78条第2項の規定により国等への人事異動を命ぜられた職員が職務に復帰したことに伴い、住居を移転し、第52条第2項に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該復帰等の直前の住居から当該復帰等の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員
  - 二 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、第52条第2項に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であって、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められる職員以外の職員で当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるもののうち、単身で生活することを常況とする職員
  - 三 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、第52条第2項に規定するやむを得ない事情に準じて理事長が次に定める事情（以下「理事長の定める事情」という。）により、同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と別居することとなった職員（配偶者のない職員に限る。）で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの（当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員
  - イ 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が学校教育法第1条に規定する学校その他の教育施設に在学する場合
  - ロ その他満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が職員と同居できないと認められるイに類する事情
  - 四 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転した後、理事長が次に定める特別の事情（以下「理事長の定める特別の事情」という。）により、当該異動又は事業場の移転の直前に同居していた配偶者（配偶者のない職員にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下「配偶者等」という。）と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は事業場の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと理事長が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員
  - イ 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母を介護するため、住居の移転を伴う直近の事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転（給与法適用職員等であった者から引き続き職員となった場合の当該適用及び就業規則第78条第2項の規定により国等への人事異動を命ぜられた職員が職務に復帰した場合を含む。以下この号において「異動等」という。）の直前の居住地（同一市町村内を含む。以下同じ。）に転居すること。
  - ロ 配偶者が学校教育法第1条に規定する学校その他の教育施設に入学又は転学する子を養育するため、住居の移転を伴う直近の異動等の直前の居住地に転居すること。
  - ハ その他配偶者が職員と同居できないと認められるイ及びロに類する事情
- 五 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、第52条第2項に規定するやむを得ない事情（配偶者のない職員にあつては、理事長の定める

事情)により、同居していた配偶者等と別居することとなった職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの(当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるものを含む。)のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

六 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転した後、理事長の定める特別の事情により、当該異動又は事業場の移転の直前に同居していた配偶者等と別居することとなった職員(当該別居が当該異動又は事業場の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。)で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの(当該別居の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと理事長が認めるものを含む。)のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

七 第2号から前号までの規定中「事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い」とあるのを「新たに基本給表等の適用を受ける職員となったことに伴い」と、「異動又は事業場の移転」とあるのを「適用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

八 その他第52条の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員

2 職員の配偶者が単身赴任手当又は国、地方公共団体その他のこれに相当する手当(給与法適用職員等が受ける第52条又は前項各号に基づく単身赴任手当に相当する手当をいう。)の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。

(届出)

第55条 新たに第52条又は第54条第1項各号の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類(住民票等配偶者との別居の状況等を明らかにする書類、診断書、在学証明書、就業証明書等職員が配偶者等と別居することとなった事情を明らかにする書類(これらの書類の写しを含む。))を添付して、単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに理事長に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

(確認及び決定)

第56条 理事長は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第52条又は第54条第1項各号の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により単身赴任手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を単身赴任手当認定簿に記載するものとする。

(支給の始期及び終期)

第57条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに第52条又は第54条第1項各号の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が第52条又は第54条第1項各号に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前

月)をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第55条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

- 2 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後確認)

## 第58条 削除

### 第5節 地域手当

(地域手当)

第59条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して別表第19に定める地域手当支給区分表の支給事業場(以下この条において「支給事業場」という。)に在勤する職員に支給する。

- 2 医療研究連携加算は、医療研究上の一体性を考慮して、別表第19の2に定める医療研究連携加算表の支給事業場に在勤する職員(第6項の適用を受ける職員を除く。)に支給する。

- 3 地域手当の月額は、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分(以下この条において「支給区分」という。)に応じて、当該各号に掲げる割合(前項に規定する医療研究連携加算を支給する場合は、当該各号に掲げる割合に医療研究連携加算の支給割合を加えた割合とする。以下この条において「支給割合」という。)を乗じて得た額とする。

- 一 1級地 100分の20
- 二 2級地 100分の16
- 三 3級地 100分の12
- 四 4級地 100分の8
- 五 5級地 100分の4

- 4 地域手当の支給事業場の支給区分及び支給割合は、別表第19に定める地域手当支給区分表の支給区分及び支給割合とする。

- 5 医療研究連携加算の支給事業場の支給区分及び支給割合は、別表第19の2に定める医療研究連携加算表の支給区分及び支給割合とする。

- 6 支給割合が100分の18以上の事業場以外の事業場に在勤する医療職基本給表(一)、副院長等基本年俸表又は院長等基本年俸表の適用を受ける職員には、第3項の規定にかかわらず、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の18を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

- 7 支給事業場に在勤する職員がその在勤する事業場を異にして異動した場合(これらの職員が当該異動の日の前日に在勤していた事業場に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が定める場合に限る。)において、当該異動の直後に在勤する事業場に係る支給割合(第5項に規定する医療研究連携加算の支給割合を含む。以下この項において「異動後の支給割合」という。)が当該異動の日の前日に在勤していた事業場に係る支給割合(支給割合は、別表第19に定める1級地の支給割合を超えない範囲とし、理事長が定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が定める割合とする。以下この項において「異動前の支給割合」という。)に達しないこととなる時、又は当該異動の直後に在勤する事業場が支給事業

場に該当しないこととなるときは、当該職員には、前項の規定により当該異動に係るこの項本文の規定による支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、前各項の規定にかかわらず、当該異動の日から1年を経過するまでの間、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額合計額に異動前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあつては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合）を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から1年を経過するまでの間に更に在勤する事業場を異にして異動した場合その他理事長の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、理事長の定めるところによる。

- 一 削除
- 二 削除

8 給与法適用職員等であった者が、引き続き基本給表等又は基本年俸表の適用を受ける職員となり、支給割合が100分の20の支給事業場以外の事業場に在勤することとなった場合において、次の各号のいずれにも該当する職員で、基本給表等又は基本年俸表の適用を受けることとなった日（以下この項において「適用日」という。）前3年以内の給与法適用職員等として勤務していた期間（常時勤務を要する者として適用日の前日まで引き続き勤務していた期間に限る。以下この項において「対象期間」という。）を基本給表等又は基本年俸表の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に前項に規定する地域手当の支給要件を具備することとなるものに、地域手当を支給する。

一 人事交流等により基本給表等又は基本年俸表の適用を受ける職員となった者であること。

二 対象期間に人事院規則9-49（地域手当）第2条に規定する地域において勤務していた者（適用日前3年間以内の期間において、かつて基本給表等又は基本年俸表の適用を受ける職員として勤務していた者で人事交流等により引き続き給与法適用職員等となったものにあつては、当該期間に支給事業場において勤務していた者）であること。

9 地域手当の支給は、第4条の規定を準用する。

## 第6節 役職手当

（役職手当）

第60条 役職手当は、管理又は監督の地位にある職員、独立して職務を行うことのできる職員及びこれらに準ずる職員に対して支給する。

2 前項の職員は、別表第20に定める役職手当適用区分表（以下「役職手当適用区分表」という。）に掲げる職名を占める職員とする。

3 役職手当の月額は、役職手当適用区分表の区分に応じ同表に定める額とする。

4 役職手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合には役職手当は支給しない。

5 役職手当の支給は、第4条の規定を準用する。

6 役職手当を受ける職員が勤務する事業場の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、当該職員の役職手当を減額する場合がある。

## 第7節 特殊勤務手当

（特殊勤務手当）

第61条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- 一 放射線取扱手当
- 二 夜間看護等手当

- 三 ヘリコプター搭乗救急医療手当
- 四 防疫等作業手当
- 五 救急医療体制等確保手当
- 六 特殊業務手当
- 七 緊急援助手当

(放射線取扱手当)

第62条 放射線取扱手当は、職員がエックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業又は電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第3条第1項に規定する管理区域内において同規則第2条第3項に掲げられた業務に従事し、1月当たりの外部被ばく実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが同規則第8条第3項に定める測定（同項ただし書によるものを除く。）により認められた場合に支給する。

- 2 前項の手当の額は、1月につき7,000円とする。
- 3 第1項に規定する測定に係る確認ができないため、放射線取扱手当を次の給与期間に支給できないときにおいては、放射線取扱手当にかかる1時間当たり給与等を算定する際に、第9条及び第10条第2項の規定にかかわらず、理事長が定める算定方法によることができる。ただし、第9条及び第10条第2項の規定により算定する場合よりも不利とすることはできない。

(夜間看護等手当)

第63条 夜間看護等手当は、深夜において行われる業務に従事した職員に支給する。

- 2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の表に掲げる時間数（就業規則第41条第2項の規定により指定された勤務（同規則第42条第1項の規定により勤務の指定が変更された場合の勤務を含む。）の始業時刻から終業時刻までの時間数のうち深夜に係る時間数をいう。）の区分及び職種の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

職種の区分	時間数の区分			
	7時間	4時間以上 7時間未満	2時間以上 4時間未満	2時間未満
医師又は 歯科医師	9,900円	4,800円	4,300円	2,900円
助産師、看護師 又は准看護師	10,000円	5,500円	4,500円	2,200円
その他の職員	6,000円	2,900円	2,600円	1,800円

- 3 職員（徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員及び第44条第1項第2号の規定に該当し、同条の規定による通勤手当の支給を受ける職員を除く。）が深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合（当該通勤のためセンターの所有又は借上げに係る自動車等を利用する場合（料金等の一部又全部をセンターが負担するタクシー等を利用する場合を含む。）以外の場合に限る。）における第1項の業務に係る手当額については、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。

- 一 通勤距離（通勤手当の認定に係る総通勤距離をいう。以下同じ。）が片道5キロメートル未満の職員 380円
- 二 通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の職員 760円

三 通勤距離が片道10キロメートル以上の職員 1,140円

(ヘリコプター搭乗救急医療手当)

第64条 ヘリコプター搭乗救急医療手当は、職員（副院長等基本年俸表又は医療職基本給表の適用を受けるものに限る。）が、ヘリコプターに搭乗して、次に掲げる業務に従事した場合に支給する。

- 一 ヘリコプターを用いた救急医療において、機内等で行う診療等の業務
  - 二 ヘリコプターを用いた患者搬送において、機内で行う診療等の業務
  - 三 前二号の業務にかかる訓練
- 2 前項の手当の額は、業務に従事した回数1回につき、次の各号に定める額とする。
- 一 副院長等基本年俸表又は医療職基本給表(一)の適用を受ける職員  
5,000円
  - 二 医療職基本給表の適用を受ける職員(第1号に掲げる者を除く。) 3,000円
- 3 次の各号に該当する場合には、前項の手当の額に、当該額に当該各号に定める支給割合を乗じた額を加算するものとする。
- 一 1回のヘリコプターへの搭乗時間が2時間を超える場合 100分の100
  - 二 理事長が定める場合 理事長が定める割合

(防疫等作業手当)

第65条 防疫等作業手当は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに人事院がこれらに相当すると認める感染症（以下「感染症」という。）の患者を入院させるための感染症病棟又は感染症病室に配置されている職員のうち医療職俸給表（一）及び副院長等基本年俸表の適用を受ける職員以外の職員が感染症の病原体に汚染されている区域において患者の看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき。

- 2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき290円とする。

(救急医療体制等確保手当)

第66条 救急医療体制等確保手当は、医師、歯科医師又は助産師である職員が次項、第6項、第8項、第9項又は第10項に規定する業務に従事した場合（第5項及び第7項において準用する場合を含む。）に支給する。

- 2 次の各号に掲げる病院（理事長が定めるときはその一部）において、医師又は歯科医師である職員が、各病院の診療時間外（第4項各号に掲げる時間帯をいう。）に救急外来患者にかかる1時間以上の診療業務（宿日直勤務において実施することとされているものを除く。本条において同じ。）に従事した場合は、当該診療業務に従事した回数1回につき、次項に定める額を支給する。
- 一 所在する地域において第3次救急医療を担当する病院
  - 二 所在する地域において第2次救急医療を担当する病院
  - 三 前2号に準ずるものとして理事長が定めるもの
- 3 前項の額は、次の各号に掲げる場合において当該各号に掲げる額とする。
- 一 第2号及び第3号に掲げる場合以外の場合 6,000円（診療業務に従事した時間が4時間未満の場合は3,000円）
  - 二 次の診療業務に従事した場合（次号に該当するものを除く。） 12,000円（診療業務に従事した時間が4時間未満の場合は6,000円）
    - イ 前項第1号に該当する病院において、第3次救急医療に応需するための業務として理事長が定めるもの
    - ロ 前項第2号に該当する病院において、第2次救急医療に応需するための業務とし

て理事長が定めるもの

- 三 前号イ又はロの診療業務に従事した時間（次項第2号に掲げる時間帯のものに限る。）が8時間以上の場合 18,000円
- 4 第2項の診療業務に従事した回数は、次の各号に掲げる時間帯ごとに1回とする。
  - 一 休診日（祝日、年末年始の休日、土曜日若しくは日曜日に限る。）の午前8時30分から午後5時15分までの間又は休診日以外で理事長が定める時間帯
  - 二 午後5時15分（診療時間の終了時刻が午後5時15分より後の場合は当該時刻）から翌日午前8時30分（診療時間の開始時刻が午前8時30分より前の場合は当該時刻）までの間
- 5 第75条第2項に規定する救急呼出（同条第3項に該当する場合及びこれに準ずるものを含む。）により、第2項に規定する診療業務に従事した場合は、前3項の規定を準用する。
- 6 医師が分娩業務（当該業務に際して行われる業務で理事長が定めるものを含む。）に従事した場合は、当該業務に従事した回数1回につき、10,000円を支給する。
- 7 前項の規定は、理事長が定める要件に該当する助産師について準用する。
- 8 医師又は歯科医師ががん相談対話外来業務（セカンドオピニオン業務を含む）又は病理相談外来業務に従事した場合には、当該業務に従事した回数1回につき、5,000円を支給する。
- 9 医師又は歯科医師が、理事長の定める、観血的処置を実施した場合には、理事長の定める額を支給する。
- 10 医師又は歯科医師（宿日直勤務を命ぜられた者又は救急呼出に備えて自宅等において待機を行った者のうち、本条第5項による手当の支給を受けていないものに限る。）が、救急医療等の業務（理事長が定めるものに限る。）に従事した場合には、理事長が定める額を支給する。ただし、当該患者が引き続き入院した場合には、入院後に当該患者を診療した医師又は歯科医師（理事長の定める者に限る。）に対して、理事長が定める額を支給する。

（特殊業務手当）

- 第67条 特殊業務手当は、別表第21に定める特殊業務手当支給区分表（以下「特殊業務手当支給区分表」という。）の種別欄に掲げる職員に対して支給する。
- 2 前項の手当の額は、1月当たり、特殊業務手当支給区分表に掲げる種別区分に応じた月額欄に定める額とする。
  - 3 特殊業務手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全勤務日にわたり勤務しなかった場合には特殊業務手当は支給しない。
  - 4 特殊業務手当の支給は、第4条の規定を準用する。

（緊急援助手当）

- 第68条 緊急援助手当は、職員が国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和62年法律第93号。以下「国際緊急援助隊法」という。）の規定に基づく国際緊急援助隊の活動が行われる海外の地域において次に掲げる業務に従事したときに支給する。
- 一 国際緊急援助隊法第2条に規定する国際緊急援助活動（次号に掲げる業務を除く。）
  - 二 国際緊急援助隊法第2条第3号に掲げる活動として行う調査又は助言（災害の現場において行う業務を除く。）
  - 三 国際緊急援助隊法第3条第3項において準用する同条第2項第2号に掲げる輸送
- 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額（同項第1号又は第2号の業務のうち、心身に著しい負担を与えると理事長が認める業務に従事した場合にあっては、当該各号に定める額にその100分の50（現地の治安の状況等により、当該業務が心身に著しい緊張を与えると理事

長が認める場合にあつては、100分の100)に相当する額を超えない範囲内において理事長が定める額を加算した額)とする。

一 前項第1号の業務 4,000円

二 前項第2号の業務 3,000円

三 前項第3号の業務 1,400円

3 同一の日において、第1項第1号の業務及び同項第2号の業務に従事した場合にあつては同項第2号の業務に係る手当を、同項第1号の業務及び同項第3号の業務に従事した場合にあつては同項第3号の業務に係る手当を支給しない。

4 第1項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体等の要請に基づき国際緊急援助隊法第2条に規定する国際緊急援助活動に準ずる業務に従事したときには、第2項及び第3項の規定に準じて緊急援助手当を支給することができる。

#### 第8節 附加職務手当

(附加職務手当)

第69条 附加職務手当は、担当すべき職務としてあらかじめ割り振られた職務(本務)以外の理事長の命令により特に附加された職務(附加職務)のうち、地方公共団体等の要請等による診療援助の業務等理事長の定める業務に従事したときに理事長の定める額を支給する。

#### 第9節 超過勤務手当等

(超過勤務手当)

第70条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、超過勤務手当を支給する。ただし、役職手当の支給を受ける職員、任期付職員基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員には、第4項を除き適用しない。

2 超過勤務手当の額は、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ定める割合を乗じて得た額とする。

一 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。)における勤務 100分の125  
ただし、その勤務が深夜である場合は、100分の150

二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135ただし、その勤務が深夜である場合は、100分の160

3 正規の勤務時間を超えて勤務した時間(以下、この項において「超過勤務時間」という。)が1箇月について60時間を超えた場合においては、その超えた時間に対しては、前項の規定にかかわらず勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(ただし、その勤務が深夜である場合は、100分の175)を乗じて得た額とする。ただし、就業規則第48条に規定する代替休暇を取得した場合は、60時間を超えた超過勤務時間のうち当該代替休暇に相当する超過勤務時間については、前項の規定による額とする。

4 役職手当の支給を受ける職員、任期付職員基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員には、第2項第1号ただし書、第2号ただし書及び前項ただし書を適用する。

(休日給)

第71条 就業規則第34条第3項に規定する祝日法による祝日(同規則第44条の規定により代休日を指定されて、当該祝日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該祝日に代わる代休日。以下「祝日法による祝日等」という。)、同規則

第34条第3項に規定する年末年始の休日（同規則第44条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）又はこれらの日に準ずるものとして理事長が定める日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日給として支給する。ただし、役職手当の支給を受ける職員、任期付職員基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員には、適用しない。

（夜勤手当）

第72条 正規の勤務時間として深夜に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

#### 第10節 宿日直等手当

第73条 宿日直等手当の種類は、次のとおりとする。

- 一 宿日直手当
- 二 救急呼出待機手当

（宿日直手当）

第74条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、次の各号に掲げる宿日直勤務の区分に応じ、当該各号に定める額を宿日直手当として支給する。ただし、宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

- 一 医師の宿日直勤務 22,500円
- 二 医師以外の宿日直勤務 7,700円

2 前項の勤務は、第70条から第72条までの勤務には含まれないものとする。

（救急呼出待機手当）

第75条 理事長が定める要件に該当する病院において、救急呼出に備えて自宅等において待機を行った職員（副院長等基本年俸表又は医療職基本給表の適用を受けるものに限る。）には、その待機1回につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を救急呼出待機手当として支給する。ただし、待機を行った時間（救急呼出により勤務した時間を含む。）が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

- 一 副院長等基本年俸表又は医療職基本給表（一）の適用を受ける職員 22,500円
- 二 医療職基本給表の適用を受ける職員（第1号に掲げる者を除く。） 2,000円

2 前項の救急呼出とは、正規の勤務時間以外の時間（祝日法による祝日等又は年末年始の休日等を含む。）において、救急医療等の業務（理事長が定めるものに限る。）の必要が生じた場合に当該業務に従事することについて時間帯を指定した予告を受けた職員が当該業務に従事することをいう。

3 時間帯を指定した予告を受けず、理事長が定める救急呼出に準ずる業務に従事した場合は、当該従事した時間を第1項の待機を行った時間とみなして、同項を適用する。

#### 第11節 役職職員特別勤務手当

（役職職員特別勤務手当）

第76条 役職職員特別勤務手当は、次に掲げる場合に支給する。

- 一 役職手当の支給を受ける職員、任期付職員基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により就業規則第40条の規定に基づく休日又は祝日法による祝日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合（次号による勤務及び深夜に勤務した場合を除く。）
  - 一の二 役職手当の支給を受ける職員（副院長等基本年俸表又は医療職基本給表の適用を受けるものに限る。）が、前条第1項の要件に該当する病院において、次に定める勤務を行った場合（深夜に勤務した場合を除く。）
    - イ 宿日直勤務を行っている際に、診療等の業務（宿日直勤務において実施することとされているものを除く。）を行った場合
    - ロ 前条による救急呼出により勤務した場合
    - ハ イ又はロに準ずるものとして理事長が定める勤務を行った場合
  - 二 すでに就いている職務に加えて特別に副院長としての職務を命じられ、当該職務に従事した場合
  - 三 前号に準じる場合であると理事長が認めた場合
- 2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 前項第1号及び第1号の2の場合 前項第1号及び第1号の2の規定による勤務1回につき、次の表の区分に応じた、当該区分の支給額
    - イ 役職手当の支給を受ける職員のうち副院長等基本年俸表の適用を受ける職員

区 分		支給額（6時間を超える勤務の場合）
役職手当 の種別	一種	15,500円（23,250円）
	二種	14,000円（21,000円）
	三種	12,500円（18,750円）

ロ 役職手当の支給を受ける職員のうちイ以外の職員

区 分		支給額（6時間を超える勤務の場合）
役職手当 の種別	一種	12,000円（18,000円）
	二種	10,000円（15,000円）
	三種	8,500円（12,750円）
	四種	7,000円（10,500円）
	五種	6,000円（9,000円）

ハ 任期付職員基本年俸表適用職員

区 分		支給額（6時間を超える勤務の場合）
7号俸以上		12,000円（18,000円）

5号俸・6号俸	10,000円(15,000円)
3号俸・4号俸	8,500円(12,750円)
2号俸以下	7,000円(10,500円)

二 院長等基本年俸表適用職員

区 分	支給額(6時間を超える勤務の場合)
	18,000円(27,000円)

- 二 前項第2号及び第3号の場合 前項の手当の支給を受ける職員の属する職務の級における最高号俸の基本給月額又は月例給額に100分の10を乗じて得た額を最高限度として理事長の承認を得て定めた額
- 3 第1項第2号又は第3号の規定により役職職員特別勤務手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合には役職職員特別勤務手当は支給しない。
- 4 第1項第2号又は第3号の規定による役職職員特別勤務手当の支給は、第4条の規定を準用する。
- 5 第1項第2号又は第3号の規定により役職職員特別勤務手当を受ける職員が勤務する事業場の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、当該職員の役職職員特別勤務手当を減額する場合がある。

第12節 業績手当

(業績手当)

第77条 業績手当は、センター及び職員の業績に応じて支給する。

- 2 業績手当は、次の各号に掲げるものの合計とする。ただし、第1号及び第2号の規定は、基本年俸表適用職員には適用しない。
- 一 基礎的支給部分
  - 二 業績反映部分
  - 三 年度末賞与

(基礎的支給部分)

第78条 基礎的支給部分は、6月1日及び12月1日(以下この条から第81条まで及び第94条及び第95条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、無給派遣職員、就業規則第66条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間(これに相当する期間含む。)がある職員以外の職員、就業規則第69条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間(これに相当する期間含む。)がある職員以外の職員、自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員及び交流派遣職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の第6条第4項に定める支給日に支給する。

- 2 基礎的支給部分の額は、基礎的支給部分算定基礎額に、6月に支給する場合においては100分の126.25、12月に支給する場合においては100分の141.25を乗じて得た額(役職手当の支給を受けている職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の106.25、12月に支給する場合においては100分の

- 121.25を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- 一 6箇月 100分の100
  - 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80
  - 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60
  - 四 3箇月未満 100分の30
- 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の65」と、「100分の141.25」とあるのは「100分の80」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の55」と、「100分の121.25」とあるのは「100分の70」とする。
- 4 第2項の基礎的支給部分算定基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 5 事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務が係長以上であるもの並びに同表以外の各基本給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度合を考慮してこれに相当する職員として当該各基本給表につき理事長の定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、基本給月額の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額に理事長の定める職名の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額(理事長の定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に基本給月額に100分の25を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の基礎的支給部分算定基礎額とする。
- 6 看護補助職基本給表適用職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の100」と、「100分の141.25」とあるのは「100分の100」とする。
- 7 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が定める。

第79条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る基礎的支給部分(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた基礎的支給部分)は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第100条の規定による懲戒解雇及び論旨解雇の処分を受けた職員
- 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第83条の規定により解雇された職員(同条第1号に該当して解雇された職員を除く。)
- 三 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- 四 次条第1項の規定により基礎的支給部分の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第80条 理事長は、支給日に基礎的支給部分を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該基礎的支給部分の支給を一時差し止めることができる。

- 一 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

- 二 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し基礎的支給部分を支給することが、職務に対するセンターの社会的責任を確保し、基礎的支給部分に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 理事長は、前項の規定による基礎的支給部分の支給を一時差し止める処分（以下本条において「一時差し止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差し止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差し止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差し止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- 一 一時差し止処分を受けた者が当該一時差し止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
- 二 一時差し止処分を受けた者について、当該一時差し止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- 三 一時差し止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差し止処分に係る基礎的支給部分の基準日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長が、一時差し止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、基礎的支給部分の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差し止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 理事長は、一時差し止処分を行う場合は、当該一時差し止処分を受けるべき者に対し、当該一時差し止処分の際、一時差し止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 5 前各項に規定するもののほか、一時差し止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

（業績反映部分）

- 第81条 業績反映部分は、基準日にそれぞれ在職する職員（休職にされている者（第92条第1項の規定の適用を受ける休職者を除く。）、停職者、専従休職者、派遣職員、就業規則第66条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員、就業規則第69条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員、交流派遣職員及び看護補助職基本給表適用職員を除く。）に対し、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の業績に応じて、それぞれ基準日の属する月の第6条第4項に定める支給日に支給する。
- 2 業績反映部分の額は、理事長の定める基準により理事長が職員の業績に応じて定めた額とする。この場合において、理事長が定める業績反映部分の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えない範囲内で理事長が前年度のセンターの業績に応じて定める総額を超えてはならない。
- 一 前項の職員のうち役職手当の支給を受ける職員（第3号に掲げる者を除く。）当該職員の業績反映部分算定基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の118.75を乗じて得た額の総額
- 二 前項の職員のうち役職手当の支給を受けない職員（第4号に掲げる者を除く。）当該職員の業績反映部分算定基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の98.75を乗じて得た額の総額

- 三 前項の職員のうち役職手当の支給を受ける再任用職員 当該職員の業績反映部分算定基礎額に、100分の55を乗じて得た額の総額
- 四 前項の職員のうち役職手当の支給を受けない再任用職員 当該職員の業績反映部分算定基礎額に、100分の45を乗じて得た額の総額
- 3 前項の業績反映部分算定基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき基本給月額月額並びにこれに対する地域手当の月額合計額とする。
- 4 各職員の業績反映部分の額は、当該職員の業績反映部分算定基礎額に第2項各号に掲げる職員の区分ごとに理事長が定める割合を乗じた額を超えることができない。
- 5 第78条第5項の規定は、第2項の業績反映部分算定基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第81条第3項」と読み替えるものとする。
- 6 前2条の規定は、第1項の規定による業績反映部分の支給について準用する。この場合において、第79条中「前条第1項」とあるのは「第81条第1項」と読み替えるものとする。

(年度末賞与)

- 第82条 年度末賞与は、理事長が定める基準に基づく当該年度の医業収支が特に良好な場合に、3月1日（以下この条、第94条及び第95条において「基準日」という。）に在職する職員（休職にされている者（第92条第1項の規定の適用を受ける休職者を除く。以下この条において同じ。）、停職者、専従休職者、派遣職員、就業規則第66条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、就業規則第69条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員及び交流派遣職員を除く。）に対し、当該年度の4月1日から基準日までの期間におけるその者の業績に応じて、第6条第5項に定める支給日に支給する。
- 2 年度末賞与の額は、理事長の定める基準により理事長が職員の業績に応じて定めた額とする。この場合において、理事長が定める年度末賞与の額の総額は、理事長が当該年度の医業収支の状況により定めた総額を超えてはならない。
  - 3 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る年度末賞与は、支給しない。
    - 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第100条の規定による懲戒解雇及び論旨解雇の処分を受けた職員
    - 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第83条の規定により解雇された職員（同条第1号に該当して解雇された職員を除く。）
    - 三 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に、次に該当する者
      - イ 拘禁刑以上の刑に処せられた者
      - ロ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合
      - ハ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し年度末賞与を支給することが、職務に対するセンターの社会的責任を確保し、年度末賞与に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

### 第13節 医師手当

(医師手当)

第83条 医師及び歯科医師に医師手当を支給する。

- 2 医師手当は、定額部分と加算部分との合計額とする。
- 3 医師手当の支給は、第4条の規定を準用する。

(定額部分)

第84条 定額部分は、次に掲げる職を占める職員に支給する。

- 一 医療職基本給表(一)又は副院長等基本年俸表の適用を受ける職務
  - 二 前号以外の基本給表又は基本年俸表(任期付職員基本年俸表を除く。)の適用を受け、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする次に掲げる職務(医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師免許証又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定する歯科医師免許証を有する者の占める職に限る。)
    - イ 研究職基本給表又は副所長等基本年俸表の適用を受ける職務
    - ロ イ以外の職務
- 2 定額部分は、次に掲げる支給種別に区分して支給する。支給種別の区分は、別表第22に定める医師手当(定額部分)支給種別区分表による。
- 一 一種から三種 前項第1号に該当する職
  - 二 四種 前項第2号イに該当する職
  - 三 五種 前項第2号ロに該当する職
- 3 定額部分の額は、医師免許又は歯科医師免許を取得した年度を1年度とし、その後年度を迎えるごとに1を加算した年度数に応じ、前項の区分による別表第23に定める医師手当(定額部分)月額表の額を月額とし、その額を当該年度の間支給する。
- 4 前項により定額部分を支給している事業場(以下「併任元」という。)を異にする事業場(以下「併任先」という。)に併任されている職員(以下「併任職員」という。)に対しては、第2号の額が第1号の額を超える場合には、前項の定額部分の支給とは別に、併任先において、第2号の額から第1号の額を差し引いた額を併任職員が併任先に勤務した日数に応じて支給する。
- 一 併任職員の併任元において支給されている定額部分の別表第23の額
  - 二 併任職員の併任先を併任元とした場合に支給されることとなる定額部分の別表第23の額

(加算部分)

第85条 加算部分は、次に掲げる資格を有する職員に、職務にその資格が直接役立つと認められる場合に支給する。

- 一 医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項(平成19年厚生労働省告示第108号)第1条第2号に基づき広告することができる医師及び歯科医師の専門性に関する資格並びにこれに準ずると理事長が認めるもの
  - 二 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修を受けている医師に対する指導を行う医師である臨床研修指導医
  - 三 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第13条に規定する産業医
- 2 加算部分の額は、職員の有する前項の資格の数に5,000円を乗じた額とする。ただし、その額が10,000円を超えるときは、10,000円とする。
- 3 加算部分は、職員となったときに第1項の資格の状況を確認し、第1項の資格を有する場合には、前項の額を月額として支給する。職員となった後に第1項の資格を有した場合は、その資格を有したときから前項の額を月額として支給する。

#### 第14節 研究員調整手当

(研究員調整手当)

#### 第86条 削除

#### 第15節 専門看護等手当

(専門看護手当、専門薬剤師手当、医療専門資格手当及び臨床研究支援認定手当)

第87条 専門看護手当は、次のいずれにも該当する場合に支給する。

- 一 理事長が指定する専門看護師又は認定看護師として認定されている者
  - 二 前号の資格として認定されている分野の看護業務を行い、その資格が業務に直接役立つと認められる看護部長、副看護部長、看護師長、副看護師長又は看護師である者
- 2 前項の手当の額は、専門看護師については5,000円、認定看護師については3,000円とする。
- 3 専門看護手当は、職員となったときに第1項に該当するか確認し、第1項に該当する場合には、前項の額を月額として支給する。
- 4 専門看護手当の支給は、第4条の規定を準用する。
- 5 専門薬剤師手当は、次のいずれにも該当する場合に支給する。
- 一 一般社団法人日本医療薬学会が認定するがん専門薬剤師又はがん指導薬剤師
  - 二 前号の資格として認定されている分野の薬剤業務を行い、その資格が業務に直接役立つと認められる薬剤部長、副薬剤部長、主任薬剤師又は薬剤師である者
- 6 前項の手当の額は、5,000円とする。
- 7 専門薬剤師手当は、職員となったときに第5項に該当するか確認し、第5項に該当する場合には、前項の額を月額として支給する。
- 8 専門薬剤師手当の支給は、第4条の規定を準用する。
- 9 医療専門資格手当は、医療職基本給表(二)の適用を受ける職員であって、次のいずれにも該当する場合に支給する。
- 一 以下のいずれかの資格を有する者であること
    - イ 日本放射線治療専門放射線技師認定機構が認定する放射線治療専門放射線技師
    - ロ 認定臨床微生物検査技師制度協議会が認定する認定微生物臨床検査技師
    - ハ 日本病態栄養学会が認定するがん病態栄養専門管理栄養士
  - 二 前号の資格が直接役立つと認められる以下の業務に従事している者であること
    - イ 前号イの資格として認定されている分野の診療放射線業務を行っている放射線技術部長、副放射線技術部長、放射線診断技術室長、放射線治療技術室長、放射線安全管理室長、副放射線診断技術室長、副放射線治療技術室長、副放射線安全管理室長、主任診療放射線技師又は診療放射線技師である者
    - ロ 前号ロの資格として認定されている分野の臨床検査業務を行っている臨床検査部長、臨床検査技師長、副臨床検査部長、副臨床検査技師長、主任臨床検査技師又は臨床検査技師である者
    - ハ 前号ハの資格として認定されている分野の管理栄養業務を行っている栄養管理室長、副栄養管理室長、主任管理栄養士又は管理栄養士である者
- 10 前項の手当の額は、3,000円とする。
- 11 医療専門資格手当は、職員が当該事業場の職員となったときに第9項に該当するか確認し、第9項に該当する場合には、前項の額を月額として支給する。
- 12 医療専門資格手当の支給は、第4条の規定を準用する。
- 13 臨床研究支援認定手当は、次のいずれにも該当する場合に支給する。
- 一 以下のいずれかの資格を有する者であること

- イ 日本臨床試験学会認定 GCP エキスパート
  - ロ 日本臨床試験学会認定がん臨床研究専門職
  - ハ 日本臨床試験学会モニタリング技能検定
  - ニ 日本臨床試験学会モニタリング担当者 (MO)
  - ホ 日本臨床試験学会スタディマネジャー (StM)
  - ヘ 日本臨床試験学会臨床データマネジャー (CDM)
  - ト ARO 協議会プロジェクトマネージャー (PM)
  - チ ARO 協議会スタディマネージャー (StM)
  - リ 日本臨床薬理学会認定 CRC
  - ヌ ACRP (Association of Clinical Research Professionals)-ACRP-CP
  - ル ACRP (Association of Clinical Research Professionals)-CCRC
  - ヲ ACRP (Association of Clinical Research Professionals)-CCRA
  - ワ ACRP (Association of Clinical Research Professionals)-CPI
  - カ SoCRA (Society of Clinical Research Associates)-CCRP
  - ヨ SCDM (Society of Clinical Data Management)-CCDM
- 二 前号の資格が直接役立つと認められる以下の業務に従事している者であること
- イ 臨床研究支援部門における臨床研究支援業務
  - ロ イに準ずると理事長が特に認めた業務
- 14 前項の手当の額は、職員の有する前項第一号の資格の数（ただし、ハとニは同一の資格とみなす）に5,000円を乗じた額とする。ただし、その額が10,000円を超えるときは、10,000円とする。
- 15 臨床研究支援認定手当は、職員が当該事業場の職員となったときに第13項に該当するか確認し、第13項に該当する場合には、前項の額を月額として支給する。
- 16 臨床研究支援認定手当の支給は、第4条の規定を準用する。

#### 第4章 給与の特例等

（再任用職員、看護補助職基本給表適用職員の給与）

- 第88条 第31条から第36条まで、第59条第4項から第5項まで、第83条から第85条までの規定は、再任用職員には適用しない。
- 2 第31条から第36条まで、第52条から第69条まで、第73条から第76条まで、第83条から第87条までの規定は、看護補助職基本給表適用職員には適用しない。

（任期付短時間勤務職員の給与）

- 第89条 第31条から第43条まで、第52条から第58条まで、第82条及び第86条の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。
- 2 任期付短時間勤務職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員については、第45条第1項第2号の額は、同号の規定にかかわらず、同号に定める額の2分の1の額とする。
- 3 任期付短時間勤務職員の役職手当の額は、第61条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
- 4 任期付短時間勤務職員の特殊勤務手当（特殊業務手当に限る。）の額は第67条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
- 5 任期付短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第70条第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額（その勤務が深夜である場合は、当該額に100分の125を乗じて得た額）とする、

- 6 役職手当の支給を受ける任期付短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第70条第4項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125を乗じて得た額とする。
- 7 任期付短時間勤務職員の医師手当の定額部分の額は、第84条第3項の規定にかかわらず、同項による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。

(基本年俸表適用職員の給与)

- 第90条 第31条から第43条まで、第60条、第77条から第81条まで、第83条から第86条までの規定は、任期付職員基本年俸表適用職員には適用しない。
- 2 第31条から第43条まで、第60条から第68条まで、第73条から第75条まで、第77条から第81条まで、第83条から第86条までの規定は、院長等基本年俸表適用職員には適用しない。

(給与の減額)

- 第91条 職員が勤務しないときは、就業規則第40条に規定する休日、祝日法による祝日等及び年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず国立研究開発法人国立がん研究センター職員兼業規程（平成22年規程第61号。以下「兼業規程」という。）第7条第1項、第16条第1項、第24条第1項、第34条、第38条第1項及び第42条第1項により許可を受けて勤務時間の一部を割いたとき（兼業規程第44条第1項に掲げる場合を除く。）は、その勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(休職者の給与)

- 第92条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第90条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与を支給しない。
- 2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第90条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸に理事長が別に定める割合を乗じて得た額（以下「業績年俸定額」という。）のそれぞれ100分の80を支給する。
  - 3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第90条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額のそれぞれ100分の80を支給する。
  - 4 職員が就業規則第90条第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給する。
  - 5 職員が就業規則第90条に基づく次の各号に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額のそれぞれ次に定める割合を支給する。
    - 一 就業規則第90条第3号から第6号までの規定に該当して休職にされた場合（次号

に掲げる場合を除く。) 100分の70以内

ただし、就業規則第90条第6号の規定に該当して休職にされた場合で、職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められるときは給与を支給しない。

二 就業規則第90条第9号の規定に該当して休職にされた場合 100分の100以内

- 6 就業規則第90条の規定により休職にされた職員(次条に該当する職員を除く。)には、前各項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。
- 7 第2項、第3項及び第5項までの規定による業績手当(基礎的支給部分に限る。)及び業績年俸定額の算出における在職期間は、その休職期間の2分の1の期間を除算した期間とする。ただし、就業規則第90条第3号及び第4号の規定による休職から復職した最初の基準日における業績手当(基礎的支給部分に限る。)及び業績年俸定額の在職期間は、その休職期間を除算しないものとする。なお、国以外の者から当該期間に係る業績手当(基礎的支給部分に限る。)及び業績年俸定額に相当する給与が支給される場合には当該休職の期間は除算する。
- 8 第2項から第5項までの規定による基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。

(国際機関等への派遣職員の給与)

第93条 就業規則第90条第8号の規定により派遣された職員(以下「派遣休職職員」という。)には、理事長の定めるところにより、その従事する業務に対して報酬が支給されないとき、又は当該業務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その休職の期間中、基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、住居手当及び業績手当(基礎的支給部分に限る。)又は業績年俸定額(以下この条において「給与」という。)のそれぞれ100分の100以内で理事長が決定した額を支給することができる。

- 2 派遣休職職員が業務に従事する機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当であると認められるときは、前項の規定にかかわらず、派遣休職職員には給与を支給しない。
- 3 派遣休職職員が職務に復帰した場合における給与等に関する処遇について、他の職員との均衡を失することのないよう適切な配慮が加えられなければならない

(育児休業者の給与)

第94条 就業規則第66条の規定により育児休業をしている職員には、育児休業期間中、給与を支給しない。

- 2 第78条、第81条及び第82条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間(第82条にあっては、当該年度の4月1日から基準日までの期間)において勤務した期間及び相当する期間がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る業績手当又は業績年俸を支給する。
- 3 前項において相当する期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

一 就業規則第66条の規定により育児休業(次に掲げる育児休業を除く。)をしていた期間の2分の1の期間

ア 当該育児休業の承認に係る期間の内、国立研究開発法人国立がん研究センター職員育児・介護休業等規程(平成22年規程第22号。以下「育児・介護規程」という。)第9条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の内、育児・介護規程第9条の2に規定する期間

内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

二 停職者及び専従休職者として在職した期間

三 休職にされていた期間（公庫・公団等の職員及び地方公務員として在職した期間を除く。）

- 4 育児休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をしていた期間の100分の100に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、第97条の規定により基本給月額又は月例年俸を調整することができる。

（育児短時間勤務職員の給与）

第95条 就業規則第67条の規定により育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の基本給月額は、第12条から第16条までの規定にかかわらず、第12条から第16条までの規定による基本給月額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

2 基本年俸表適用職員である育児短時間勤務職員の月例給額は、第4条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を支給する。

3 育児短時間勤務職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員については、第45条第1項第2号の額は、同号の規定にかかわらず、同号に定める額の2分の1の額とする。

4 育児短時間勤務職員の役職手当の額は、第60条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。

5 育児短時間勤務職員の特殊勤務手当（特殊業務手当に限る。）の額は、第67条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。

6 育児短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第70条第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額（その勤務が深夜である場合は、当該額に100分の125を乗じて得た額）とする。

7 役職手当の支給を受ける育児短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第70条第4項の規定にかかわらず、その勤務が深夜である場合は、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125を乗じて得た額とする。

8 育児短時間勤務職員の医師手当の定額部分の額は、第84条第3項の規定にかかわらず、同項の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。

9 育児短時間勤務職員の業績手当に係る基礎的支給部分算定基礎額は、第1項の規定にかかわらず、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき第12条から第16条までの規定による基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

10 育児短時間勤務職員の業績手当に係る業績反映部分算定基礎額は、第1項の規定にかかわらず、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき第12条から第16条までの規定による基本給月額の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

11 育児短時間勤務職員の業績手当又は業績年俸の在職期間の算定に関し必要な事項は理事長が定める。

（育児時間の期間における給与の取扱い）

第96条 就業規則第68条の規定により育児時間を取得した場合の給与は、その期間の

- 勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。
- 2 取得した育児時間は、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸の在職期間から除算しない。

（復職時調整）

第97条 就業規則第90条の規定により休職にされ、若しくは同規則第29条第1項ただし書の規定により専従許可を受けていた職員が復職し、派遣職員が職務に復帰し、同規則第66条、第69条、第70条若しくは第70条の2の規定により休業をした職員が復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間、派遣期間、休業又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を次の表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に理事長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

休 職 等 の 期 間	換算する率
業務又は通勤による傷病に係る休職（休暇）、業務上の災害又は通勤による災害を原因とする行方不明休職、研究・共同研究等及び機関設立援助の休職、営利企業役員等兼業休職並びに在籍出向休職の期間 派遣職員の派遣の期間	3分の3以下
専従許可の有効期間	3分の2以下
介護休業の期間	2分の1以下
結核性疾患による休職（休暇）	2分の1以下
非結核性疾患による休職（休暇）及び行方不明者（業務上の災害又は通勤による災害を原因とするものを除く。）の期間	3分の1以下
刑事事件による休職の期間（無罪判決を受けた場合に限る。）	3分の3以下
育児休業をした期間	100分の100以下
自己啓発等休業の期間（大学等における修学（当該職員の職務に特に有用であると認められるものに限る。）及び国際貢献活動のための休業の期間）	100分の100以下
（上記以外の大学等における修学のための休業の期間）	100分の50以下
配偶者同行休業の期間	100分の50以下

- 2 派遣職員が職務に復帰した場合又は次項に定めるこれに準ずる場合における号俸の調整について、前項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、理事長は調整することができる。
- 3 前項においてこれに準ずる場合は、次の各号のいずれかに該当して休職にされた職員又は休業をした職員が復帰した場合とする。
- 一 学校、研究所、病院その他理事長の指定する公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究若しくは指導に従事し、又は理事長の指定する国際事情の調査等の業務に従事する場合（次号又は第六号に該当

- する場合を除く。)
- 二 国及び行政執行法人以外の者が国若しくは行政執行法人と共同して、又は国若しくは行政執行法人の委託を受けて行う科学技術に関する研究に係る業務であつて、その職員の職務に関連があると認められるものに、前号に掲げる施設又は理事長が当該研究に関し指定する施設において従事する場合（第六号に該当する場合を除く。）
  - 三 法令の規定により国が必要な援助又は配慮をすることとされている公共的機関の設立に伴う臨時的必要に基づき、これらの機関のうち、理事長が指定する機関において、その職員の職務と関連があると認められる業務に従事する場合
  - 四 育児休業の承認を受けた場合
  - 五 自己啓発等休業の承認を受けた場合
  - 六 日本国が加盟している国際機関、外国政府の機関及びこれらに準ずる機関からの要請に応じ、当該機関の業務に従事させるため、職員を派遣する場合
  - 七 配偶者同行休業の承認を受けた場合
- 4 派遣職員がその派遣期間中に退職する場合において、他の職員と均衡上特に必要があると認められるときは、理事長は調整することができる。

(介護休業期間における給与の取扱い)

- 第98条 職員が就業規則第69条に規定する介護休業をした場合の給与は、その期間の勤務しない1時間について第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。ただし、その月の勤務すべき全時間を勤務しなかったときは、その月の給与は支給しない。
- 2 介護休業期間は、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸の在職期間から除算しない。

(介護時間の期間における給与の取扱い)

- 第98条の2 就業規則第69条の2の規定により介護時間を取得した場合の給与は、その期間の勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。
- 2 取得した介護時間は、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸の在職期間から除算しない。

(専従許可における給与の取扱い)

- 第99条 職員が就業規則第29条第1項ただし書の規定に基づき、労働組合の業務に専ら従事することを許可された場合は、その許可期間中はいかなる給与も支給しない。
- 2 専従許可を受けて業務に従事しなかった期間は、業績手当又は業績年俸の在職期間から除算する。

(短期従事許可における給与の取扱い)

- 第100条 職員が就業規則第28条の規定に基づき、労働組合の役員又は労働組合の規約に基づいて設置される議決機関（代議員制をとる場合に限る。）、投票管理機関若しくは諮問機関の構成員として勤務時間中当該労働組合の業務への従事を許可され、業務に従事しなかった期間は、勤務しない1時間について第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。
- 2 許可を受けて業務に従事しなかった期間は、業績手当又は業績年俸の在職期間から除算しない。

(自己啓発等休業における給与の取扱い)

- 第101条 職員が就業規則第70条の規定に基づき、自己啓発等休業をした場合は、そ

- の期間中はいかなる給与も支給しない。
- 2 自己啓発等休業をした職員の業績手当又は業績年俸の在職期間の算定に関し必要な事項は別に定める。

(配偶者同行休業における給与の取扱い)

- 第101条の2 職員が就業規則第70条の2の規定に基づき、配偶者同行休業をした場合は、その期間中はいかなる給与も支給しない。
- 2 配偶者同行休業をした職員の業績手当又は業績年俸の在職期間の算定に関し必要な事項は別に定める。

(基本給の半減)

- 第102条 第91条の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、基本給又は月例給の半額を減ずる。
- 2 前項の基本給及び月例給の半額を減ずることとなる就業禁止の措置は、次の各号とする。
    - 一 伝染性疾患の患者又は伝染性疾患の病原体の保有者で、他の職員に感染のおそれが高いと認められるもの
    - 二 精神障害のため業務につかせることが著しく不相当と認められるもの
  - 3 第1項の勤務しない期間には、病気休暇等（次の各号に掲げる場合における病気休暇（以下「生理休暇等」という。）以外の病気休暇又は同項に規定する就業禁止の措置をいう。以下同じ。）の日（1日の勤務時間の一部を病気休暇等により勤務しない日を含む。）のほか、当該療養期間中の就業規則第40条に規定する休日、祝日法による祝日等、年末年始の休日等その他の勤務しない日（1日の勤務時間の一部を勤務しない日を含み、生理休暇等の日その他の国立研究開発法人国立がん研究センター職員勤務時間等規程（平成22年規程第13号）第24条第2号に規定する「病気休暇を使用した日等」を除く。）が含まれるものとする。
    - 一 生理日の就業が著しく困難な場合
    - 二 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合
    - 三 国立研究開発法人国立がん研究センター安全衛生管理規程（平成22年規程第36号。以下「安全衛生管理規程」という。）第25条第2項の規定により安全衛生管理規程別表第5に規定する生活規制の面Bの指導区分の決定又は同表に規定する生活規制の面Bへの指導区分の変更を受け、同条第3項の事後措置を受けた場合
  - 4 一の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当該病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後に引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日（1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかった日に限る。次項について同じ。）につき、基本給又は月例給の半額を減ずる。
  - 5 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当初の病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後に引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日につき、基本給又は月例給の半額を減ずる。
  - 6 前2項の規定の適用については、生理休暇等の期間その他の理事長の定める期間の前後の勤務しない期間は引き続いているものとする。

- 7 月又は月の中途において基本給又は月例給の半額が減ぜられることとなった場合等給与期間中の一部の日につき基本給又は月例給の半額が減ぜられる場合における基本給又は月例給は、当該給与期間の現日数から就業規則第40条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

## 第5章 規程の実施

(規程の実施)

第103条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(基本給表の切替及び経過措置等)

第2条 平成22年4月1日(以下「切替日」という。)の前日に給与法を適用されていた職員が引き続きセンターの基本給表適用職員となった場合の切替日における職務の級は、附則別表第1の切替日前日の職務の級欄に掲げられている切替日の前日においてその者が属していた給与法の職務の級に対応する同表の切替日の職務の級欄に定める職務の級とする。

2 前項の規定により切替日における職務の級を定められる職員の切替日における号俸は、附則別表第2の切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた給与法の号俸に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。

3 前2項の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が切替日前日の給与法の俸給月額(平成21年12月1日において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成17年法律第113号。(以下「平成17年改正法」という。))附則第11条第1項第1号に掲げる職員であった者(以下この項において「平成21年度減額改定対象職員」という。))にあつては当該俸給月額に100分の99.1を乗じて得た額、平成21年度減額改定対象職員以外の職員(医療職基本給表(一)の適用を受ける職員を除く。))にあつては当該俸給月額に100分の99.34を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる職員には、基本給月額のほか、その差額に相当する額(附則第6条第1項の適用を受ける職員にあつては、その額から、その額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減じた額)を基本給として支給する。

4 前2項の規定による基本給を支給される職員の本給与規程の適用については、これらの規定中「基本給月額」とあるのは、「基本給月額と国立研究開発法人国立がん研究センター職員給与規程(平成22年規程第15号)附則第2条第3項又は第4項の規定による基本給の合計額」とする。

5 第3項又は第4項の適用を受けている職員については、育児短時間勤務職員である間、これらの項の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員ではないとしたときの基本給月額をその者が受ける基本給月額とした場合におけるこれらの項の規定による基本給の額に短時間勤務調整数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)をこれらの項の規定による基本給の額とする。

6 切替日の前日に医療職俸給表(一)を適用されていた職員が引き続き医療職基本年俸

表（一）適用職員となった場合において、その者の受ける基本給月額と第84条第3項に規定する医師手当の合計の額が切替日の前日における給与法の俸給月額と初任給調整手当の合計額に達しないこととなる職員には、基本給月額と医師手当のほか、その差額に相当する額を基本給又は医師手当として支給する。

- 7 切替日の前日に一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号。以下「任期付研究員法」という。）第6条第2項に規定する俸給表を適用されていた職員が引き続き研究職基本給表適用職員となった場合におけるその者の基本給月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。
  - 一 切替日の前日における任期付研究員法の俸給月額と同じ額の号俸が研究職基本給表にあるとき 切替日の前日に受けていた俸給月額と同じ額の号俸
  - 二 切替日の前日における任期付研究員法の俸給月額と同じ額の号俸が研究職基本給表にないとき 切替日の前日に受けていた俸給月額の直近下位の号俸
- 8 前項第2号において、その者の受ける基本給月額が切替日の前日における任期付研究員法の俸給月額に達しないこととなる職員には、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給する。

（基本年俸表の切替及び経過措置等）

- 第3条 切替日の前日に医療職俸給表（一）及び研究職俸給表を適用されていた職員が引き続き基本年俸表適用職員となった場合の切替日における職務の級は、附則別表第3の切替日前日の職務の級欄に掲げられている切替日の前日においてその者が属していた職務の級に対応する同表の切替日の職務の級欄に定める職務の級とする。ただし、切替後の職務の級が別表第17に定める基本年俸表級別標準職務表を適用した場合の職務の級に達していない場合は、切替日の前日に昇格させた場合の職務の級に対応する附則別表第3の切替日の職務の級欄に定める職務の級とする。
- 2 前項の規定により切替日における職務の級を定められた職員の切替日における号俸は、附則別表第4の切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた号俸に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。
- 3 切替日の前日に任期付研究員法第6条第1項及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）第7条に規定する俸給表及び指定職俸給表を適用されていた職員が引き続き基本年俸表適用職員となった場合の切替日における号俸は、附則別表第4の切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた号俸に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。
- 4 切替日の前日に医療職俸給表（一）2級である医長の切替日における職務の級は、別表第17に定める基本年俸表級別標準職務表を準用し、号俸は、附則別表第5イの切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた号俸に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。
- 5 切替日の前日に研究職俸給表2級である室長、4級である部長又は5級である副所長の切替日における職務の級は、別表第17に定める基本年俸表級別標準職務表を準用し、号俸は、附則別表第5ロの切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた号俸に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。
- 6 切替日の前日に医療職俸給表（一）4級である医長の切替日における基本年俸額は、附則別表第6イを適用するものとし、号俸は、附則別表第4イの切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた号俸に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。
- 7 切替日の前日に研究職俸給表5級である室長の切替日における基本年俸額は、附則別表第6ロを適用するものとし、号俸は、附則別表第4ロの切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた号俸に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。

- 8 前7項により定められた切替日の月例給が、切替日前日の俸給月額以上でない場合は、理事長の承認を得て、基本年俸額を決定する。
- 9 切替日の前日に医療職俸給表（一）3級である医師又は歯科医師の切替日以後の基本給月額は、理事長の承認を得て決定する。
- 10 前項の適用を受けている職員については、育児短時間勤務職員である間、前項の規定にかかわらず、前項の規定による基本給月額に短時間勤務調整数を乗じた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切捨てた額）を基本給月額とする。
- 11 切替日の前日に医療職俸給表（一）を適用されていた職員が引き続き基本年俸表適用職員となった場合において、その者の受ける月例給と第84条第3項に規定する医師手当の合計の額が切替日の前日における給与法の俸給月額と初任給調整手当の合計額に達しないこととなる職員には、月例給と医師手当のほか、その差額に相当する額を月例給又は医師手当として支給する。
- 12 切替日の前日に指定職俸給表を適用されていた職員が引き続き基本年俸表適用職員（院長等基本年俸表適用職員を除く。）となった場合においては、第1項、第2項及び第8項の規定を準用する。なお、切替日の前日における給与に達しないこととなる場合は、平成26年3月31日までの間、当該給与（平成21年度減額改定対象職員にあっては当該俸給月額に100分の98.94を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を支給する。

（その他の経過措置）

- 第4条 平成23年1月1日の昇給については、第15条中「1月1日から12月31日までの間」とあるのは「平成21年10月1日から平成22年12月31日」とする。
- 2 切替日の前日において給与法に規定する俸給の特別調整額の支給を受けていた職員が、引き続き第60条に規定する役職手当の支給を受ける職員となった場合において、役職手当の額が俸給の特別調整額の額（平成21年度減額改定対象職員にあっては当該俸給の特別調整額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員には、平成26年3月31日までの間、当該役職手当のほか、その差額に相当する額を役職手当として支給する。
  - 3 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93号）附則第3条の規定に基づき、センターの職員となるものにおける第33条、第34条、第39条、第40条、第46条、第47条、第55条及び第56条の適用については、特に支給要件、支給額等に変更がない限り、平成22年4月1日において理事長の認定又は決定があったものとみなす。
  - 4 職員の給与に関する事項は、この規程に定めるもののほか、この規程に規定のない事項については、当分の間、給与法の適用を受ける者の例に準ずるものとする。

（職員の給与の額にかかる特例）

- 第5条 平成30年3月31日までの間、職員（次表の左欄に掲げる基本給表又は基本年俸表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次表の右欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額からそれぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- 一 基本給月額又は月例年俸額 当該特定職員の基本給月額又は月例年俸額（以下この条において「基本給月額等」という。）（当該特定職員が第102条1項の適用を受

ける者である場合にあっては、同項の規定により半額を減ぜられた基本給月額等。以下同じ。)に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の基本給月額等に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の基本給月額等(当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の基本給月額等からその半額を減じた額。以下この号及び次号において同じ。)に達しない場合(以下この項、第3項及び第4項において「最低号俸に達しない場合」という。)にあっては、当該特定職員の基本給月額等から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の基本給月額等(以下この項及び第3項において、「基本給月額等減額基礎額」という。))

- 二 地域手当 当該特定職員の基本給月額等に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、基本給月額等減額基礎額に対する地域手当の月額)
- 三 研究員調整手当 当該特定職員の基本給月額等に対する研究員調整手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては基本給月額等減額基礎額に対する研究員調整手当の月額)
- 四 役職手当 当該特定職員の役職手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額
- 五 業績手当(基礎的支給部分) それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額(第78条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額(同項に規定する理事長の定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に基本給月額に100分の25を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される基礎的支給部分に係る同条第2項本文に規定する割合を乗じて得た額に当該特定職員に支給される基礎的支給部分に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額減額基礎額並びにこれらに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額(同条第5項の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額(同項に規定する理事長の定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に基本給月額に100分の25を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される基礎的支給部分に係る同条第2項本文に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される基礎的支給部分に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)
- 六 業績手当(業績反映部分) それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額(第81条第5項において準用する第78条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額(同項に規定する理事長の定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に基本給月額に100分の25を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)。第4項において「業績反映部分減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される業績反映部分に係る第68条第2項本文に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額減額基礎額並びに地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(同条第5項において準用する第78条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額(理事長の定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、そ

の額に基本給月額に100分の25を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。第4項において「業績反映部分減額基礎額」という。)に当該特定職員に支給される業績反映部分に係る第68条第2項本文に規定する割合を乗じて得た額)

- 七 業績年俸 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき業績年俸額(扶養手当及び扶養手当に対する地域手当に係る加算を除く。)に100分の1.5を乗じて得た額及びこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額に、100分の1.5を乗じて得た額
- 八 年度末賞与 第82条第2項の規定により算出した額に100分の1.5を乗じて得た額
- 九 第92条第1項から第5項まで又は第7項の規定により支給される給与 次に掲げる規定が適用される場合の区分に応じ当該各号に定める額
  - イ 第92条第1項 前各号に定める額
  - ロ 第92条第2項又は第3項 第1号から第5号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
  - ハ 第92条第4項 第1号から第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
  - ニ 第92条第5項 第1号から第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
  - ホ 第92条第7項 第5号に定める額に100分の80を乗じて得た額(同条第5項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、第5号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額)

基本給表	職務の級
医療職基本給表(二)	5級
医療職基本給表(三)	6級
事務職基本給表	5級
教育職基本給表	4級

基本年俸表	業績年俸額
副所長等基本年俸表	2欄

- 2 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日特定職員となった場合における同項の規定による給与の額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は理事長が定める。
- 3 前2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の第70条から第72条まで、第91条、第96条及び第98条に規定する勤務1時間当たりの給与額は第9条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、基本給月額等並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額合計額に12を乗じ、その額を当該年度の所定勤務時間数で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、基本給月額等減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手

当の月額合計額に12を乗じその額を当該年度の所定勤務時間数で除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

- 4 第1項の規定が適用される間、第81条第2項第1号及び第2号に定める額はこれらの号の規定にかかわらず、これらの号の規定により算出した額からこれらの号に掲げる職員で第1項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの業績反映部分減額対象額に100分の1.275(役職手当の支給を受けている職員にあっては100分の1.575)を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、業績反映部分減額基礎額に100分の75(役職手当の支給を受けている職員にあっては100分の95)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

(給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

第6条 育児短時間勤務職員に対する前条第1項第1号、第5号及び第6号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

条項	読み替え前	読み替え後
附則第6条第1項第1号	における号俸の基本給月額(	における号俸の基本給月額に短時間勤務調整数を乗じて得た額(
	当該最低の号俸の基本給月額	当該額
	を減じた額(	に短時間勤務調整数を乗じて得た額を減じた額(
附則第6条第1項第5号及び第6号	基本給月額	基本給月額を短時間勤務調整数で除して得た額
	基本給月額減額基礎額	基本給月額減額基礎額を短時間勤務調整数で除して得た額
附則第6条第1項第7号	業績年俸	業績年俸を短時間勤務調整数で除して得た額

- 2 任期付短時間勤務職員に対する前条第1項第1号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

条項	読み替え前	読み替え後
附則第6条第1項第1号	における号俸の基本給月額(	における号俸の基本給月額に短時間勤務調整数を乗じて得た額(
	当該最低の号俸の基本給月額	当該額
	を減じた額(	に短時間勤務調整数を乗じて得た額を減じた額(
附則第6条第1項第5号及び第6号	基本給月額	基本給月額を短時間勤務調整数で除して得た額
	基本給月額減額基礎額	基本給月額減額基礎額を短時間勤務調整数で除して得た額

附則第6条第1項第7号	業績年俸	業績年俸を短時間勤務調整数で除して得た額
-------------	------	----------------------

3 前条の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第96条第1項の適用については、同項中「第9条」とあるのは、「附則第6条第3項」とする。

附 則（平成22年規程第175号）

（施行期日）

この規程は、平成22年6月1日より施行する。

附 則（平成22年規程第182号）

（施行期日）

この規程は、平成22年7月12日より施行する。

附 則（平成22年規程第193号）

（施行期日）

この規程は、平成22年10月1日より施行する。

附 則（平成22年規程第209号）

（施行期日）

この規程は、平成22年11月1日より施行する。

附 則（平成22年規程第213号）

（施行期日）

この規程は、平成22年12月1日より施行する。

附 則（平成22年規程第216号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

（平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え）

第2条 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の附則第6条の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「この規程の施行日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「同日後」とする。

（平成23年4月1日における号俸の調整）

第3条 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（職務の級における最高の号俸を受ける職員、任期付基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員を除く。）のうち、平成22年1月1日に平成17年改正法附則第13条の適用を受け昇給した職員その他これに準ずる職員その他当該職員との権衡上必要があるものとして認められるものとして理事長が定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

- 2 育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額とする」とする。
- 3 任期付短時間勤務職員に対する第1項の規定の適用については、第1項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額とする」とする。

(その他必要な事項)

第4条 前条までに定めるほか、この規程による改正後の国立研究開発法人国立がん研究センター職員給与規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則 (平成23年規程第8号)

(施行期日)

この規程は、平成23年3月1日より施行する。

附 則 (平成23年規程第10号)

(施行期日)

この規程は、平成23年3月17日より施行する。

附 則 (平成23年規程第16号)

(施行期日)

この規程は、平成23年4月1日より施行する。

附 則 (平成24年規程第10号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年2月1日前に告知された採用試験の結果に基づいて職員となった者に関する特例措置)

第2条 平成24年2月1日前に告知された採用試験の結果に基づいて新たに基本給表適用職員となった者については、改正後の国立研究開発法人国立がん研究センター職員給与規程別表第9に定める初任給基準表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成24年規程第21号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成24年5月1日から施行する。ただし、附則第2条の規定は、平成24年4月1日から適用する。

(平成24年4月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号俸の調整)

第2条 平成24年4月1日において36歳に満たない職員(職務の級における最高の号俸を受ける職員、任期付基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員(以下この条において「除外職員」という。))を除く。)のうち、当該職員の平成19年1月1日、

平成20年1月1日及び平成21年1月1日の平成17年改正法附則第13条の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下この条において「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（同日において30歳に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）であって、当該職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

- 2 平成25年4月1日において平成17年改正法附則第11条の規定による俸給に関する状況を考慮して理事長が定める年齢に満たない職員（同日において除外職員であるものを除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号俸の調整状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。
- 3 平成26年4月1日において平成17年改正法附則第11条の規定による俸給に関する状況を考慮して理事長が定める年齢に満たない職員（同日において除外職員であるものを除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。
- 4 育児短時間勤務職員に対する前3項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額を、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額とする」とする。
- 5 任期付短時間勤務職員に対する第1項から第3項までの規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額を、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額とする」とする。

（その他必要な事項）

第3条 前条までに定めるほか、この規程による改正後の職員給与規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則（平成24年規程第33号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成24年7月1日から施行する。

（専門技術職基本給表の切替）

第2条 平成24年7月1日（以下この項及び次項において「切替日」という。）の前日に事務職基本給表を適用されていた職員が引き続き専門技術職基本給表適用職員となった場合の切替日における職務の級は、切替日の前日においてその者が属していた事務職基本給表の職務の級と同じ級とする。

- 2 前項の規定により切替日における職務の級を定められた職員の切替日における号俸は、切替日の前日においてその者が受けていた事務職基本給表の号俸と同じ号俸とする。
- 3 前2項により基本給月額を定めた場合の国立研究開発法人国立がん研究センター職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第15条の適用については、「（第13条の規定により昇格した職員においては、その昇格した日の前日に受けていた基本給月額）」を「（第13条の規定により昇格した職員又は附則第2条第1項及び第2項の適

用を受けた職員においては、その昇格した日又は平成24年7月1日の前日に受けていた基本給月額」と読み替えるものとする。

- 4 第1項及び第2項により基本給月額を定めた場合の職員給与規程附則第2条第3項の適用については、「前2項の適用を受ける職員で」を「前2項の適用を受ける職員（同一の基本給表の適用を受ける職員と同等と理事長が認める職員を含む。）で」と読み替えるものとする。
- 5 育児短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額は、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切捨てた額）とする」とする。
- 6 任期付短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額は、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切捨てた額）とする」とする。

（その他必要な事項）

第3条 前条までに定めるほか、この規程による改正後の職員給与規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則（平成24年規程第42号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成24年9月1日から施行する。

（その他必要な事項）

第2条 前条までに定めるほか、この規程による改正後の職員給与規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則（平成25年規程第18号）

（施行期日）

この規程は、平成25年4月1日より施行する。

附 則（平成26年規程第12号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成26年4月1日より施行する。

（その他必要な事項）

第2条 この規程による改正後の職員給与規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則（平成26年規程第31号）

（施行期日）

この規程は、平成26年5月1日より施行する。

附 則（平成26年規程第48号）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成26年12月18日から施行する。

第2条 この規程による改正後の国立研究開発法人国立がん研究センター職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定及び附則第6条の規定は、平成26年4月1日から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、改正後の職員給与規程第81条第2項の規定及び次の各号に掲げる基本年俸表における業績年俸額並びに附則第4条及び第5条の規定は、平成26年12月1日から適用する。

- 一 別表第13 副院長等基本年俸表
- 二 別表第14 副所長等基本年俸表
- 三 別表第15 任期付職員基本年俸表
- 四 別表第16 院長等基本年俸表

(平成27年1月1日及び平成27年4月1日の昇給)

第3条 平成27年1月1日から平成27年4月1日までの昇給における号俸数は、改正後の職員給与規程第15条第1項及び第23条第1項に定める昇給できる号俸数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号俸数とする。この場合において、昇給区分をⅠ（55歳（医療職基本給表（一）、技能職基本給表又は副院長等基本年俸表の適用を受ける職員にあっては、57歳）を超える職員にあっては、Ⅱ又はⅠ）に決定された職員は、昇給しない。

(その他の事項)

第4条 前条までに定めるもののほか、この規程による改正後の職員給与規程の実施に必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成27年規程第8号）

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

附 則（平成27年規程第23号）

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

附 則（平成27年規程第36号）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

第2条 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(基本給及び基本年俸の切替に伴う経過措置)

- 第3条 切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額に達しないこととなるもの(理事長が定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給する。
- 2 切替日の前日において基本給表の適用を受けていた職員であって切替日において基本年俸表の適用を受ける職員で、平成30年3月31日までの間、その者の受ける月例給が切替日の前日において受けていた基本給月額に達しないこととなるもの(理事長が定める職員を除く。)には、月例給のほか、その差額に相当する額を月例給(月例給として支給するその額に12を乗じて得た額を月例年俸額とする。)として支給する。
- 3 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける職員(前2項に規定する職員を除く。)について、これらの規定による基本給又は月例年俸額(以下「基本給等」という。)を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、基本給等として支給する。
- 4 切替日以降に新たに基本給表又は基本年俸表の適用を受けることとなった職員について、その異動の事情等を考慮して前3項の規定による基本給等を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前3項の規定に準じて、基本給等を支給する。

第4条 前条の規定により基本給等が支給される職員については、職員給与規程中「基本給月額」とあるのは「基本給月額と国立研究開発法人国立がん研究センター職員給与規程等の一部を改正する規程(平成27年規程第36号)附則第3条各項の規定による基本給の合計額」と、「月例給」とあるのは「月例給と国立研究開発法人国立がん研究センター職員給与規程等の一部を改正する規程(平成27年規程第36号)附則第3条各項の規定による月例給の合計額」と読み替えて適用する。

(55歳を超える職員の基本給及び基本年俸の切替に伴う経過措置の特例)

- 第5条 職員給与規程附則第5条第1項に規定する特定職員にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては特定職員となった日)以後、附則第3条各項の規定により基本給等として支給する額からその額の100分の1.5に相当する額を減ずる。
- 2 前項の定めにより附則第3条各項の規定による基本給等が減じられた職員における附則第4条の適用にあつては、「国立研究開発法人国立がん研究センター職員給与規程等の一部を改正する規程(平成27年規程第36号)附則第3条各項の規定による基本給」又は「国立研究開発法人国立がん研究センター職員給与規程等の一部を改正する規程(平成27年規程第36号)附則第3条各項の規定による月例給」とは、前項の定めにより減じた後の額とする。

(切替日に新たに基本年俸の適用となる職員の昇給の特例)

第6条 切替日に新たに基本年俸表の適用となる職員に係る平成27年4月1日における昇給については、職員給与規程第23条第1項の規定にかかわらず行わない。

(単身赴任手当及び地域手当の特例)

第7条 切替日から平成30年3月31日までの間における単身赴任手当及び地域手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

第53条第1項	30,000円	30,000円を超えない範囲内で理事長が定める額
第53条第3項第1号	8,000円	8,000円を超えない範囲内で理事長が定める額
第53条第3項第2号	16,000円	16,000円を超えない範囲内で理事長が定める額
第53条第3項第3号	24,000円	24,000円を超えない範囲内で理事長が定める額
第53条第3項第4号	32,000円	32,000円を超えない範囲内で理事長が定める額
第53条第3項第5号	40,000円	40,000円を超えない範囲内で理事長が定める額
第53条第3項第6号	46,000円	46,000円を超えない範囲内で理事長が定める額
第53条第3項第7号	52,000円	52,000円を超えない範囲内で理事長が定める額
第53条第3項第8号	58,000円	58,000円を超えない範囲内で理事長が定める額
第53条第3項第9号	64,000円	64,000円を超えない範囲内で理事長が定める額
第53条第3項第10号	70,000円	70,000円を超えない範囲内で理事長が定める額
第59条第3項第1号	100分の20	100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合
第59条第3項第2号	100分の16	100分の16を超えない範囲内で理事長が定める割合
第59条第3項第3号	100分の15	100分の15を超えない範囲内で理事長が定める割合
第59条第2項第4号	100分の12	100分の12を超えない範囲内で理事長が定める割合
第59条第2項第5号	100分の10	100分の10を超えない範囲内で理事長が定める割合
第59条第2項第6号	100分の6	100分の6を超えない範囲内で理事長が定める割合
第59条第6項	100分の16	100分の16を超えない範囲内で理事長が定める割合

(地域手当に関する経過措置)

第8条 この規程の施行の際現に職員給与規程第59条第7項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動に係る地域手当の支給及び切替日の前日においてこの規程による改正前の職員給与規程第59条第1項の適用を受けている職員が切替日にその在勤する事業場を異にして異動した場合における当該職員に対する当該異動に係る地域手当の支給に関する同条第5項の規定の適用については、同項中「支給割合(理事長が定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が定める割合)」とあるのは、「国立研究開発法人国立がん研究センター職員給与規程等の一部を改正する規程(平成27年規程第36号)の規定による改正前の支給割合(理事長が定める場合には、当該割合を超えない範囲内で同規程による改正前の支給割合に係る理事長が定める割合)」とする。

附 則 (平成28年規程第14-2号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年3月1日から施行する。

第2条 この規程による改正後の国立研究開発法人国立がん研究センター職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)の規定並びに附則第3条及び第4条の規定は、平成28年1月1日以降に在職する職員(職員給与規程第1条の規定により職員給与規程の適用となる職員をいう。)に対して平成27年4月1日から適用する。

(平成27年6月及び12月に支給する業績年俸の特例)

第3条 国立研究開発法人国立がん研究センター職員給与規程等の一部を改正する規程(平成27年規程第36号)附則第3条第2項の適用を受けない職員の平成27年6月及び12月の業績年俸の支給額は、第2項から第4項までの規定を適用して得た額とする。

2 平成27年6月の業績年俸の支給額は、改正後の職員給与規程第26条の規定にかかわらず、この規程による改正前の職員給与規程(以下「改正前の職員給与規程」という。)第26条の規定による。

3 平成27年12月の業績年俸の支給額は、改正後の職員給与規程第26条の規定にかかわらず、改正前の職員給与規程第26条第1項から第6項までの規定による業績年俸の額の2分の1の額と次の各号に掲げる額の合計額を、改正後の職員給与規程第26条第9項に規定する「第1項から第7項までの規定による業績年俸の額の2分の1の額」とみなして、同項を適用して得た額とする。

一 次のイの額からロの額を差し引いた額

イ 改正後の職員給与規程別表第13から別表第16基本年俸表における業績年俸額

ロ 改正前の職員給与規程別表第13から別表第16基本年俸表における業績年俸額

二 前号の額に地域手当及び研究員調整手当の支給割合を乗じて得た額

4 改正後の職員給与規程第26条の適用においては、この規程による職員給与規程別表第13～別表第16基本年俸表の改正を平成27年12月1日に同条第4項に規定する昇格・昇給等があったものとみなす。

(給与の内払)

第4条 改正後の職員給与規程を適用する場合においては、改正前の職員給与規程に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員給与規程による給与の内払とみなす。

(その他の事項)

第5条 前条までに定めるもののほか、改正後の職員給与規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成28年規程第30号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年規程第3号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (平成29年規程第15号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成29年2月1日から施行する。

第2条 この規程の施行により、附則(平成22年規程第15号)第5条第9号ホについては削除とする。

附 則 (平成29年規程第16-10号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成29年3月23日から施行する。

第2条 この規程による改正後の国立研究開発法人国立がん研究センター職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)の規定並びに附則第3条及び第4条の規定は、平成29年3月1日以降に在職する職員(職員給与規程第1条の規定により職員給与規程の適用となる職員をいう。)に対して平成28年4月1日から適用する。

(平成28年6月及び12月に支給する業績年俸の特例)

第3条 国立研究開発法人国立がん研究センター職員給与規程等の一部を改正する規程(平成28年規程第14-2号)附則第3条第2項の適用を受けない職員の平成28年6月及び12月の業績年俸の支給額は、第2項から第4項までの規定を適用して得た額とする。

2 平成28年6月の業績年俸の支給額は、改正後の職員給与規程第26条の規定にかかわらず、この規程による改正前の職員給与規程(以下「改正前の職員給与規程」という。)第26条の規定による。

3 平成28年12月の業績年俸の支給額は、改正後の職員給与規程第26条の規定にかかわらず、改正前の職員給与規程第26条第1項から第6項までの規定による業績年俸

の額の2分の1の額と次の各号に掲げる額の合計額を、改正後の職員給与規程第26条第9項に規定する「第1項から第7項までの規定による業績年俸の額の2分の1の額」とであるとみなして、同項を適用して得た額とする。

一 次のイの額からロの額を差し引いた額

イ 改正後の職員給与規程別表第13から別表第16基本年俸表における業績年俸額

ロ 改正前の職員給与規程別表第13から別表第16基本年俸表における業績年俸額

二 前号の額に地域手当及び研究員調整手当の支給割合を乗じて得た額

4 改正後の職員給与規程第26条の適用においては、この規程による職員給与規程別表第13～別表第16基本年俸表の改正を平成28年12月1日に同条第4項に規定する昇格・昇給等があったものとみなす。

(給与の内払)

第4条 改正後の職員給与規程を適用する場合には、改正前の職員給与規程に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員給与規程による給与の内払とみなす。

(その他の事項)

第5条 前条までに定めるもののほか、改正後の職員給与規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成29年規程第18-12号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

第2条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

第31条第1項	ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の基本給表及び基本年俸表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事務職8級以上職員等」という。）に対しては、	(削除)
---------	--	------

	支給しない。	
第32条第1項	扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び同表以外の基本給表及び基本年俸表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員(以下「事務職7級職員等」という。)にあっては、3,500円)、前条第2項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円	前条第2項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がいない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)
第33条第1項	扶養親族(事務職8級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、事務職8級以上職員等から事務職8級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等	扶養親族
	その旨	その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)
第33条第1項第1号	(事務職8級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)	(削除)
第33条第1項第2号	二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる	二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親

	<p>子又は第31条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び事務職8級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）</p>	<p>族たる子又は第31条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）</p> <p>三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）</p> <p>四 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）</p>
第35条第1項	<p>（事務職8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）</p>	<p>（削除）</p>
	<p>、事務職8級以上職員等から事務職8級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第33条第1項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職8級以上職員等以外の職員となった日</p>	<p>（削除）</p>
	<p>同項の規定による届出に係るものがない場合</p>	<p>第33条第1項の規定による届出に係るものがない場合</p>
	<p>死亡した日、事務職8級以上職員等以外の職員から事務職8級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子</p>	<p>死亡した日</p>

	で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職8級以上職員等となった日、	
第35条第2項	次の各号のいずれか	第1号、第2号若しくは第7号
	においては、その	又は扶養手当を受けている職員について第33条第2項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの
	その日	これらの日
	第1号又は第3号	第1号
	の改定	の改定（扶養親族たる子で同項の規定による同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族た

		る子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定
第35条第2項第2号	(事務職8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)	(削除)
第35条第2項第3号	三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第33条第1項の規定による届出に係るものがある事務職8級以上職員等が事務職8級以上職員等以外の職員となった場合	(削除)
第35条第2項第4号	四 扶養親族たる配偶者、父母等で第33条第1項の規定による届出に係るものがある事務職7級職員等が事務職7級職員等及び事務職8級以上職員等以外の職員となった場合	(削除)
第35条第2項第5号	五 扶養親族たる配偶者、父母等で第33条第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で事務職8級以上職員等以外のものが事務職8級以上職員等となった場合	(削除)
第35条第2項第6号	六 扶養親族たる配偶者、父母等で第33条第1項の規定による届出に係るものがある職員で事務職7級職員等及び事務職8級以上職員等以外のものが事務職7級職員等となった場合	(削除)

第3条 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句

は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

第31条第1項	ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の基本給表及び基本年俸表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事務職8級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。	(削除)
第32条第1項	扶養親族たる配偶者、父母等  事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び同表以外の基本給表及び基本年俸表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事務職7級職員等」という。）にあっては、3,500円)、前条第2項第2号	前条第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族  前条第2項第2号
第33条第1項	扶養親族（事務職8級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務職8級以上職員等から事務職8級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等	扶養親族
第33条第1項第1号	(事務職8級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を	(削除)

	除く。)	
第33条第1項 第2号	及び事務職8級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合	(削除)
第35条第1項	(事務職8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)	(削除)
	、事務職8級以上職員等から事務職8級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第33条第1項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職8級以上職員等以外の職員となった日	(削除)
	同項の規定による届出に係るものがない場合	第33条第1項の規定による届出に係るものがない場合
	死亡した日、事務職8級以上職員等以外の職員から事務職8級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職8級以上職員等となった日、	死亡した日
第35条第2項	次の各号のいずれか	第1号、第2号若しくは第7号
	第1号又は第3号	第1号
第35条第2項第2号	(事務職8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)	(削除)
第35条第2項第3号	三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第33条第1項の規定による届出に係るものがある事務職8級以上職員等が事務職8級以上職員等以外の職員となった場合	(削除)

第35条第2項第4号	四 扶養親族たる配偶者、父母等で第33条第1項の規定による届出に係るものがある事務職7級職員等が事務職7級職員等及び事務職8級以上職員等以外の職員となった場合	(削除)
第35条第2項第5号	五 扶養親族たる配偶者、父母等で第33条第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で事務職8級以上職員等以外のものが事務職8級以上職員等となった場合	(削除)
第35条第2項第6号	六 扶養親族たる配偶者、父母等で第33条第1項の規定による届出に係るものがある職員で事務職7級職員等及び事務職8級以上職員等以外のものが事務職7級職員等となった場合	(削除)

第4条 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

第31条第1項	ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の基本給表及び基本年俸表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事務職8級以上職員等」という。）に対しては、	(削除)
---------	--	------

	支給しない。	
第32条第1項	扶養親族たる配偶者、父母等	前条第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）
	7級	7级以上
	事務職7級職員等	事務職7级以上職員等
第33条第1項	扶養親族（事務職8级以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務職8级以上職員等から事務職8级以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等	扶養親族
第33条第1項 第1号	（事務職8级以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）	（削除）
第33条第1項 第2号	及び事務職8级以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合	（削除）
第35条第1項	（事務職8级以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）	（削除）
	、事務職8级以上職員等から事務職8级以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第33条第1項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職8级以上職員等以外の職員となった日	（削除）
	同項の規定による届出に係るものがない場合	第33条第1項の規定による届出に係るものがない場合
	死亡した日、事務職8级以上職員等以外の職員から事務職8级以上	死亡した日

	職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職 8 級以上職員等となった日、	
第 3 5 条第 2 項	次の各号のいずれか	第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 6 号又は第 7 号
	第 1 号又は第 3 号	第 1 号
第 3 5 条第 2 項第 2 号	事務職 8 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）	(削除)
第 3 5 条第 2 項第 3 号	三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第 3 3 条第 1 項の規定による届出に係るものがある事務職 8 級以上職員等が事務職 8 級以上職員等以外の職員となった場合	(削除)
第 3 5 条第 2 項第 4 号	事務職 7 級職員等が事務職 7 級職員等及び事務職 8 級以上職員等	事務職 7 級以上職員等が事務職 7 級以上職員等
第 3 5 条第 2 項第 5 号	五 扶養親族たる配偶者、父母等で第 3 3 条第 1 項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で事務職 8 級以上職員等以外のものが事務職 8 級以上職員等となった場合	(削除)
第 3 5 条第 2 項第 6 号	事務職 7 級職員等及び事務職 8 級以上職員等以外のものが事務職 7 級職員等	事務職 7 級以上職員等以外のものが事務職 7 級以上職員等

附 則 (平成 2 9 年規程第 2 4 号)

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 2 9 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年規程第1号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成30年規程第4号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成30年2月1日から施行する。

第2条 この規程による改正後の国立研究開発法人国立がん研究センター職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定並びに附則第3条及び第4条の規定は、平成30年1月1日以降に在職する職員（職員給与規程第1条の規定により職員給与規程の適用となる職員をいう。）に対して平成29年4月1日から適用する。

（平成29年6月及び12月に支給する業績年俸の特例）

第3条 国立研究開発法人国立がん研究センター職員給与規程等の一部を改正する規程（平成29年規程第16-10号）附則第3条第2項の適用を受けない職員の平成29年6月及び12月の業績年俸の支給額は、第2項から第4項までの規定を適用して得た額とする。

2 平成29年6月の業績年俸の支給額は、改正後の職員給与規程第26条の規定にかかわらず、この規程による改正前の職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）第26条の規定による。

3 平成29年12月の業績年俸の支給額は、改正後の職員給与規程第26条の規定にかかわらず、改正前の職員給与規程第26条第1項から第6項までの規定による業績年俸の額の2分の1の額と次の各号に掲げる額の合計額を、改正後の職員給与規程第26条第9項に規定する「第1項から第7項までの規定による業績年俸の額の2分の1の額」とであるとみなして、同項を適用して得た額とする。

一 次のイの額からロの額を差し引いた額

イ 改正後の職員給与規程別表第13から別表第16基本年俸表における業績年俸額

ロ 改正前の職員給与規程別表第13から別表第16基本年俸表における業績年俸額

二 前号の額に地域手当及び研究員調整手当の支給割合を乗じて得た額

4 改正後の職員給与規程第26条の適用においては、この規程による職員給与規程別表第13～別表第16基本年俸表の改正を平成29年12月1日に同条第4項に規定する昇格・昇給等があったものとみなす。

（給与の内払）

第4条 改正後の職員給与規程を適用する場合においては、改正前の職員給与規程に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員給与規程による給与の内払とみなす。

（その他の事項）

第5条 前条までに定めるもののほか、改正後の職員給与規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成30年規程第22号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(平成30年4月1日における号俸の調整)

第2条 平成30年4月1日において37歳に満たない職員（その職務の級における最高の号俸を受ける職員、任期付職員基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員を除く。）のうち、平成27年1月1日において改正前の職員給与規程第15条及び平成27年4月1日において同規程第23条の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要と認められるものとして理事長が定める職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則（平成30年規程第27号）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成30年6月1日から施行する。

附 則（平成31年規程第16号）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成31年2月1日から施行する。

第2条 この規程による改正後の国立研究開発法人国立がん研究センター職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定並びに附則第3条及び第4条の規定は、平成31年1月1日以降に在職する職員（職員給与規程第1条の規定により職員給与規程の適用となる職員をいう。）に対して平成30年4月1日から適用する。

(平成30年6月及び12月に支給する業績年俸の特例)

第3条 国立研究開発法人国立がん研究センター職員給与規程等の一部を改正する規程(平成30年規程第4号)附則第3条第2項の適用を受けない職員の平成30年6月及び12月の業績年俸の支給額は、第2項から第4項までの規定を適用して得た額とする。

2 平成30年6月の業績年俸の支給額は、改正後の職員給与規程第26条の規定にかかわらず、この規程による改正前の職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）第26条の規定による。

3 平成30年12月の業績年俸の支給額は、改正後の職員給与規程第26条の規定にかかわらず、改正前の職員給与規程第26条第1項から第6項までの規定による業績年俸の額の2分の1の額と次の各号に掲げる額の合計額を、改正後の職員給与規程第26条第9項に規定する「第1項から第7項までの規定による業績年俸の額の2分の1の額」であるとみなして、同項を適用して得た額とする。

一 次のイの額からロの額を差し引いた額

イ 改正後の職員給与規程別表第13から別表第16基本年俸表における業績年俸額

ロ 改正前の職員給与規程別表第13から別表第16基本年俸表における業績年俸額

二 前号の額に地域手当及び研究員調整手当の支給割合を乗じて得た額

4 改正後の職員給与規程第26条の適用においては、この規程による職員給与規程別表第13～別表第16基本年俸表の改正を平成30年12月1日に同条第4項に規定する昇格・昇給等があったものとみなす。

(給与の内払)

第4条 改正後の職員給与規程を適用する場合においては、改正前の職員給与規程に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員給与規程による給与の内払とみなす。

(その他の事項)

第5条 前条までに定めるもののほか、改正後の職員給与規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成31年規程第24号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規程第47号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第5号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和2年2月1日から施行する。

第2条 この規程による改正後の国立研究開発法人国立がん研究センター職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定並びに附則第3条及び第4条の規定は、令和2年1月1日以降に在職する職員（職員給与規程第1条の規定により職員給与規程の適用となる職員をいう。）に対して平成31年4月1日から適用する。

（令和元年6月及び12月に支給する業績年俸の特例）

第3条 令和元年6月及び12月の業績年俸の支給額は、第2項から第4項までの規定を適用して得た額とする。

2 令和元年6月の業績年俸の支給額は、改正後の職員給与規程第26条の規定にかかわらず、この規程による改正前の職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）第26条の規定による。

3 令和元年12月の業績年俸の支給額は、改正後の職員給与規程第26条の規定にかかわらず、改正前の職員給与規程第26条第1項から第6項までの規定による業績年俸の額の2分の1の額と次の各号に掲げる額の合計額を、改正後の職員給与規程第26条第9項に規定する「第1項から第7項までの規定による業績年俸の額の2分の1の額」とであるとみなして、同項を適用して得た額とする。

一 次のイの額からロの額を差し引いた額

イ 改正後の職員給与規程別表第13から別表第16基本年俸表における業績年俸額

ロ 改正前の職員給与規程別表第13から別表第16基本年俸表における業績年俸額

二 前号の額に地域手当の支給割合を乗じて得た額

4 改正後の職員給与規程第26条の適用においては、この規程による職員給与規程別表第13～別表第16基本年俸表の改正を令和元年12月1日に同条第4項に規定する昇格・昇給等があったものとみなす。

(給与の内払)

第4条 改正後の職員給与規程を適用する場合においては、改正前の職員給与規程に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員給与規程による給与の内払とみなす。

(その他の事項)

第5条 前条までに定めるもののほか、改正後の職員給与規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (令和2年規程第29-4号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(住居手当に関する経過措置)

第2条 令和2年3月31日においてこの規程による改正前の国立研究開発法人国立がん研究センター職員給与規程第37条から第43条までの規定により支給されていた住居手当の月額が二千元を超える職員であつて、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、この規程による改正後の国立研究開発法人国立がん研究センター職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)第37条から第43条までの規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(第二号において「旧手当額」という。)から二千元を控除した額の住居手当を支給する。

- 一 改正後の職員給与規程第37条各号のいずれにも該当しないこととなる職員
- 二 旧手当額から改正後の職員給与規程第38条の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が二千元を超えることとなる職員

附 則 (令和4年規程第74-2号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則 (令和5年規程第4号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和5年2月1日から施行する。

第2条 この規程による改正後の国立研究開発法人国立がん研究センター職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)の規定は、令和5年1月1日以降に在職する職員(職員給与規程第1条の規定により職員給与規程の適用となる職員をいう。)に対して令和4年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年規程第25-7号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年4月1日における号俸の調整)

第2条 令和5年4月1日において事務職基本給表・専門技術職基本給表（人事交流等により適用を受けることとなった職員は除く。）が適用される職員については、令和5年4月1日における級号俸を、初任給として決定された号俸を別表第9の採用試験欄に準じて、理事長が別に定める基準に従い再計算した級号俸に決定することとする。ただし、再計算した初任給の号俸が初任給決定における制限の上限を超えた場合は上限の号俸数で決定することとする。

附 則（令和5年規程第39号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和5年7月1日から施行する。

第2条 この規定は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める日から適用する。

- 一 令和5年4月1日に在職する職員 令和5年4月1日
- 二 令和5年4月2日以降に新たに職員となった者 新たに職員となった日

附 則（令和6年規程第7号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和6年2月1日から施行する。

第2条 この規程による改正後の国立研究開発法人国立がん研究センター職員給与規程は、令和6年1月1日以降に在職する職員に対して令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和6年規程第44号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和6年10月1日から施行する。

附 則（令和6年規程第56号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和6年12月1日から施行する。

第2条 この規程による改正後の国立研究開発法人国立がん研究センター職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定並びに附則第3条及び第4条の規定は、令和6年11月1日以降に在職する職員に対して令和6年4月1日から適用する。

（令和6年6月及び12月に支給する業績年俸の特例）

第3条 令和6年6月及び12月の業績年俸の支給額は、第2項から第4項までの規定を適用して得た額とする。

- 2 令和6年6月の業績年俸の支給額は、改正後の職員給与規程第26条の規定にかかわらず、この規程による改正前の職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）第26条の規定による。
- 3 令和6年12月の業績年俸の支給額は、改正後の職員給与規程第26条の規定にかかわらず、改正前の職員給与規程第26条第1項から第6項までの規定による業績年俸の額の2分の1の額と次の各号に掲げる額の合計額を、改正後の職員給与規程第26条第9項に規定する「第1項から第7項までの規定による業績年俸の額の2分の1の額」とみなして、同項を適用して得た額とする。

- 一 次のイの額からロの額を差し引いた額
    - イ 改正後の職員給与規程別表第13から別表第16基本年俸表における業績年俸額
    - ロ 改正前の職員給与規程別表第13から別表第16基本年俸表における業績年俸額
  - 二 前号の額に地域手当の支給割合を乗じて得た額
- 4 改正後の職員給与規程第26条の適用においては、この規程による職員給与規程別表第13～別表第16基本年俸表の改正を令和6年12月1日に同条第4項に規定する昇格・昇給等があったものとみなす。

(給与の内払)

第4条 改正後の職員給与規程を適用する場合においては、改正前の職員給与規程に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員給与規程による給与の内払とみなす。

(その他の事項)

第5条 前条までに定めるもののほか、改正後の職員給与規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (令和7年規程第9号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年規程第60号)

(施行期日)

第1条 この規則は、令和7年11月1日から施行し、令和7年6月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

附 則 (令和8年規程第6号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和8年3月1日から施行する。

第2条 この規程による改正後の国立研究開発法人国立がん研究センター職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)の規定並びに附則第3条及び第4条の規定は、令和8年2月1日以降に在職する職員に対して令和7年4月1日から適用する。

(令和7年6月及び12月に支給する業績年俸の特例)

第3条 令和7年6月及び12月の業績年俸の支給額は、第2項から第4項までの規定を適用して得た額とする。

2 令和7年6月の業績年俸の支給額は、改正後の職員給与規程第26条の規定にかかわらず、この規程による改正前の職員給与規程(以下「改正前の職員給与規程」という。)第26条の規定による。

3 令和7年12月の業績年俸の支給額は、改正後の職員給与規程第26条の規定にかかわらず、改正前の職員給与規程第26条第1項から第6項までの規定による業績年俸の額の2分の1の額と次の各号に掲げる額の合計額を、改正後の職員給与規程第26条第9項に規定する「第1項から第

7項までの規定による業績年俸の額の2分の1の額」であるとみなして、同項を適用して得た額とする。

一 次のイの額からロの額を差し引いた額

イ 改正後の職員給与規程別表第13から別表第16基本年俸表における業績年俸額

ロ 改正前の職員給与規程別表第13から別表第16基本年俸表における業績年俸額

二 前号の額に地域手当の支給割合を乗じて得た額

4 改正後の職員給与規程第26条の適用においては、この規程による職員給与規程別表第13～別表第16基本年俸表の改正を令和7年12月1日に同条第4項に規定する昇格・昇給等があったものとみなす。

(給与の内払)

第4条 改正後の職員給与規程を適用する場合においては、改正前の職員給与規程に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員給与規程による給与の内払とみなす。

(その他の事項)

第5条 前条までに定めるもののほか、改正後の職員給与規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (令和8年規程第14号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(基本給の切替に伴う経過措置)

第2条 満60歳に達し、職員就業規則第82条の2第1項に規定する降任により降給した職員について、その者の受ける基本給月額が降給日において受けていた基本給月額に達しないこととなるもの(理事長が定める職員を除く。)には、定年までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給する。

(号俸の切替え)

第3条 令和8年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職員給与規程別表第1のロ及びハ、別表第2、別表第3、別表第6、別表第7の2、別表第7の5の基本給表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表第7に掲げられている職務の級であったものの切替日における号俸(次条及び同表において「新号俸」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸(同表において「旧号俸」という。)に応じて同表に定める号俸とする。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

第4条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び理事長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号俸については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

附則別表（附則（平成22年規程第216号）第4条第1項第1号関係）

イ 副院長等基本年俸表

職務の級 号俸	1級	2級	
		1欄	2欄
	円	円	円
1	40,000	57,000	61,500
2	40,000	57,500	62,000
3	41,000	58,000	63,000
4	41,500	58,500	63,000
5	42,000	59,000	63,500
6	42,500	59,500	64,000
7	43,000	60,000	64,500
8	43,500	60,500	64,500
9	43,500	60,500	65,000
10	44,000	61,000	65,500
11	44,500	61,500	66,000
12	45,000	62,000	67,000
13	46,000	62,500	67,000
14	46,000	62,500	67,000
15	46,500	63,000	67,500
16	46,500	63,500	68,000
17	47,000	64,000	68,500
18	47,500	64,500	69,000
19	48,000	64,500	69,500
20	48,000	65,000	69,500
21	48,500	65,500	70,000
22	48,500	66,000	70,500
23	49,000	66,000	71,500
24	49,500	66,500	71,500
25	50,000	67,000	72,000
26	50,000	67,500	72,000
27	51,000	67,500	72,500
28	51,000	68,000	73,000
29	51,000	68,000	73,000
30	51,500	69,000	74,000
31	52,000	69,000	74,000
32	52,500	69,500	74,500
33	52,500	69,500	75,000
34	53,000	70,000	75,500
35	53,500	70,500	75,500
36	53,500	70,500	75,500
37	54,000	71,000	76,500
38	54,500	71,000	76,500
39	55,000	71,500	77,000
40	54,500	71,500	77,500
41	55,000	72,000	77,500
42	55,500	73,000	78,000
43	56,000	73,000	78,500
44	56,000	73,000	78,500
45	56,500	73,500	79,000
46	56,500	74,000	79,500
47	57,000	74,000	79,500
48	57,000	74,500	80,000
49	57,500	74,500	80,500
50	57,500	75,000	80,500
51	58,000	75,000	80,500
52	58,500	75,500	81,000
53	58,500	75,500	81,500
54	59,000	76,000	82,000
55	59,000	76,500	82,000
56	59,500	76,500	82,500
57	59,500	77,000	82,500

職務の級 号俸	1級	2級	
		1欄	2欄
	円	円	円
58	60,000	77,500	83,000
59	60,000	77,500	83,500
60	60,500	77,500	83,500
61	60,500	78,000	84,000
62	61,000	78,500	84,500
63	61,000	78,500	84,500
64	61,500	79,000	84,500
65	61,500	79,500	85,000
66	62,000	79,500	85,500
67	62,000	79,500	85,500
68	62,500	80,000	85,500
69	62,000	80,000	86,000
70	62,500	80,000	86,500
71	62,500	80,500	86,500
72	63,000	80,500	86,500
73	63,000	80,500	86,500
74	63,000	81,000	87,000
75	63,500	81,000	87,000
76	63,500	81,000	87,000
77	63,500	81,500	87,500
78	63,500	81,500	87,500
79	64,000	81,500	87,500
80	64,000	81,500	88,000
81	64,000	81,500	87,500
82	64,000	82,000	88,000
83	64,500	82,000	88,000
84	64,500	82,000	88,000
85	64,500	82,000	88,500
86	65,000	82,500	88,000
87	65,000	82,500	88,500
88	64,500	82,500	88,500
89	65,000	82,500	88,500
90	65,000	82,000	88,500
91	65,000	82,500	89,000
92	65,500	82,500	89,000
93	65,500	82,500	88,500
94	65,500	82,500	89,000
95	66,000	83,000	89,000
96	66,000	83,000	89,000
97	65,500	83,000	89,000
98	66,000		
99	66,000		
100	66,000		
101	66,500		
102	66,000		
103	66,000		
104	66,500		
105	66,000		
106	66,500		
107	66,500		
108	66,500		
109	66,500		
110	67,000		
111	66,500		
112	66,500		
113	67,000		

□ 副所長等基本年俸表

職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級
	円	円	円
1	30,000	53,000	80,000
2	30,500	53,500	80,500
3	31,000	54,000	81,000
4	31,000	54,500	81,500
5	31,500	55,500	81,500
6	32,000	56,000	82,500
7	32,000	56,500	83,000
8	32,500	57,500	83,000
9	32,500	58,000	83,500
10	33,000	58,000	83,500
11	33,500	58,500	84,000
12	33,500	59,000	84,000
13	34,000	59,500	84,500
14	34,000	60,000	85,000
15	34,500	60,000	85,000
16	35,000	60,500	85,000
17	36,500	61,000	85,000
18	36,500	61,000	85,500
19	37,000	61,500	85,500
20	37,000	62,000	86,000
21	37,500	62,500	86,000
22	37,500	63,000	
23	38,000	63,000	
24	38,000	63,500	
25	38,500	64,000	
26	38,500	64,500	
27	39,000	64,500	
28	39,000	65,500	
29	39,500	65,500	
30	39,500	66,000	
31	40,000	66,000	
32	40,000	66,500	
33	40,500	67,000	
34	40,500	67,500	
35	40,500	67,500	
36	41,000	68,000	
37	41,000	68,000	
38	41,500	68,500	
39	41,500	69,000	
40	41,500	69,000	
41	42,500	69,500	
42	43,000	70,000	
43	43,500	70,500	
44	44,000	71,000	
45	44,000	70,500	
46	44,500	71,000	
47	44,500	71,000	
48	44,500	71,500	
49	44,500	72,000	
50	45,500	72,000	
51	45,500	72,000	
52	46,000	72,000	
53	45,500	72,500	
54	46,500	72,500	
55	46,500	73,000	
56	46,500	73,000	

職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級
	円	円	円
57	47,000	73,500	
58	47,000	73,000	
59	47,000	73,500	
60	47,500	73,500	
61	47,500	74,000	
62	47,500	74,000	
63	47,500	74,000	
64	48,000	74,000	
65	48,000	74,500	
66	48,000	74,500	
67	48,500	74,500	
68	48,500	74,500	
69	49,000	75,000	
70	49,000	75,000	
71	49,000	75,000	
72	49,500	75,500	
73	49,000	75,500	
74	49,500		
75	49,500		
76	49,500		
77	49,500		
78	50,000		
79	50,000		
80	50,000		
81	50,000		
82	50,000		
83	50,500		
84	50,500		
85	51,000		
86	51,000		
87	51,000		
88	51,000		
89	51,000		
再任用職員	19,000	27,500	

八 任期付職員基本年俸表

号俸	
	円
1	33,000
2	37,000
3	43,000
4	48,500
5	64,500
6	83,500
7	89,500
8	95,500
9	104,000
10	112,000
11	122,000
12	130,500
13	137,500

## 二 院長等基本年俸表

号俸	
	円
1	80,900
2	86,850
3	92,950
4	101,350

ホ 切替日の前日に医療職俸給表（一）の4級である医長の副院長等基本年俸表

職務の級 号俸	2級	職務の級 号俸	2級
	円		円
1	49,000	57	65,500
2	49,000	58	66,000
3	50,000	59	66,000
4	50,000	60	66,500
5	50,500	61	66,500
6	51,000	62	66,500
7	51,000	63	67,000
8	51,500	64	67,000
9	52,000	65	67,500
10	52,500	66	67,500
11	52,500	67	68,000
12	53,000	68	67,500
13	53,500	69	68,000
14	53,500	70	68,000
15	54,000	71	68,500
16	54,000	72	68,500
17	54,500	73	68,500
18	54,500	74	69,000
19	55,500	75	69,000
20	55,500	76	69,000
21	56,000	77	69,500
22	56,000	78	69,500
23	56,500	79	69,500
24	56,500	80	69,500
25	57,000	81	69,500
26	57,000	82	69,500
27	58,000	83	69,500
28	58,000	84	69,500
29	58,000	85	70,000
30	58,500	86	70,000
31	58,500	87	70,000
32	59,500	88	70,000
33	59,500	89	70,500
34	59,500	90	70,000
35	59,500	91	70,500
36	60,000	92	70,500
37	60,500	93	70,500
38	60,500	94	70,500
39	61,000	95	70,500
40	61,000	96	70,500
41	61,500	97	71,000
42	61,500		
43	62,000		
44	62,500		
45	62,500		
46	62,500		
47	63,000		
48	63,500		
49	63,500		
50	63,500		
51	64,000		
52	64,500		
53	64,500		
54	64,500		
55	65,000		
56	65,500		

へ 切替日の前日に研究職俸給表の5級である室長の副所長等基本年俸表

職務の級 号俸	2級
	円
1	45,000
2	45,500
3	45,500
4	46,000
5	47,500
6	48,000
7	48,000
8	49,000
9	49,500
10	49,500
11	50,000
12	50,000
13	50,500
14	50,500
15	51,500
16	51,500
17	52,000
18	52,500
19	52,500
20	53,000
21	53,000
22	53,500
23	53,500
24	54,000
25	54,000
26	55,000
27	55,000
28	56,000
29	56,000
30	56,000
31	56,500
32	56,500
33	57,000
34	57,000
35	57,500
36	58,000
37	58,000
38	58,500
39	58,500
40	59,000
41	59,500
42	60,000
43	60,000
44	60,500
45	60,500
46	60,500
47	61,000
48	61,000
49	61,500
50	61,500
51	61,000
52	62,000
53	62,000
54	62,000
55	62,000
56	62,000

職務の級 号俸	2級
	円
57	62,500
58	62,500
59	62,500
60	62,500
61	62,500
62	63,000
63	63,000
64	63,000
65	63,500
66	63,500
67	64,000
68	64,000
69	64,000
70	64,000
71	64,000
72	64,500
73	64,000

附則別表第1 基本給表の職務の級の切替表（附則第2条第1項関係）

切替日前日の職務の級		切替日の職務の級	
医療職俸給表（一）	1 級	医療職基本給表（一）	(職務の級なし)
	2 級		
医療職俸給表（二）	1 級	医療職基本給表（二）	1 級
	2 級		2 級
	3 級		3 級
	4 級		4 級
	5 級		5 級
	6 級		6 級
	7 級		7 級
	8 級		7 級
医療職俸給表（三）	1 級	医療職基本給表（三）	1 級
	2 級		2 級
	3 級		3 級
	4 級		4 級
	5 級		5 級
	6 級		6 級
	7 級		7 級
行政職俸給表（一）	1 級	事務職基本給表	1 級
	2 級		2 級
	3 級		3 級
	4 級		4 級
	5 級		5 級
	6 級		6 級
	7 級		7 級
	8 級		8 級
	9 級		8 級
	10 級		9 級
行政職俸給表（二）	1 級	技能職基本給表	1 級
	2 級		2 級
	3 級		3 級
	4 級		4 級
	5 級		4 級
教育職俸給表（一）	1 級	教育職基本給表	1 級
	2 級		2 級
	3 級		3 級
	4 級		4 級
	5 級		5 級
研究職俸給表	2 級	研究職基本給表	(職務の級なし)
福祉職俸給表	1 級	福祉職基本給表	1 級
	2 級		2 級
	3 級		3 級
	4 級		3 級

備考 「切替日前日の職務の級」の医療職俸給表（一）1級等は、給与法第6条の俸給表及び職務の級である。

附則別表第2 基本給表の号俸の切替表（附則第2条第2項関係）

イ 医療職基本給表（一）

切替前の号俸		切替後の号俸	
1級	2級	号俸	
1		1	69
2		2	70
3		3	71
4		4	72
5		5	73
6		6	74
7		7	75
8		8	76
9		9	77
10		10	78
11		11	79
12		12	80
13		13	81
14		14	82
15		15	83
16		16	84
17		17	85
18		18	86
19		19	87
20		20	88
21		21	89
22		22	90
23		23	91
24		24	92
25	1	25	93
26	2	26	94
27	3	27	95
28	4	28	96
29	5	29	97
30	6	30	122
31	7	31	123
32	8	32	124
33	9	33	125
34	10	34	126
35	11	35	127
36	12	36	128
37	13	37	129
38	14	38	130
39	15	39	131
40	16	40	132
41	17	41	133
42	18	42	
43	19	43	
44	20	44	
45	21	45	
46	22	46	
47	23	47	
48	24	48	
49	25	49	
50	26	50	
51	27	51	
52	28	52	
53	29	53	
54			
55			
56	30	54	
57			
58			
59	31	55	
60			
61			
62	32	56	
63			
64			
65	33	57	
	34	58	
	35	59	
	36	60	
	37	61	
	38	62	
	39	63	
	40	64	
	41	65	
	42	66	
	43	67	
	44	68	
	45	69	
	46	70	
	47	71	
	48	72	
	49	73	
	50	74	
	51	75	
	52	76	
	53	77	
	54	78	
	55	79	
	56	80	
	57	81	
	58	82	
	59	83	
	60	84	
	61	85	
	62	86	
	63	87	
	64	88	
	65	89	
	66	90	
	67	91	
	68	92	

備考

- 1 「切替前の号俸」は、平成22年3月31日における給与法の号俸である。
- 2 「切替後の号俸」は、平成22年4月1日における号俸である。
- 3 前項までの規定については、以下、本表において同様とする。



切替前の号俵	切替後の号俵
5級	4級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85

切替前の号俵	切替後の号俵
6級	5級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65

切替前の号俵	切替後の号俵
7級	6級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53

切替前の号俵	切替後の号俵
8級	7級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37

附則別表第2 基本給表の号俸の切替表（附則第2条第2項関係）

ハ 医療職基本給表（三）

切替前の号俸	切替後の号俸
1級	1級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92

93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100
101	101
102	102
103	103
104	104
105	105
106	106
107	107
108	108
109	109
110	110
111	111
112	112
113	113
114	114
115	115
116	116
117	117
118	118
119	119
120	120
121	121
122	122
123	123
124	124
125	125
126	126
127	127
128	128
129	129
130	130
131	131
132	132
133	133
134	134
135	135
136	136
137	137
138	138
139	139
140	140
141	141
142	142
143	143
144	144
145	145
146	146
147	147
148	148
149	149
150	150
151	151
152	152
153	153
154	154
155	155
156	156
157	157
158	158
159	159
160	160
161	161
162	162
163	163
164	164
165	165
166	166
167	167
168	168
169	169

切替前の号俸	切替後の号俸
2級	2級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92

93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100
101	101
102	102
103	103
104	104
105	105
106	106
107	107
108	108
109	109
110	110
111	111
112	112
113	113
114	114
115	115
116	116
117	117
118	118
119	119
120	120
121	121
122	122
123	123
124	124
125	125
126	126
127	127
128	128
129	129
130	130
131	131
132	132
133	133
134	134
135	135
136	136
137	137
138	138
139	139
140	140
141	141
142	142
143	143
144	144
145	145
146	146
147	147
148	148
149	149
150	150
151	151
152	152
153	153

切替前の号俸	切替後の号俸
3級	3級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100
101	101
102	102
103	103
104	104

105	105
106	106
107	107
108	108
109	109
110	110
111	111
112	112
113	113
114	114
115	115
116	116
117	117
118	118
119	119
120	120
121	121
122	122
123	123
124	124
125	125

切替前の号俵	切替後の号俵
4級	4級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100
101	101
102	102
103	103
104	104

105	105
106	106
107	107
108	108
109	109
110	110
111	111
112	112
113	113

切替前の号俵	切替後の号俵
5級	5級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93

切替前の号俵	切替後の号俵
6級	6級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69

切替前の号俵	切替後の号俵
7級	7級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57

附則別表第2 基本給表の号俸の切替表（附則第2条第2項関係）

二 事務職基本給表

切替前の号俸		切替後の号俸		切替前の号俸		切替後の号俸		切替前の号俸		切替後の号俸	
1級	2級	1級		3級	2級			4級	3級		
1		1	53	85	1	1	105	105	1	1	
2		2	54	86	2	2	106	106	2	2	
3		3	55	87	3	3	107	107	3	3	
4		4	56	88	4	4	108	108	4	4	
5		5	57	89	5	5	109	109	5	5	
6		6	58	90	6	6	110	110	6	6	
7		7	59	91	7	7	111	111	7	7	
8		8	60	92	8	8	112	112	8	8	
9		9	61	93	9	9	113	113	9	9	
10		10	62	94	10	10			10	10	
11		11	63	95	11	11			11	11	
12		12	64	96	12	12			12	12	
13		13	65	97	13	13			13	13	
14		14	66	98	14	14			14	14	
15		15	67	99	15	15			15	15	
16		16	68	100	16	16			16	16	
17		17	69	101	17	17			17	17	
18		18	70	102	18	18			18	18	
19		19	71	103	19	19			19	19	
20		20	72	104	20	20			20	20	
21		21	73	105	21	21			21	21	
22		22	74	106	22	22			22	22	
23		23	75	107	23	23			23	23	
24		24	76	108	24	24			24	24	
25		25	77	109	25	25			25	25	
26		26	78	110	26	26			26	26	
27		27	79	111	27	27			27	27	
28		28	80	112	28	28			28	28	
29		29	81	113	29	29			29	29	
30		30	82	114	30	30			30	30	
31		31	83	115	31	31			31	31	
32		32	84	116	32	32			32	32	
33	1	33	85	117	33	33			33	33	
34	2	34	86	118	34	34			34	34	
35	3	35	87	119	35	35			35	35	
36	4	36	88	120	36	36			36	36	
37	5	37	89	121	37	37			37	37	
38	6	38	90	122	38	38			38	38	
39	7	39	91	123	39	39			39	39	
40	8	40	92	124	40	40			40	40	
41	9	41	93	125	41	41			41	41	
42	10	42	94	126	42	42			42	42	
43	11	43	95	127	43	43			43	43	
44	12	44	96	128	44	44			44	44	
45	13	45	97	129	45	45			45	45	
46	14	46	98	130	46	46			46	46	
47	15	47	99	131	47	47			47	47	
48	16	48	100	132	48	48			48	48	
49	17	49	101	133	49	49			49	49	
50	18	50	102	134	50	50			50	50	
51	19	51	103	135	51	51			51	51	
52	20	52	104	136	52	52			52	52	
53	21	53	105	137	53	53			53	53	
54	22	54	106	138	54	54			54	54	
55	23	55	107	139	55	55			55	55	
56	24	56	108	140	56	56			56	56	
57	25	57	109	141	57	57			57	57	
58			110	142	58	58			58	58	
59	26	58	111	143	59	59			59	59	
60			112	144	60	60			60	60	
61	27	59	113	145	61	61			61	61	
62			114	146	62	62			62	62	
63	28	60	115	147	63	63			63	63	
64			116	148	64	64			64	64	
65	29	61	117	149	65	65			65	65	
66			118	150	66	66			66	66	
67	30	62	119	151	67	67			67	67	
68			120	152	68	68			68	68	
69	31	63	121	153	69	69			69	69	
70			122	154	70	70			70	70	
71	32	64	123	155	71	71			71	71	
72			124	156	72	72			72	72	
73	33	65	125	157	73	73			73	73	
74					74	74			74	74	
75					75	75			75	75	
76	34	66			76	76			76	76	
77					77	77			77	77	
78					78	78			78	78	
79	35	67			79	79			79	79	
80					80	80			80	80	
81					81	81			81	81	
82	36	68			82	82			82	82	
83					83	83			83	83	
84					84	84			84	84	
85	37	69			85	85			85	85	
86					86	86			86	86	
87	38	70			87	87			87	87	
88					88	88			88	88	
89	39	71			89	89			89	89	
90					90	90			90	90	
91	40	72			91	91			91	91	
92					92	92			92	92	
93	41	73			93	93			93	93	
	42	74			94	94					
	43	75			95	95					
	44	76			96	96					
	45	77			97	97					
	46	78			98	98					
	47	79			99	99					
	48	80			100	100					
	49	81			101	101					
	50	82			102	102					
	51	83			103	103					
	52	84			104	104					

切替前の号俵	切替後の号俵
5級	4級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85

切替前の号俵	切替後の号俵
6級	5級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77

切替前の号俵	切替後の号俵
7級	6級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61

切替前の号俵	切替後の号俵
8級	7級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45

切替前の号俵	切替後の号俵
9級	8級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41

切替前の号俵	切替後の号俵
10級	9級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21

附則別表第2 基本給表の号俵の切替表（附則第2条第2項関係）  
 本 技能職基本給表

切替前の号俵		切替後の号俵
1級	2級	1級
1		1
2		2
3		3
4		4
5		5
6		6
7		7
8		8
9		9
10		10
11		11
12		12
13		13
14		14
15		15
16		16
17		17
18		18
19		19
20		20
21		21
22		22
23		23
24		24
25		25
26		26
27		27
28		28
29		29
30		30
31		31
32		32
33		33
34		34
35		35
36		36
37		37
38		38
39		39
40		40
41	1	41
42	2	42
43	3	43
44	4	44
45	5	45
46	6	46
47	7	47
48	8	48
49	9	49
50	10	50
51	11	51
52	12	52
53	13	53
54	14	54
55	15	55
56	16	56
57	17	57
58	18	58
59	19	59
60	20	60
61	21	61
62	22	62
63	23	63
64	24	64
65	25	65
66	26	66
67	27	67
68	28	68
69	29	69
70	30	70
71	31	71
72	32	72
73	33	73
74	34	74
75	35	75
76	36	76
77	37	77
78	38	78
79	39	79
80	40	80
81	41	81
82		
83	42	82
84		
85	43	83
86		
87	44	84
88		
89	45	85
90		
91	46	86
92		
93	47	87
94		
95	48	88
96		
97	49	89
98		
99	50	90
100		
101	51	91
102		
103	52	92
104		

105	53	93
106		
107		
108	54	94
109		
110		
111	55	95
112		
113		
114	56	96
115		
116		
117	57	97
118		
119	58	98
120		
121	59	99
	60	100
	61	101
	62	102
	63	103
	64	104
	65	105
	66	106
	67	107
	68	108
	69	109
	70	110
	71	111
	72	112
	73	113
	74	114
	75	115
	76	116
	77	117
	78	118
	79	119
	80	120
	81	121
	82	122
	83	123
	84	124
	85	125
	86	126
	87	127
	88	128
	89	129
	90	130
	91	131
	92	132
	93	133
	94	134
	95	135
	96	136
	97	137
	98	138
	99	139
	100	140
	101	141
	102	142
	103	143
	104	144
	105	145
	106	146
	107	147
	108	148
	109	149
	110	150
	111	151
	112	152
	113	153
	114	154
	115	155
	116	156
	117	157
	118	158
	119	159
	120	160
	121	161
	122	162
	123	163
	124	164
	125	165
	126	166
	127	167
	128	168
	129	169
	130	170
	131	171
	132	172
	133	173
	134	174
	135	175
	136	176
	137	177

切替前の号俵		切替後の号俵	
3級	2級		
1	1	105	105
2	2	106	106
3	3	107	107
4	4	108	108
5	5	109	109
6	6	110	110
7	7	111	111
8	8	112	112
9	9	113	113
10	10	114	114
11	11	115	115
12	12	116	116
13	13	117	117
14	14	118	118
15	15	119	119
16	16	120	120
17	17	121	121
18	18	122	122
19	19	123	123
20	20	124	124
21	21	125	125
22	22	126	126
23	23	127	127
24	24	128	128
25	25	129	129
26	26	130	130
27	27	131	131
28	28	132	132
29	29	133	133
30	30		
31	31		
32	32		
33	33		
34	34		
35	35		
36	36		
37	37		
38	38		
39	39		
40	40		
41	41		
42	42		
43	43		
44	44		
45	45		
46	46		
47	47		
48	48		
49	49		
50	50		
51	51		
52	52		
53	53		
54	54		
55	55		
56	56		
57	57		
58	58		
59	59		
60	60		
61	61		
62	62		
63	63		
64	64		
65	65		
66	66		
67	67		
68	68		
69	69		
70	70		
71	71		
72	72		
73	73		
74	74		
75	75		
76	76		
77	77		
78	78		
79	79		
80	80		
81	81		
82	82		
83	83		
84	84		
85	85		
86	86		
87	87		
88	88		
89	89		
90	90		
91	91		
92	92		
93	93		
94	94		
95	95		
96	96		
97	97		
98	98		
99	99		
100	100		
101	101		
102	102		
103	103		
104	104		

切替前の号俵	切替後の号俵
4級	3級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100
101	101

切替前の号俵	切替後の号俵
5級	4級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69

附則別表第2 基本給表の号俸の切替表（附則第2条第2項関係）

へ 教育職基本給表

切替前の号俸	切替後の号俸
1級	1級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100

101	101
102	102
103	103
104	104
105	105
106	106
107	107
108	108
109	109
110	110
111	111
112	112
113	113
114	114
115	115
116	116
117	117
118	118
119	119
120	120
121	121
122	122
123	123
124	124
125	125
126	126
127	127
128	128
129	129

切替前の号俸	切替後の号俸
2級	2級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100
101	101
102	102
103	103
104	104
105	105

切替前の号俸	切替後の号俸
3級	3級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89

切替前の号俸	切替後の号俸
4級	4級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77

切替前の号俸	切替後の号俸
5級	5級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21

附則別表第2 基本給表の号俸の切替表（附則第2条第2

ト 研究職基本給表

切替前の号俸	切替後の号俸		
2級	号俸		
1	1	105	105
2	2	106	106
3	3	107	107
4	4	108	108
5	5	109	109
6	6	110	110
7	7	111	111
8	8	112	112
9	9	113	113
10	10	114	114
11	11	115	115
12	12	116	116
13	13	117	117
14	14	118	118
15	15	119	119
16	16	120	120
17	17	121	121
18	18		
19	19		
20	20		
21	21		
22	22		
23	23		
24	24		
25	25		
26	26		
27	27		
28	28		
29	29		
30	30		
31	31		
32	32		
33	33		
34	34		
35	35		
36	36		
37	37		
38	38		
39	39		
40	40		
41	41		
42	42		
43	43		
44	44		
45	45		
46	46		
47	47		
48	48		
49	49		
50	50		
51	51		
52	52		
53	53		
54	54		
55	55		
56	56		
57	57		
58	58		
59	59		
60	60		
61	61		
62	62		
63	63		
64	64		
65	65		
66	66		
67	67		
68	68		
69	69		
70	70		
71	71		
72	72		
73	73		
74	74		
75	75		
76	76		
77	77		
78	78		
79	79		
80	80		
81	81		
82	82		
83	83		
84	84		
85	85		
86	86		
87	87		
88	88		
89	89		
90	90		
91	91		
92	92		
93	93		
94	94		
95	95		
96	96		
97	97		
98	98		
99	99		
100	100		
101	101		
102	102		
103	103		
104	104		

附則別表第2 基本給表の号俸の切替表（附則第2条第2項関係）  
 子 福祉職基本給表

切替前の号俸		切替後の号俸
1級	2級	1級
1		1
2		2
3		3
4		4
5		5
6		6
7		7
8		8
9		9
10		10
11		11
12		12
13		13
14		14
15		15
16		16
17		17
18		18
19		19
20		20
21		21
22		22
23		23
24		24
25		25
26		26
27		27
28		28
29		29
30		30
31		31
32		32
33	1	33
34	2	34
35	3	35
36	4	36
37	5	37
38	6	38
39	7	39
40	8	40
41	9	41
42	10	42
43	11	43
44	12	44
45	13	45
46	14	46
47	15	47
48	16	48
49	17	49
50	18	50
51	19	51
52	20	52
53	21	53
54	22	54
55	23	55
56	24	56
57	25	57
58		
59	26	58
60		
61	27	59
62		
63	28	60
64		
65	29	61
66	30	62
67	31	63
68	32	64
69	33	65
70		
71	34	66
72		
73	35	67
74		
75	36	68
76		
77	37	69
78	38	70
79	39	71
80	40	72
81	41	73
82		
83	42	74
84		
85	43	75
86		
87	44	76
88		
89	45	77
90		
91	46	78
92		
93	47	79
94		
95	48	80
96		
97	49	81
98		
99	50	82
100		
101	51	83
102		
103	52	84
104		
105	53	85
106		
107		
108	54	86
109		
110		

111	55	87
112		
113		
114	56	88
115		
116		
117	57	89
118		
119		
120		
121	58	90
122		
123		
124		
125	59	91
126		
127		
128		
129	60	92
130		
131		
132		
133	61	93
134		
135		
136		
137		
138	62	94
139		
140		
141		
142		
143	63	95
144		
145		
146		
147		
148	64	96
149		
150		
151		
152		
153	65	97
	66	98
	67	99
	68	100
	69	101
	70	102
	71	103
	72	104
	73	105
	74	106
	75	107
	76	108
	77	109
	78	110
	79	111
	80	112
	81	113
	82	114
	83	115
	84	116
	85	117
	86	118
	87	119
	88	120
	89	121
	90	122
	91	123
	92	124
	93	125
	94	126
	95	127
	96	128
	97	129
	98	130
	99	131
	100	132
	101	133
	102	134
	103	135
	104	136
	105	137
	106	138
	107	139
	108	140
	109	141
	110	142
	111	143
	112	144
	113	145
	114	146
	115	147
	116	148
	117	149
	118	150
	119	151
	120	152
	121	153

切替前の号俸	切替後の号俸
3級	2級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93

切替前の号俸	切替後の号俸
4級	3級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93

附則別表第3 基本年俸表の職務の級の切替表（附則第3条第1項関係）

切替日前日の職務の級		切替日の職務の級	
医療職俸給表（一）	3 級	副院長等 基本年俸表	1 級
	4 級		2 級
	5 級		
研究職俸給表	3 級	副所長等 基本年俸表	1 級
	4 級		
	5 級		2 級
	6 級		3 級

備考 「切替日前日の職務の級」の医療職俸給表（一）3級等は、給与法第6条の俸給表及び職務の級である。

附則別表第4 基本年俸表の号俸の切替表(附則第3条第2項及び第3項関係)

イ 副院長等基本年俸表

切替前の号俸	切替後の号俸
医療職 俸給表(一) 3級	1級
1	17
2	18
3	19
4	20
5	21
6	22
7	23
8	24
9	25
10	26
11	27
12	28
13	29
14	30
15	31
16	32
17	33
18	34
19	35
20	36
21	37
22	38
23	39
24	40
25	41
26	42
27	43
28	44
29	45
30	46
31	47
32	48
33	49
34	50
35	51
36	52
37	53
38	54
39	55
40	56
41	57
42	58
43	59
44	60
45	61
46	62
47	63
48	64
49	65
50	66
51	67
52	68
53	69
54	70
55	71
56	72
57	73
58	74
59	75
60	76
61	77
62	78
63	79
64	80
65	81
66	82
67	83
68	84
69	85
70	86
71	87
72	88
73	89
74	90
75	91
76	92
77	93
78	94
79	95
80	96
81	97
82	98
83	99
84	100
85	101
86	102
87	103
88	104
89	105

切替前の号俸		切替後の号俸
医療職 俸給表(一) 4級	医療職 俸給表(一) 5級	2級
1		25
2		26
3		27
4		28
5		29
6		30
7		31
8		32
9		33
10		34
11		35
12		36
13		37
14		38
15		39
16		40
17		41
18		42
19		43
20		44
21		45
22		46
23		47
24		48
25		49
26		50
27		51
28		52
29		53
30		54
31		55
32		56
33		57
34		58
35		59
36		60
37		61
38		62
39		63
40		64
41		65
42		66
43		67
44		68
45	1	69
46	2	70
47	3	71
48	4	72
49	5	73
50	6	74
51	7	75
52	8	76
53	9	77
54	10	78
55	11	79
56	12	80
57	13	81
58	14	82
59	15	83
60	16	84
61	17	85
62	18	86
63	19	87
64	20	88
65	21	89

備考

- 1 「切替前の号俸」は、平成22年3月31日における給与法の号俸である。
- 2 「切替後の号俸」は、平成22年4月1日の号俸である。
- 3 前項までの規定については、以下、本表において同様とする。

□ 副所長等基本年俸表

切替前の号俸		切替後の号俸
研究職 俸給表 3級	研究職 俸給表 4級	1級
1		1
2		2
3		3
4		4
5		5
6		6
7		7
8		8
9		9
10		10
11		11
12		12
13		13
14		14
15		15
16		16
17	1	17
18	2	18
19	3	19
20	4	20
21	5	21
22	6	22
23	7	23
24	8	24
25	9	25
26	10	26
27	11	27
28	12	28
29	13	29
30	14	30
31	15	31
32	16	32
33	17	33
34	18	34
35	19	35
36	20	36
37	21	37
38	22	38
39	23	39
40	24	40
41	25	41
42	26	42
43	27	43
44	28	44
45	29	45
46	30	46
47		
48	31	47
49		
50	32	48
51		
52	33	49
53		
54	34	50
55	35	51
56	36	52
57	37	53
58	38	54
59		
60	39	55
61		
62	40	56
63		
64	41	57
65		
66		
67	42	58
68		
69		
70	43	59
71		
72		
73	44	60
74		
75		
76	45	61
77		
78	46	62
79		
80	47	63
81		
82	48	64
83		
84	49	65
85		
86	50	66
87		
88	51	67
89		

52	68
53	69
54	70
55	71
56	72
57	73
58	74
59	75
60	76
61	77
62	78
63	79
64	80
65	81
66	82
67	83
68	84
69	85
70	86
71	87
72	88
73	89

切替前の号俸	切替後の号俸
研究職 俸給表 5級	2級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73

切替前の号俸	切替後の号俸
研究職 俸給表 6級	3級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21

ハ 任期付職員基本年俸表

切替前の号俸		切替後の号俸
第1号任期付 研究員俸給表	特定任期付 職員俸給表	号俸
号俸	号俸	
	1	1
1	2	2
2	3	3
3	4	4
4	5	5
5	6	6
6		7
	7	8
上記以外の 人事院の承 認を得て俸 給月額が定 められてい る者	上記以外の 人事院の承 認を得て俸 給月額が定 められてい る者	9
		10
		11
		12
		13

### 二 院長等基本年俸表

切替前の号俸	切替後の号俸
指定職俸給表	号俸
号俸	
1	1
2	2
3	3
4	4

附則別表第5 基本年俸表の号俸の切替表の特例(附則第3条第4項及び第5項関係)

イ 副院長等基本年俸表

切替前の号俸	切替後の号俸		
医療職 俸給表(一) 2級	1級		
1	5	81	63
2	6	82	
3	7	83	
4	8	84	
5	9	85	64
6	10	86	
7	11	87	
8	12	88	
9	13	89	65
10	14	90	
11	15	91	
12	16	92	
13	17	93	66
14	18	94	
15	19	95	
16	20	96	
17	21	97	67
18	22		
19	23		
20	24		
21	25		
22	26		
23	27		
24	28		
25	29		
26	30		
27	31		
28	32		
29	33		
30	34		
31	35		
32	36		
33	37		
34	38		
35	39		
36	40		
37	41		
38	42		
39	43		
40	44		
41	45		
42	46		
43	47		
44	48		
45	49		
46			
47	50		
48			
49	51		
50			
51	52		
52			
53	53		
54			
55	54		
56			
57	55		
58			
59	56		
60			
61	57		
62			
63			
64	58		
65			
66			
67	59		
68			
69			
70	60		
71			
72			
73	61		
74			
75			
76			
77	62		
78			
79			
80			

ロ 副所長等基本年俸表

切替前の号俸	切替後の号俸
研究職 俸給表 2級	1級
1	1
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	
51	
52	
53	
54	
55	
56	
57	
58	
59	
60	
61	
62	
63	
64	
65	
66	
67	
68	
69	
70	
71	
72	
73	
74	
75	
76	
77	
78	
79	
80	

81	33
82	
83	
84	34
85	
86	
87	35
88	
89	
90	36
91	
92	
93	37
94	
95	
96	38
97	
98	
99	39
100	
101	
102	40
103	
104	
105	41
106	
107	
108	42
109	
110	
111	43
112	
113	
114	44
115	
116	
117	45
118	
119	
120	
121	46

切替前の号俸	切替後の号俸
研究職 俸給表 4級	2級
1	1
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	
51	
52	
53	
54	
55	
56	
57	
58	
59	
60	
61	
62	
63	
64	
65	
66	
67	
68	
69	
70	
71	
72	
73	

切替前の号俸	切替後の号俸
研究職俸給 表 5級	3級
1	1
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	
51	
52	
53	
54	
55	
56	
57	
58	
59	
60	
61	
62	
63	
64	
65	
66	
67	
68	
69	
70	
71	
72	
73	

附則別表第6 基本年俸表の特例（附則第3条第6項及び第7項関係）

イ 切替日の前日に医療職俸給表（一）の4級である医長の副院長等基本年俸表

職務の級 号俸	2級	
	基本年俸額	
	月例 年俸額	業績年俸額 3欄
	円	円
1	5,486,400	2,445,000
2	5,530,800	2,465,000
3	5,571,600	2,483,000
4	5,611,200	2,501,000
5	5,653,200	2,520,000
6	5,691,600	2,537,000
7	5,730,000	2,554,000
8	5,768,400	2,571,000
9	5,808,000	2,589,000
10	5,846,400	2,606,000
11	5,883,600	2,622,000
12	5,922,000	2,639,000
13	5,959,200	2,656,000
14	5,996,400	2,673,000
15	6,032,400	2,689,000
16	6,068,400	2,705,000
17	6,103,200	2,720,000
18	6,141,600	2,737,000
19	6,177,600	2,753,000
20	6,213,600	2,769,000
21	6,249,600	2,785,000
22	6,283,200	2,800,000
23	6,318,000	2,816,000
24	6,352,800	2,831,000
25	6,386,400	2,846,000
26	6,412,800	2,858,000
27	6,438,000	2,869,000
28	6,463,200	2,881,000
29	6,489,600	2,892,000
30	6,516,000	2,904,000
31	6,540,000	2,915,000
32	6,565,200	2,926,000
33	6,588,000	2,936,000
34	6,618,000	2,950,000
35	6,648,000	2,963,000
36	6,678,000	2,976,000
37	6,705,600	2,989,000
38	6,734,400	3,002,000
39	6,764,400	3,015,000
40	6,794,400	3,028,000
41	6,819,600	3,039,000
42	6,848,400	3,052,000
43	6,874,800	3,064,000
44	6,901,200	3,076,000
45	6,927,600	3,088,000
46	6,954,000	3,099,000
47	6,978,000	3,110,000
48	7,004,400	3,122,000
49	7,029,600	3,133,000
50	7,057,200	3,145,000
51	7,082,400	3,157,000
52	7,110,000	3,169,000
53	7,132,800	3,179,000
54	7,160,400	3,191,000
55	7,184,400	3,202,000
56	7,209,600	3,213,000
57	7,232,400	3,223,000
58	7,257,600	3,235,000
59	7,282,800	3,246,000
60	7,285,200	3,247,000
61	7,288,800	3,249,000
62	7,370,400	3,285,000
63	7,372,800	3,286,000
64	7,376,400	3,288,000
65	7,380,000	3,289,000
66	7,447,200	3,319,000
67	7,448,400	3,320,000
68	7,452,000	3,321,000
69	7,481,300	3,334,000
70	7,510,600	3,347,000
71	7,539,900	3,360,000
72	7,569,200	3,374,000
73	7,598,500	3,387,000
74	7,627,800	3,400,000
75	7,657,100	3,413,000
76	7,686,400	3,426,000
77	7,715,700	3,439,000
78	7,745,000	3,452,000
79	7,774,300	3,465,000
80	7,803,600	3,478,000
81	7,832,900	3,491,000
82	7,862,200	3,504,000
83	7,891,500	3,517,000
84	7,920,800	3,530,000
85	7,950,100	3,543,000
86	7,979,400	3,556,000
87	8,008,700	3,569,000
88	8,038,000	3,582,000
89	8,067,300	3,595,000
90	8,096,600	3,609,000
91	8,125,900	3,622,000
92	8,155,200	3,635,000
93	8,184,500	3,648,000
94	8,213,800	3,661,000
95	8,243,100	3,674,000
96	8,272,400	3,687,000
97	8,301,700	3,700,000

ロ 切替日の前日に研究職俸給表の5級である室長の副所長等基本年俸表

職務の級 号俸	2 級	
	基本年俸額	
	月 例 年俸額	業績年俸額 2 欄
	円	円
1	4,945,200	2,204,000
2	4,977,600	2,219,000
3	5,008,800	2,233,000
4	5,040,000	2,246,000
5	5,066,400	2,258,000
6	5,096,400	2,272,000
7	5,125,200	2,284,000
8	5,154,000	2,297,000
9	5,182,800	2,310,000
10	5,211,600	2,323,000
11	5,241,600	2,336,000
12	5,270,400	2,349,000
13	5,299,200	2,362,000
14	5,331,600	2,376,000
15	5,365,200	2,391,000
16	5,398,800	2,406,000
17	5,430,000	2,420,000
18	5,461,200	2,434,000
19	5,491,200	2,448,000
20	5,521,200	2,461,000
21	5,551,200	2,474,000
22	5,583,600	2,489,000
23	5,614,800	2,503,000
24	5,643,600	2,515,000
25	5,671,200	2,528,000
26	5,700,000	2,541,000
27	5,730,000	2,554,000
28	5,760,000	2,567,000
29	5,787,600	2,580,000
30	5,818,800	2,594,000
31	5,848,800	2,607,000
32	5,878,800	2,620,000
33	5,907,600	2,633,000
34	5,937,600	2,646,000
35	5,966,400	2,659,000
36	5,997,600	2,673,000
37	6,026,400	2,686,000
38	6,057,600	2,700,000
39	6,086,400	2,713,000
40	6,117,600	2,727,000
41	6,140,400	2,737,000
42	6,168,000	2,749,000
43	6,194,400	2,761,000
44	6,222,000	2,773,000
45	6,238,800	2,781,000
46	6,258,000	2,789,000
47	6,277,200	2,798,000
48	6,296,400	2,806,000
49	6,316,800	2,815,000
50	6,331,200	2,822,000
51	6,349,200	2,830,000
52	6,367,200	2,838,000

53	6,380,400	2,844,000
54	6,396,000	2,851,000
55	6,410,400	2,857,000
56	6,422,400	2,862,000
57	6,434,400	2,868,000
58	6,446,400	2,873,000
59	6,458,400	2,879,000
60	6,470,400	2,884,000
61	6,484,800	2,890,000
62	6,495,600	2,895,000
63	6,502,800	2,898,000
64	6,511,200	2,902,000
65	6,520,800	2,906,000
66	6,530,400	2,911,000
67	6,541,200	2,915,000
68	6,550,800	2,920,000
69	6,559,200	2,923,000
70	6,584,400	2,935,000
71	6,595,200	2,939,000
72	6,604,800	2,944,000
73	6,613,200	2,948,000

附則別表第7 号俸の切替表（附則第3条関係）

イ 医療職基本給表（二）の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1	1
7	3	3	1	1	1	1
8	4	4	1	1	1	1
9	5	5	1	1	1	1
10	6	6	2	1	1	1
11	7	7	3	1	1	1
12	8	8	4	1	1	1
13	9	9	5	1	1	1
14	10	10	6	2	1	1
15	11	11	7	3	1	1
16	12	12	8	4	1	1
17	13	13	9	5	1	1
18	14	14	10	6	2	2
19	15	15	11	7	3	3
20	16	16	12	8	4	4
21	17	16	13	9	5	5
22	18	17	14	10	6	6
23	19	18	14	11	7	7
24	20	19	15	11	8	8
25	21	20	16	12	9	9
26	22	20	17	13	10	10
27	23	21	18	14	11	11
28	24	22	19	15	12	12
29	25	23	20	16	13	13
30	26	23	21	17	14	14
31	27	24	22	18	15	15
32	28	25	23	19	16	16
33	29	26	24	20	17	17
34	30	26	25	21	18	18
35	31	27	26	22	19	19
36	32	28	27	23	20	20
37	33	29	28	24	21	21
38	34	30	29	25	22	
39	35	31	30	26	23	
40	36	32	31	27	24	
41	37	33	32	27	25	
42	38	35	32	28	26	
43	39	36	33	29	27	
44	40	37	34	30	28	
45	41	37	35	30	29	
46	42	38	36	31	30	
47	43	39	37	32	31	
48	44	40	38	32	32	
49	45	41	39	33	33	
50	46	42	40	34	34	
51	47	43	41	34	35	
52	48	44	42	35	36	
53	49	44	43	35	37	
54	50	46	43	36	37	
55	51	47	44	37	37	
56	52	47	45	37	37	
57	53	48	46	38	37	
58	54	49	47	39	37	
59	55	50	48	40	37	
60	56	51	49	41	37	
61	57	51	50	42	37	
62	58	52	50	43		
63	59	52	51	44		
64	60	53	52	45		
65	61	54	53	46		

旧号俸	新 号 俸					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
66	62	55	54	47		
67	63	56	54	47		
68	64	56	55	48		
69	65	57	56	48		
70	66	59	57	48		
71	67	60	58	48		
72	68	61	59	49		
73	69	61	60	49		
74	70	62	61	50		
75	71	63	62	50		
76	72	64	63	51		
77	73	64	64	51		
78	74	65	65	51		
79	75	66	66	52		
80	76	67	67	52		
81	77	67	67			
82	78	68	68			
83	79	68	69			
84	80	69	70			
85	81	70	70			
86	82	71	71			
87	83	71	72			
88	84	72	72			
89	85	73	73			
90	86	74	73			
91	87	74	74			
92	88	74	74			
93	89	75	75			
94	90	76	76			
95	91	77	76			
96	92	78	76			
97	93	79	77			
98	94	80	77			
99	95	81	77			
100	96	82	77			
101	97	84				
102	98	85				
103	99	86				
104	100	88				
105	101	89				
106	102	90				
107	103	91				
108	104	92				
109	105	93				
110	106	94				
111	107	94				
112	108	95				
113	109	96				
114	109	96				
115	109	97				
116	109	97				
117	109	98				
118	109	99				
119	109	99				
120	109	100				
121	109	101				
122	109	101				
123	109					
124	109					
125	109					

ロ 医療職基本給表（三）の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	2	1	1	1
8	3	3	1	1	1
9	4	4	1	1	1
10	5	5	1	1	1
11	6	6	2	1	1
12	7	7	3	1	1
13	8	8	4	1	1
14	9	9	5	2	1
15	10	10	6	3	1
16	11	12	7	4	1
17	12	11	7	5	1
18	13	13	8	6	2
19	14	14	9	7	3
20	15	15	10	8	4
21	16	16	11	9	5
22	17	18	12	10	6
23	18	19	13	11	7
24	19	20	14	12	8
25	20	21	15	13	9
26	21	22	16	14	10
27	22	23	17	15	11
28	23	24	18	16	12
29	24	25	19	17	13
30	25	26	20	18	14
31	26	27	21	19	15
32	27	28	22	20	16
33	28	28	23	21	17
34	29	30	24	22	18
35	30	30	25	23	19
36	31	31	26	24	20
37	32	32	27	25	21
38	33	33	28	26	22
39	34	34	29	27	23
40	35	35	30	28	24
41	36	35	31	29	25
42	37	36	32	30	26
43	38	37	33	31	27
44	39	38	34	32	28
45	40	39	35	33	29
46	41	39	36	34	30
47	42	40	37	35	31
48	43	41	38	36	32
49	44	42	39	37	33
50	45	43	40	38	34
51	46	43	41	39	35
52	47	44	42	40	36
53	48	45	43	41	37
54	49	46	44	42	38
55	50	47	45	43	39
56	51	48	46	44	40
57	52	49	47	45	41
58	53	50	47	46	
59	54	51	48	47	
60	55	52	49	48	
61	56	53	50	49	
62	57	54	51	50	
63	58	55	51	51	
64	59	56	52	52	
65	60	57	53	53	
66	61	58	54	54	
67	62	59	55	55	
68	63	60	56	56	
69	64	61	57	57	
70	65	61	57		

旧号俸	新 号 俸				
	3級	4級	5級	6級	7級
71	66	62	58		
72	67	63	59		
73	68	64	60		
74	68	65	61		
75	69	66	62		
76	71	67	63		
77	72	68	64		
78	73	69	65		
79	74	70	65		
80	75	70	66		
81	76	71	66		
82	76	71	67		
83	77	72	68		
84	78	72	69		
85	79	73	69		
86	80	74	70		
87	81	74	71		
88	82	75	73		
89	83	75	74		
90	84	76	75		
91	85	77	76		
92	85	78	77		
93	86	78	78		
94	87	79	79		
95	88	80	79		
96	88	81	79		
97	89	82	80		
98	90	83	80		
99	91	84	81		
100	91	85	82		
101	92	86	82		
102	93	87	83		
103	94	88	83		
104	95	89	83		
105	96	90	84		
106	97	92	84		
107	97	93	85		
108	98	94	85		
109	99	95			
110	100	96			
111	102	97			
112	103	98			
113	104	99			
114	106	100			
115	107	101			
116	107	101			
117	108	102			
118	109	102			
119	110	103			
120	111	103			
121	112	104			
122	113	105			
123	114	105			
124	115	106			
125	116	106			
126	117	107			
127	117	108			
128	117	108			
129	118	109			
130	118	109			
131	118				
132	119				
133	119				
134	119				
135	119				
136	120				
137	120				
138	120				
139	121				
140	121				

ハ 事務職基本給表の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	45
63	59	55	55	51	45
64	60	56	56	52	45
65	61	57	57	53	45

旧号俸	新 号 俸				
	2級	3級	4級	5級	6級
66	62	58	58	54	45
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78	73	
87	83	79	79	73	
88	84	80	80	73	
89	85	81	81	73	
90	86	82	82	73	
91	87	83	83	73	
92	88	84	84	73	
93	89	85	85	73	
94	90	85	85	73	
95	91	85	85	73	
96	92	85	85	73	
97	93	85	85	73	
98	94	85	85	73	
99	95	85	85	73	
100	96	85	85	73	
101	97	85	85		
102	98	85	85		
103	99	85	85		
104	100	85	85		
105	101	85	85		
106	102	85			
107	103	85			
108	104	85			
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				
114	109				
115	109				
116	109				
117	109				
118	109				
119	109				
120	109				
121	109				
122	109				
123	109				
124	109				
125	109				
126	109				
127	109				
128	109				
129	109				
130	109				

ニ 技能職基本給表の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	2	1
7	3	3	1
8	4	4	1
9	5	5	1
10	6	6	2
11	7	7	3
12	8	8	4
13	9	9	5
14	10	10	6
15	11	11	7
16	12	12	8
17	13	13	9
18	14	14	10
19	15	15	11
20	16	16	12
21	17	17	13
22	18	18	14
23	19	19	15
24	20	20	16
25	21	21	17
26	22	22	18
27	23	23	19
28	24	24	20
29	25	25	21
30	26	26	22
31	27	27	23
32	28	28	24
33	29	29	25
34	30	30	26
35	31	31	27
36	32	32	28
37	33	33	29
38	34	34	30
39	35	35	31
40	36	36	32
41	37	37	33
42	38	38	34
43	39	39	35
44	40	40	36
45	41	41	37
46	42	42	38
47	43	43	39
48	44	44	40
49	45	45	41
50	46	46	42
51	47	47	43
52	48	48	44
53	49	49	45
54	50	50	46
55	51	51	47
56	52	52	48
57	53	53	49
58	54	54	50
59	55	55	51
60	56	56	52
61	57	57	53

旧号俸	新 号 俸		
	2級	3級	4級
62	58	58	54
63	59	59	55
64	60	60	56
65	61	61	57
66	62	62	58
67	63	63	59
68	64	64	60
69	65	65	61
70	66	66	
71	67	67	
72	68	68	
73	69	69	
74	70	70	
75	71	71	
76	72	72	
77	73	73	
78	74	74	
79	75	75	
80	76	76	
81	77	77	
82	78	78	
83	79	79	
84	80	80	
85	81	81	
86	82	82	
87	83	83	
88	84	84	
89	85	85	
90	86	86	
91	87	87	
92	88	88	
93	89	89	
94	90	90	
95	91	91	
96	92	92	
97	93	93	
98	94	94	
99	95	95	
100	96	96	
101	97	97	
102	98	97	
103	99	97	
104	100	97	
105	101	97	
106	102	97	
107	103	97	
108	104	97	
109	105	97	
110	106	97	
111	107	97	
112	108	97	
113	109	97	
114	110	97	
115	111	97	
116	112	97	
117	113	97	
118	114	97	
119	115		
120	116		
121	117		
122	118		

旧号俸	新 号 俸		
	2級	3級	4級
123	119		
124	120		
125	121		
126	122		
127	123		
128	124		
129	125		
130	126		
131	127		
132	128		
133	129		
134	129		
135	129		
136	129		
137	129		
138	129		
139	129		
140	129		
141	129		
142	129		

ホ 福祉職基本給表の適用を受ける職員

旧号俸	号	
	2級	3級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	2	1
5	3	1
6	4	1
7	5	1
8	6	1
9	7	2
10	8	3
11	9	4
12	10	5
13	11	6
14	12	7
15	14	8
16	15	8
17	16	9
18	17	10
19	18	12
20	19	13
21	20	14
22	21	15
23	22	16
24	23	17
25	24	18
26	25	19
27	26	20
28	27	21
29	28	22
30	29	22
31	30	23
32	31	24
33	32	25
34	33	26
35	34	27
36	35	28
37	35	29
38	36	30
39	37	31
40	38	32
41	39	33
42	40	34
43	41	35
44	42	36
45	42	37
46	43	38
47	44	39
48	46	40
49	47	41
50	48	42
51	49	43
52	50	44
53	50	45
54	51	46
55	52	47
56	52	48
57	53	49

旧号俸	号	
	2級	3級
58	54	50
59	55	51
60	56	52
61	57	53
62	58	54
63	59	55
64	60	56
65	61	57
66	62	58
67	63	59
68	64	60
69	65	61
70	66	62
71	67	63
72	68	64
73	69	65
74	70	66
75	71	67
76	72	68
77	73	69
78	74	70
79	75	71
80	76	72
81	77	73
82	78	74
83	79	75
84	80	76
85	81	77
86	82	78
87	83	79
88	84	80
89	85	81
90	86	82
91	87	83
92	88	84
93	89	85
94	89	85
95	89	85
96	89	85
97	89	85
98	89	85
99	89	85
100	89	85
101	89	85
102	89	
103	89	
104	89	
105	89	
106	89	
107	89	
108	89	

へ 専門技術職基本給表の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	1	1
7	3	1	1
8	4	1	1
9	5	1	1
10	6	2	2
11	7	3	3
12	8	4	4
13	9	5	5
14	10	6	6
15	11	7	7
16	12	8	8
17	13	9	9
18	14	10	10
19	15	11	11
20	16	12	12
21	17	13	13
22	18	14	14
23	19	15	15
24	20	16	16
25	21	17	17
26	22	18	18
27	23	19	19
28	24	20	20
29	25	21	21
30	26	22	22
31	27	23	23
32	28	24	24
33	29	25	25
34	30	26	26
35	31	27	27
36	32	28	28
37	33	29	29
38	34	30	30
39	35	31	31
40	36	32	32
41	37	33	33
42	38	34	34
43	39	35	35
44	40	36	36
45	41	37	37
46	42	38	38
47	43	39	39
48	44	40	40
49	45	41	41
50	46	42	42
51	47	43	43
52	48	44	44
53	49	45	45
54	50	46	46
55	51	47	47
56	52	48	48
57	53	49	49
58	54	50	50
59	55	51	51

旧号俸	新 号 俸		
	2 級	3 級	4 級
62	58	54	54
63	59	55	55
64	60	56	56
65	61	57	57
66	62	58	58
67	63	59	59
68	64	60	60
69	65	61	61
70	66	62	62
71	67	63	63
72	68	64	64
73	69	65	65
74	70	66	66
75	71	67	67
76	72	68	68
77	73	69	69
78	74	70	70
79	75	71	71
80	76	72	72
81	77	73	73
82	78	74	74
83	79	75	75
84	80	76	76
85	81	77	77
86	82	78	78
87	83	79	79
88	84	80	80
89	85	81	81
90	86	82	82
91	87	83	83
92	88	84	84
93	89	85	85
94	90		
95	91		
96	92		
97	93		
98	94		
99	95		
100	96		
101	97		
102	98		
103	99		
104	100		
105	101		
106	102		
107	103		
108	104		
109	105		
110	106		
111	107		
112	108		
113	109		

ト 技術研究職基本給表の適用を受ける職員

旧号俸	号		旧号俸	号	
	2級	3級		2級	3級
1	1	1	58	50	42
2	1	1	59	51	43
3	1	1	60	52	44
4	1	1	61	53	45
5	1	1	62	54	46
6	1	1	63	55	47
7	1	1	64	56	48
8	1	1	65	57	49
9	1	1	66	58	50
10	2	1	67	59	51
11	3	1	68	60	52
12	4	1	69	61	53
13	5	1	70	62	54
14	6	1	71	63	55
15	7	1	72	64	56
16	8	1	73	65	57
17	9	1	74	66	
18	10	2	75	67	
19	11	3	76	68	
20	12	4	77	69	
21	13	5	78	70	
22	14	6	79	71	
23	15	7	80	72	
24	16	8	81	73	
25	17	9	82	74	
26	18	10	83	75	
27	19	11	84	76	
28	20	12	85	77	
29	21	13	86	78	
30	22	14	87	79	
31	23	15	88	80	
32	24	16	89	81	
33	25	17			
34	26	18			
35	27	19			
36	28	20			
37	29	21			
38	30	22			
39	31	23			
40	32	24			
41	33	25			
42	34	26			
43	35	27			
44	36	28			
45	37	29			
46	38	30			
47	39	31			
48	40	32			
49	41	33			
50	42	34			
51	43	35			
52	44	36			
53	45	37			
54	46	38			
55	47	39			
56	48	40			
57	49	41			

## 別表第1 医療職基本給表（第11条第1項第1号関係）

## イ 医療職基本給表（一）

号俸	基本給月額				
	円				
1	306,300	57	487,100	113	542,500
2	311,000	58	488,600	114	542,900
3	316,100	59	490,100	115	543,300
4	321,000	60	492,000	116	543,800
5	325,700	61	493,900	117	544,200
6	330,200	62	495,900	118	544,800
7	334,500	63	497,400	119	545,200
8	338,900	64	498,900	120	545,700
9	343,500	65	500,000	121	546,100
10	347,600	66	500,400	122	546,500
11	351,500	67	501,000	123	547,000
12	355,600	68	502,700	124	547,400
13	359,700	69	503,800	125	547,800
14	363,700	70	505,600	126	548,200
15	367,600	71	507,600	127	548,800
16	371,600	72	509,500	128	549,200
17	375,800	73	511,300	129	549,600
18	379,800	74	512,600	130	550,000
19	383,800	75	513,800	131	550,500
20	387,900	76	514,900	132	550,900
21	391,800	77	516,200	133	551,300
22	395,600	78	517,200	134	551,500
23	399,300	79	518,000	135	551,700
24	403,400	80	519,000	136	551,900
25	407,600	81	519,900	137	552,100
26	411,300	82	520,700	138	552,400
27	414,600	83	521,400	139	552,600
28	418,400	84	522,200	140	552,800
29	421,800	85	522,800	141	553,000
30	425,500	86	523,400	142	553,200
31	429,000	87	523,900	143	553,400
32	433,000	88	524,400	144	553,600
33	436,100	89	525,000	145	553,900
34	440,400	90	526,100	146	554,100
35	442,500	91	526,900	147	554,300
36	446,900	92	527,800	148	554,500
37	450,200	93	528,500	149	554,700
38	451,500	94	529,400	150	554,900
39	453,500	95	530,300	151	555,100
40	455,500	96	531,100	152	555,300
41	457,300	97	531,800	153	555,600
42	460,000	98	532,900	154	555,800
43	463,900	99	533,800	155	556,100
44	465,900	100	534,600	156	556,300
45	467,400	101	535,500	157	556,500
46	469,000	102	536,300	158	556,700
47	470,500	103	537,000	159	556,900
48	472,100	104	537,800	160	557,100
49	474,000	105	538,600		
50	475,800	106	539,300		
51	477,400	107	539,500		
52	479,300	108	540,000		
53	480,700	109	540,600		
54	482,500	110	541,200		
55	483,900	111	541,700		
56	485,700	112	542,000		

□ 医療職基本給表（二）

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	201,000	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200	492,200
2	203,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100	493,600
3	205,200	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100	494,900
4	207,300	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900	496,200
5	209,300	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700	497,500
6	211,300	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300	498,900
7	213,300	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900	500,300
8	215,100	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400	501,500
9	216,900	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900	502,900
10	218,800	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200	504,200
11	220,700	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500	505,600
12	222,800	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800	507,000
13	224,500	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100	508,400
14	226,500	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300	509,500
15	228,700	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500	510,600
16	230,800	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600	511,800
17	232,900	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800	512,900
18	235,000	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900	513,800
19	237,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100	514,700
20	239,300	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300	515,600
21	241,900	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400	516,600
22	242,800	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200	
23	243,800	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600	
24	244,700	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300	
25	245,400	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800	
26	246,600	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200	
27	247,600	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600	
28	248,600	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000	
29	249,500	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400	
30	250,800	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800	
31	251,900	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100	
32	253,200	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400	
33	253,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700	
34	254,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000	
35	255,700	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300	
36	256,600	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600	
37	257,600	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900	
38	258,500	305,300	331,000	378,600	418,800		
39	259,500	306,300	332,300	379,500	419,100		
40	260,600	307,300	333,500	380,600	419,400		
41	261,400	308,200	334,400	381,600	419,700		
42	262,300	309,400	335,600	382,600	420,000		
43	263,200	310,500	336,800	383,600	420,300		
44	264,000	311,600	338,000	384,500	420,600		
45	264,500	312,600	338,900	385,300	420,800		
46	265,400	313,700	339,900	386,100	421,100		
47	266,100	314,800	340,900	387,000	421,400		
48	266,700	315,800	341,800	387,800	421,700		
49	267,400	316,900	342,700	388,300	421,900		
50	268,300	317,900	343,600	389,100	422,100		
51	269,400	319,000	344,600	389,900	422,400		
52	270,400	320,100	345,500	390,700	422,700		
53	271,500	321,100	346,000	391,100	422,900		
54	272,400	322,100	346,900	391,800			
55	273,000	323,100	347,600	392,500			
56	273,700	324,100	348,500	393,100			

57	274,700	325,000	349,200	393,500			
58	275,400	326,000	349,500	394,000			
59	276,200	327,000	349,900	394,600			
60	277,000	327,900	350,500	395,200			
61	277,700	328,800	351,100	395,600			
62	278,300	329,500	351,800	396,100			
63	279,000	330,200	352,500	396,600			
64	279,400	330,800	353,100	397,100			
65	280,200	331,400	353,800	397,700			
66	281,100	332,100	354,300	398,200			
67	282,000	332,700	354,900	398,800			
68	283,000	333,300	355,500	399,400			
69	283,900	333,900	355,800	399,900			
70	284,700	334,100	356,300	400,400			
71	285,400	334,500	356,700	400,800			
72	286,000	335,000	357,200	401,200			
73	286,500	335,600	357,700	401,500			
74	286,900	336,100	358,200	402,000			
75	287,200	336,600	358,700	402,400			
76	287,500	337,000	359,100	402,800			
77	287,800	337,600	359,400	403,200			
78	288,000	338,100	359,700				
79	288,200	338,500	359,900				
80	288,400	339,000	360,200				
81	288,700	339,500	360,700				
82	288,900	339,800	361,000				
83	289,100	340,000	361,300				
84	289,400	340,300	361,600				
85	289,600	340,700	362,000				
86	289,900	341,100	362,300				
87	290,200	341,400	362,600				
88	290,500	341,700	362,900				
89	290,800	342,000	363,300				
90	291,100	342,200	363,600				
91	291,400	342,600	363,800				
92	291,700	342,900	364,100				
93	292,000	343,100	364,400				
94	292,300	343,400	364,800				
95	292,500	343,700	365,200				
96	292,700	343,900	365,600				
97	292,900	344,100	366,100				
98	293,100	344,400	366,500				
99	293,300	344,700	366,900				
100	293,500	344,900	367,300				
101	293,700	345,100	367,800				
102	293,900	345,300					
103	294,100	345,700					
104	294,300	345,900					
105	294,500	346,100					
106	294,700	346,400					
107	294,900	346,800					
108	295,100	347,200					
109	295,300	347,400					
110	295,500						
111	295,700						
112	295,900						
113	296,100						
114	296,300						
115	296,500						
116	296,700						

117	296,900						
118	297,100						
119	297,300						
120	297,500						
121	297,700						
122	297,900						
123	298,100						
124	298,300						
125	298,500						
126	298,700						
127	298,800						
128	298,900						
129	299,000						
130	299,100						
131	299,200						
132	299,300						
133	299,400						
134	299,500						
135	299,600						
136	299,700						
137	299,800						
138	299,900						
139	300,000						
140	300,100						
141	300,200						
142	300,300						
143	300,400						
144	300,500						
145	300,600						
146	300,700						
147	300,800						
148	300,900						
149	301,000						
150	301,100						
151	301,200						
152	301,300						
153	301,350						
154	301,400						
155	301,450						
156	301,500						
157	301,550						
158	301,600						
159	301,650						
160	301,700						
161	301,750						
162	301,800						
163	301,850						
164	301,900						
165	301,950						
166	302,000						
167	302,050						
168	302,100						
169	302,150						
170	302,200						
再任用職員	227,900	257,300	271,300	297,800	340,000	383,400	447,600

ハ 医療職基本給表（三）

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400	428,500
2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100	430,700
3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800	432,900
4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500	435,000
5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300	436,900
6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300	438,800
7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300	440,600
8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	442,500
9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	444,200
10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	445,800
11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	447,600
12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	449,200
13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	450,500
14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	451,800
15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	453,400
16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300	455,000
17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000	456,700
18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700	458,300
19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700	459,800
20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400	461,200
21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100	462,300
22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800	463,600
23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600	464,900
24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400	466,400
25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000	467,400
26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700	468,000
27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500	468,700
28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300	469,300
29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800	470,200
30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300	470,900
31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800	471,700
32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100	472,500
33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300	473,200
34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400	473,900
35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600	474,600
36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800	475,400
37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100	476,200
38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200	477,000
39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400	477,700
40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600	478,400
41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800	479,200
42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800	
43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900	
44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000	
45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000	
46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500	
47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000	
48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400	
49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000	
50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500	
51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900	
52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400	
53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900	
54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300	
55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600	
56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900	

57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300	
58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600		
59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300		
60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900		
61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500		
62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100		
63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800		
64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400		
65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100		
66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600		
67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200		
68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700		
69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100		
70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700		
71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100		
72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400		
73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700		
74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200		
75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600		
76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900		
77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200		
78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700		
79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200		
80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600		
81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900		
82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300		
83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800		
84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200		
85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600		
86	295,800	322,600	360,600	379,900			
87	296,000	323,600	361,400	380,500			
88	296,300	324,600	362,200	381,000			
89	296,400	325,500	362,800	381,300			
90	296,600	326,500	363,400	381,800			
91	296,800	327,500	364,000	382,100			
92	297,000	328,500	364,600	382,400			
93	297,100	329,300	365,000	383,000			
94	297,200	330,000	365,400	383,500			
95	297,300	330,700	365,900	384,000			
96	297,500	331,300	366,300	384,500			
97	297,600	331,800	366,800	385,100			
98	297,800	332,100	367,200	385,600			
99	298,000	332,600	367,700	386,100			
100	298,200	333,200	368,100	386,500			
101	298,300	333,600	368,400	387,100			
102	298,500	334,100	368,900	387,600			
103	298,600	334,700	369,200	388,100			
104	298,800	335,200	369,500	388,600			
105	299,000	335,600	369,900	389,200			
106	299,100	336,100	370,400	389,600			
107	299,200	336,600	370,900	390,100			
108	299,400	337,100	371,400	390,600			
109	299,600	337,500	371,900	391,200			
110	299,800	337,800	372,400				
111	300,000	338,100	372,900				
112	300,200	338,400	373,300				
113	300,400	338,700	373,700				
114	300,600	339,100	374,100				
115	300,700	339,400	374,600				
116	300,900	339,700	375,100				

117	301,100	339,900	375,500				
118	301,200	340,200	376,000				
119	301,400	340,500	376,500				
120	301,600	340,700	377,000				
121	301,800	340,900	377,300				
122	301,900	341,200					
123	302,100	341,500					
124	302,300	341,800					
125	302,500	342,000					
126	302,700	342,300					
127	302,900	342,600					
128	303,100	342,800					
129	303,300	343,000					
130	303,500	343,200					
131	303,600	343,500					
132	303,800	343,700					
133	303,900	344,000					
134	304,000	344,400					
135	304,100	344,800					
136	304,200	345,200					
137	304,300	345,500					
138	304,400	345,900					
139	304,500	346,300					
140	304,600	346,700					
141	304,700	347,000					
142	304,800	347,200					
143	304,900	347,300					
144	305,000	347,400					
145	305,100	347,500					
146	305,200	347,600					
147	305,300	347,700					
148	305,400	347,800					
149	305,500	347,900					
150	305,600	348,000					
151	305,700	348,100					
152	305,800	348,200					
153	305,900	348,250					
154	306,000	348,300					
155	306,100	348,350					
156	306,200	348,400					
157	306,300	348,450					
158	306,400	348,500					
159	306,500	348,550					
160	306,600	348,600					
161	306,700	348,650					
162	306,800	348,700					
163	306,900	348,750					
164	307,000	348,800					
165	307,100	348,850					
166	307,200	348,900					
167	307,300	348,950					
168	307,400	349,000					
169	307,500						
170	307,550						
171	307,600						
172	307,650						
173	307,700						
174	307,750						
175	307,800						
176	307,850						
177	307,900						
178	307,950						
179	308,000						
再任用職員	248,800	269,700	277,300	288,100	305,100	343,600	389,000

別表第2 事務職基本給表（第11条第1項第2号関係）

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	195,800	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	427,900	479,200	544,600
2	196,900	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	430,400	482,400	547,600
3	198,100	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	432,900	485,500	550,800
4	199,200	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	435,400	488,600	554,000
5	200,300	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	437,400	491,700	557,200
6	202,000	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	439,500	494,800	559,500
7	203,600	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	441,700	497,900	562,100
8	205,200	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	443,900	501,100	564,600
9	206,700	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	445,900	503,800	567,100
10	208,400	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	448,100	507,000	568,900
11	210,000	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	450,200	510,100	570,800
12	211,600	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	452,200	513,300	572,700
13	213,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	453,900	516,100	574,500
14	214,800	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	455,800	518,500	575,900
15	216,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	457,700	520,800	577,200
16	218,200	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	459,700	523,200	578,400
17	219,400	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	461,600	525,300	579,700
18	221,000	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	463,400	526,700	580,700
19	222,600	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	465,300	528,200	581,700
20	224,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	467,000	529,700	582,600
21	225,600	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	468,900	530,900	583,500
22	227,200	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	470,400	532,400	
23	228,800	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	471,900	533,900	
24	230,400	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	473,400	535,400	
25	232,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	474,800	536,600	
26	233,700	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	476,200	537,700	
27	235,000	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	477,500	538,900	
28	236,300	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	478,700	540,200	
29	237,600	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	479,800	541,200	
30	238,700	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	480,500	542,100	
31	239,800	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	481,200	543,100	
32	240,900	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	481,900	544,000	
33	242,000	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	482,700	544,800	
34	243,300	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	483,400	545,700	
35	244,500	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	484,000	546,500	
36	245,900	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	484,600	547,000	
37	247,100	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600	485,100	547,700	
38	248,500	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900	485,800	548,300	
39	250,200	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200	486,400	549,100	
40	251,600	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500	487,000	549,800	
41	252,700	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800	487,500	550,300	
42	254,000	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100	488,000		
43	255,100	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400	488,400		
44	256,400	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700	488,700		
45	257,400	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000	489,000		
46	258,500	327,700	375,400	393,300	420,100				
47	259,600	329,000	376,300	394,000	420,400				
48	260,700	330,300	377,300	394,700	420,700				
49	261,900	331,400	378,200	395,200	420,900				
50	263,300	332,700	378,900	395,800	421,200				
51	264,500	333,900	379,600	396,400	421,400				
52	265,500	335,100	380,200	397,100	421,700				
53	266,300	336,400	380,600	397,500	421,900				
54	267,500	337,400	381,200	398,100	422,200				
55	268,500	338,500	381,800	398,700	422,500				
56	269,400	339,600	382,500	399,200	422,800				

57	270,500	340,300	382,800	399,600	423,000				
58	271,600	341,200	383,500	400,200	423,300				
59	272,600	341,900	384,200	400,800	423,600				
60	273,400	342,700	384,800	401,300	423,800				
61	274,300	343,500	385,100	401,700	424,000				
62	274,800	343,900	385,600	402,200	424,300				
63	275,400	344,400	386,200	402,700	424,600				
64	276,100	345,100	386,800	403,300	424,800				
65	276,900	345,900	387,100	403,600	425,000				
66	277,500	346,600	387,700	404,000	425,300				
67	278,100	347,300	388,400	404,300	425,600				
68	278,800	347,900	389,000	404,700	425,800				
69	279,300	348,400	389,400	405,000	426,000				
70	280,300	349,000	389,900	405,300	426,300				
71	281,300	349,500	390,500	405,600	426,600				
72	282,200	350,100	391,000	405,800	426,800				
73	283,200	350,400	391,500	406,000	427,000				
74	284,400	350,900	392,100	406,300					
75	285,300	351,200	392,500	406,600					
76	286,300	351,600	392,800	406,800					
77	287,200	352,000	393,200	407,000					
78	288,000	352,500	393,700	407,300					
79	288,800	353,000	394,100	407,600					
80	289,700	353,500	394,500	407,800					
81	290,700	353,800	394,900	408,000					
82	291,400	354,200	395,400	408,300					
83	292,300	354,600	395,800	408,600					
84	293,200	355,000	396,200	408,800					
85	293,800	355,300	396,500	409,000					
86	293,900	355,700							
87	294,000	356,100							
88	294,300	356,500							
89	294,400	356,700							
90	294,500	357,100							
91	294,900	357,500							
92	295,300	357,900							
93	295,800	358,100							
94	296,000	358,400							
95	296,200	358,800							
96	296,400	359,100							
97	296,600	359,400							
98	296,800	359,800							
99	297,000	360,200							
100	297,200	360,600							
101	297,400	361,100							
102	297,600	361,500							
103	297,800	361,900							
104	298,000	362,300							
105	298,200	362,800							
106	298,400	363,200							
107	298,600	363,500							
108	298,800	363,800							
109	298,900	364,200							
110	299,000								
111	299,100								
112	299,200								
113	299,300								
114	299,400								
115	299,500								
116	299,600								

117	299,700								
118	299,800								
119	299,900								
120	300,000								
121	300,100								
122	300,200								
123	300,300								
124	300,400								
125	300,500								
126	300,600								
127	300,700								
128	300,800								
129	300,900								
130	301,000								
131	301,100								
132	301,200								
133	301,300								
134	301,400								
135	301,500								
136	301,600								
137	301,700								
138	301,800								
139	301,900								
140	302,000								
141	302,100								
142	302,200								
143	302,300								
144	302,400								
145	302,500								
146	302,600								
147	302,700								
148	302,800								
149	302,900								
150	303,000								
151	303,100								
152	303,200								
153	303,300								
154	303,400								
155	303,500								
156	303,600								
157	303,700								
再任用職員	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400	544,100

別表第3 技能職基本給表（第11条第1項第3号関係）

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円
1	177,700	260,400	291,600	319,000
2	178,800	261,300	292,300	320,300
3	179,900	262,200	293,000	321,600
4	181,000	263,100	293,500	322,800
5	182,300	264,100	294,100	323,700
6	183,400	265,000	294,700	324,900
7	184,600	266,000	295,300	326,100
8	185,800	266,900	295,800	327,200
9	186,800	267,800	296,300	328,200
10	188,000	268,600	296,900	329,200
11	189,300	269,300	297,500	330,300
12	190,400	269,700	297,900	331,400
13	191,400	270,300	298,300	332,400
14	192,600	270,700	298,800	333,400
15	193,900	271,100	299,200	334,500
16	195,200	271,500	299,500	335,600
17	196,400	271,900	299,900	336,600
18	198,100	272,400	300,300	337,700
19	199,800	272,900	300,700	338,800
20	201,600	273,500	301,000	339,800
21	203,300	274,200	301,300	340,800
22	204,900	274,800	301,700	341,800
23	206,600	275,400	302,100	342,700
24	208,200	276,200	302,400	343,700
25	209,900	277,000	302,700	344,700
26	211,300	277,700	303,100	345,600
27	212,800	278,200	303,400	346,600
28	214,300	278,900	303,800	347,600
29	215,800	279,700	304,100	348,600
30	217,400	280,400	304,600	349,600
31	218,900	281,100	305,000	350,600
32	220,400	281,700	305,500	351,500
33	222,000	282,400	306,000	352,400
34	223,200	283,100	306,400	353,300
35	224,500	283,800	306,900	354,100
36	225,700	284,400	307,400	355,000
37	227,100	285,000	307,900	355,900
38	228,100	285,700	308,500	356,900
39	229,100	286,300	309,100	357,900
40	230,200	286,800	309,800	358,800
41	232,500	287,200	310,300	359,700
42	233,000	287,700	310,800	360,600
43	233,700	288,100	311,400	361,500
44	234,100	288,500	311,900	362,300
45	234,600	289,000	312,400	363,100
46	235,600	289,500	312,900	363,900
47	236,700	290,000	313,500	364,700
48	237,700	290,300	314,100	365,400
49	238,400	290,700	314,700	366,100
50	238,900	291,100	315,400	366,900
51	240,000	291,500	316,100	367,700
52	240,400	292,000	316,800	368,300
53	241,100	292,300	317,400	369,000
54	241,700	292,700	318,100	369,600
55	242,600	293,200	318,700	370,300
56	243,200	293,700	319,300	371,000

57	243,800	294,100	319,900	371,600
58	244,600	294,700	320,600	372,100
59	245,100	295,200	321,300	372,600
60	245,600	295,800	321,900	373,100
61	245,800	296,400	322,400	373,500
62	246,500	296,900	322,900	
63	247,100	297,500	323,500	
64	247,500	298,000	324,100	
65	248,300	298,500	324,700	
66	248,700	299,000	325,100	
67	249,000	299,500	325,500	
68	249,500	300,000	326,000	
69	250,200	300,400	326,300	
70	251,400	300,800	326,800	
71	252,600	301,200	327,300	
72	253,400	301,600	327,700	
73	254,000	302,000	327,900	
74	254,800	302,300	328,200	
75	255,800	302,700	328,400	
76	256,500	303,100	328,700	
77	257,200	303,500	329,000	
78	258,200	303,900	329,300	
79	259,300	304,300	329,600	
80	260,200	304,700	329,800	
81	260,800	305,000	330,000	
82	261,900	305,500	330,300	
83	262,900	305,900	330,600	
84	263,700	306,400	330,800	
85	264,400	306,700	331,000	
86	265,200	307,200	331,200	
87	265,800	307,700	331,500	
88	266,000	308,000	331,800	
89	266,700	308,400	332,000	
90	267,700	308,900	332,300	
91	267,900	309,400	332,600	
92	268,100	309,900	332,800	
93	268,300	310,200	333,000	
94	268,400	310,600	333,300	
95	268,600	311,000	333,600	
96	268,700	311,500	333,800	
97	268,800	311,900	334,000	
98	269,000	312,300		
99	269,100	312,600		
100	269,300	312,900		
101	269,400	313,200		
102	269,500	313,600		
103	269,700	313,900		
104	269,800	314,300		
105	269,900	314,600		
106	270,000	315,000		
107	270,100	315,400		
108	270,200	315,600		
109	270,300	315,800		
110	270,400	316,100		
111	270,500	316,400		
112	270,600	316,600		
113	270,700	316,800		
114	270,800	317,100		
115	270,900	317,400		
116	271,000	317,600		

117	271, 100	317, 800		
118	271, 200	318, 100		
119	271, 300	318, 400		
120	271, 400	318, 600		
121	271, 500	318, 800		
122	271, 600	319, 100		
123	271, 700	319, 400		
124	271, 800	319, 600		
125	271, 900	319, 800		
126	272, 000	320, 100		
127	272, 100	320, 400		
128	272, 200	320, 600		
129	272, 300	320, 800		
130	272, 400			
131	272, 500			
132	272, 600			
133	272, 700			
134	272, 800			
135	272, 900			
136	273, 000			
137	273, 100			
138	273, 200			
139	273, 300			
140	273, 400			
141	273, 500			
142	273, 600			
143	273, 700			
144	273, 800			
145	273, 900			
146	274, 000			
147	274, 100			
148	274, 200			
149	274, 300			
150	274, 400			
151	274, 500			
152	274, 600			
153	274, 700			
154	274, 800			
155	274, 900			
156	275, 000			
157	275, 100			
158	275, 200			
159	275, 300			
160	275, 400			
161	275, 500			
162	275, 600			
163	275, 700			
164	275, 800			
165	275, 900			
166	276, 000			
167	276, 100			
168	276, 200			
169	276, 300			
170	276, 400			
171	276, 500			
172	276, 600			
173	276, 700			
174	276, 800			
175	276, 900			
176	277, 000			
177	277, 100			
178	277, 200			
179	277, 300			
180	277, 350			
181	277, 400			
182	277, 450			
183	277, 500			
184	277, 550			
185	277, 600			

186	277,650			
187	277,700			
188	277,750			
189	277,800			
190	277,850			
再任用職員	217,300	235,900	257,800	290,200

別表第4 教育職基本給表（第11条第1項第4号関係）

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	275,700	354,200	408,200	475,300	580,500
2	277,900	355,800	409,800	484,100	587,500
3	280,000	357,400	411,100	492,700	593,300
4	281,900	358,900	412,300	501,100	598,200
5	283,700	360,400	413,500	509,500	602,100
6	285,200	362,000	414,500	517,500	605,000
7	286,700	363,600	415,500	525,000	607,200
8	288,200	365,100	416,400	532,200	609,200
9	290,000	366,500	417,300	539,100	
10	291,900	368,500	418,300	545,000	
11	293,700	370,500	419,400	549,600	
12	295,600	372,400	420,500	553,000	
13	297,600	374,200	421,500	556,400	
14	299,600	375,800	422,600	559,500	
15	301,600	377,400	423,600	562,400	
16	303,600	378,800	424,600	564,900	
17	305,500	380,100	425,600	567,000	
18	308,000	381,600	426,700		
19	310,700	382,800	427,800		
20	313,300	384,100	428,900		
21	315,900	385,400	429,900		
22	318,300	386,600	431,000		
23	320,700	387,800	432,100		
24	322,900	388,900	433,200		
25	325,100	390,000	434,100		
26	327,100	391,300	435,200		
27	329,100	392,600	436,200		
28	331,100	393,900	437,200		
29	333,100	395,100	438,100		
30	335,000	396,400	439,200		
31	336,900	397,700	440,200		
32	338,800	398,900	441,300		
33	340,600	400,100	442,300		
34	342,500	401,300	443,500		
35	344,400	402,500	444,600		
36	346,300	403,600	445,800		
37	348,000	404,600	446,500		
38	349,200	405,800	447,400		
39	350,300	406,900	448,300		
40	351,300	407,900	449,100		
41	351,800	409,000	449,900		
42	352,200	410,200	450,800		
43	352,600	411,300	451,600		
44	352,900	412,400	452,300		
45	353,400	413,300	453,000		
46	353,900	414,300	453,900		
47	354,400	415,300	454,800		
48	354,700	416,200	455,700		
49	355,000	417,400	456,600		
50	355,300	418,700	457,500		
51	355,600	420,100	458,500		
52	355,900	421,400	459,400		
53	356,300	422,200	460,400		
54	356,600	423,200	461,400		
55	357,000	424,200	462,300		
56	357,300	425,300	463,300		

57	357,600	426,200	464,200		
58	358,000	426,900	465,100		
59	358,300	427,700	466,000		
60	358,700	428,400	467,000		
61	359,000	429,100	467,800		
62	359,300	429,900	468,200		
63	359,700	430,700	468,800		
64	360,000	431,300	469,400		
65	360,300	431,900	470,000		
66	360,700	432,200	470,700		
67	361,000	432,500	471,000		
68	361,400	432,800	471,600		
69	361,800	433,100	472,000		
70	362,100	433,400	472,300		
71	362,500	433,600	472,600		
72	362,900	433,900	472,900		
73	363,200	434,100	473,200		
74	363,600	434,300			
75	364,000	434,600			
76	364,400	434,900			
77	364,700	435,100			
78	365,100	435,300			
79	365,500	435,600			
80	366,000	435,900			
81	366,500	436,100			
82	367,100	436,300			
83	367,800	436,600			
84	368,400	436,900			
85	369,000	437,100			
86	369,600	437,400			
87	370,200	437,700			
88	370,800	437,900			
89	371,300	438,100			
90	371,700	438,400			
91	372,000	438,700			
92	372,400	438,900			
93	372,800	439,100			
94	373,200				
95	373,600				
96	374,000				
97	374,600				
98	375,100				
99	375,500				
100	376,000				
101	376,400				
102	376,900				
103	377,200				
104	377,500				
105	378,000				
106	378,400				
107	378,900				
108	379,400				
109	379,800				
110	380,300				
111	380,700				
112	381,100				
113	381,500				
114	381,900				
115	382,300				
116	382,700				
117	383,100				
118	383,500				
119	383,900				
120	384,300				
121	384,600				
122	385,000				

123	385,400				
124	385,700				
125	386,100				
126	386,600				
127	387,100				
128	387,500				
129	387,900				
再任用職員	298,500	309,800	332,500	419,500	557,300

別表第5 研究職基本給表（第11条第1項第5号関係）

号俸	基本給月額				
	円				
1	246,800	57	328,800	113	356,300
2	251,100	58	329,100	114	356,700
3	253,900	59	329,500	115	357,100
4	256,600	60	329,800	116	357,500
5	259,200	61	330,200	117	358,000
6	260,900	62	330,700	118	358,400
7	262,400	63	331,300	119	358,800
8	263,900	64	331,800	120	359,200
9	265,400	65	332,200	121	359,600
10	267,400	66	332,800		
11	269,300	67	333,300		
12	271,200	68	333,900		
13	273,200	69	334,400		
14	275,400	70	334,900		
15	277,600	71	335,400		
16	279,800	72	336,000		
17	281,900	73	336,500		
18	284,200	74	337,200		
19	286,500	75	337,900		
20	288,900	76	338,600		
21	291,200	77	339,200		
22	293,300	78	339,800		
23	295,400	79	340,500		
24	297,400	80	341,200		
25	299,400	81	341,900		
26	301,300	82	342,600		
27	303,200	83	343,200		
28	305,100	84	343,800		
29	307,000	85	344,300		
30	308,500	86	344,800		
31	310,000	87	345,200		
32	311,500	88	345,600		
33	313,000	89	345,900		
34	314,500	90	346,400		
35	316,000	91	346,700		
36	317,400	92	347,100		
37	318,800	93	347,400		
38	319,700	94	347,700		
39	320,600	95	348,100		
40	321,400	96	348,500		
41	322,100	97	349,000		
42	322,600	98	349,500		
43	323,100	99	350,000		
44	323,500	100	350,500		
45	323,900	101	351,000		
46	324,400	102	351,500		
47	324,900	103	351,900		
48	325,300	104	352,400		
49	325,700	105	352,800		
50	326,100	106	353,200		
51	326,400	107	353,700		
52	326,900	108	354,100		
53	327,300	109	354,600		
54	327,700	110	355,000		
55	328,100	111	355,400		
56	328,400	112	355,800		
				再任用職員	273,400

別表第6 福祉職基本給表（第11条第1項第6号関係）

職務の級 号俸	1級	2級	3級				
	基本給月額	基本給月額	基本給月額				
	円	円	円				
1	199,500	299,600	325,700	55	266,300	348,700	394,400
2	200,800	300,500	327,400	56	267,000	349,200	395,000
3	201,900	301,300	328,900	57	267,900	349,600	395,300
4	203,400	302,200	330,300	58	268,900	349,800	395,900
5	204,500	303,100	331,500	59	270,100	350,200	396,500
6	205,600	304,000	332,900	60	271,100	350,700	397,200
7	206,900	304,900	334,200	61	272,200	351,000	397,600
8	207,900	305,700	335,600	62	272,700	351,400	398,300
9	208,800	306,500	337,000	63	273,500	351,800	398,900
10	209,900	307,500	338,500	64	274,100	352,200	399,500
11	211,000	308,700	339,900	65	275,100	352,600	399,900
12	212,200	309,700	341,300	66	276,000	353,100	400,400
13	213,400	310,900	342,700	67	277,000	353,500	401,000
14	214,300	312,000	344,200	68	277,700	354,000	401,500
15	215,300	313,100	345,800	69	278,900	354,200	401,900
16	216,200	314,100	347,300	70	280,300	354,700	402,400
17	217,600	315,100	348,800	71	281,300	355,100	402,900
18	218,600	316,200	350,400	72	282,300	355,500	403,400
19	219,900	317,200	351,900	73	283,100	355,800	403,900
20	220,800	318,200	353,400	74	284,400	356,200	404,300
21	222,100	319,200	354,900	75	285,700	356,700	404,600
22	223,200	320,200	356,400	76	287,000	357,100	404,900
23	224,700	321,200	357,900	77	288,500	357,300	405,100
24	225,800	322,100	359,400	78	290,000	357,600	405,300
25	227,300	323,100	360,900	79	291,400	358,000	405,600
26	228,600	324,000	362,500	80	292,700	358,400	405,900
27	229,900	325,000	364,000	81	294,200	358,700	406,100
28	231,100	326,000	365,500	82	295,600	359,000	406,400
29	232,600	327,000	366,700	83	296,900	359,400	406,700
30	233,700	328,000	368,200	84	298,200	359,800	406,900
31	235,200	329,100	369,700	85	299,500	360,100	407,100
32	236,300	330,200	371,200	86	301,100	360,500	
33	237,100	331,200	372,500	87	302,400	360,900	
34	238,300	332,300	374,000	88	303,900	361,100	
35	239,300	333,400	375,500	89	305,300	361,400	
36	240,300	334,400	377,000	90	306,700		
37	241,300	335,400	378,400	91	308,300		
38	244,000	336,400	379,800	92	309,700		
39	246,700	337,500	381,100	93	310,900		
40	249,600	338,500	382,500	94	312,400		
41	252,500	339,500	383,500	95	313,600		
42	253,500	340,400	384,600	96	315,100		
43	254,400	341,300	385,500	97	316,200		
44	255,400	342,200	386,600	98	317,600		
45	256,100	342,900	387,300	99	318,700		
46	257,500	343,600	387,900	100	319,900		
47	258,600	344,200	388,500	101	320,600		
48	259,500	344,800	389,200	102	321,800		
49	260,400	345,400	390,000	103	323,100		
50	261,400	346,000	390,700	104	324,300		
51	262,300	346,500	391,500	105	325,600		
52	263,600	347,100	392,200	106	326,300		
53	264,000	347,700	393,000	107	327,000		
54	265,400	348,200	393,700	108	327,600		

109	328,500		
110	329,200		
111	329,800		
112	330,500		
113	330,800		
114	331,100		
115	331,600		
116	331,900		
117	332,300		
118	332,600		
119	332,900		
120	333,100		
121	333,700		
122	334,100		
123	334,400		
124	334,700		
125	335,300		
126	335,700		
127	335,900		
128	336,300		
129	336,700		
130	337,100		
131	337,600		
132	338,000		
133	338,200		
134	338,500		
135	338,800		
136	339,100		
137	339,500		
138	339,700		
139	340,000		
140	340,400		
141	340,800		
142	341,200		
143	341,600		
144	341,900		
145	342,200		
146	342,600		
147	342,900		
148	343,100		
149	343,300		
150	343,400		
151	343,500		
152	343,600		
153	343,700		
154	343,800		
155	343,850		
156	343,900		
157	343,950		
158	344,000		
159	344,050		
160	344,100		
161	344,150		
162	344,200		
163	344,250		
164	344,300		
165	344,350		
166	344,400		
167	344,450		

168	344,500		
169	344,550		
170	344,600		
再任用職員	254,800	269,600	304,400

別表第7 療養介助職基本給表（第11条第1項第7号関係）

号俸	基本給月額				
	円				
1	212,700	57	267,000	113	317,300
2	214,400	58	267,400	114	318,200
3	216,000	59	267,600	115	319,000
4	217,700	60	269,000	116	319,900
5	219,200	61	270,300	117	320,800
6	220,800	62	271,600	118	321,700
7	222,400	63	273,000	119	322,600
8	224,000	64	274,000	120	323,400
9	225,600	65	275,000	121	324,300
10	227,400	66	276,000	122	325,100
11	229,200	67	276,900	123	325,800
12	230,200	68	277,800	124	326,700
13	231,200	69	278,800	125	327,500
14	232,300	70	279,700	126	328,300
15	233,500	71	280,800	127	328,900
16	234,600	72	281,700	128	329,400
17	235,600	73	282,600	129	329,900
18	236,600	74	283,400	130	330,400
19	237,500	75	283,900	131	330,800
20	238,500	76	284,600	132	331,300
21	239,500	77	285,400	133	331,800
22	240,900	78	286,100	134	332,300
23	242,200	79	287,000	135	332,600
24	243,500	80	287,900	136	332,900
25	244,800	81	288,800	137	333,300
26	246,100	82	289,700	138	333,600
27	247,400	83	290,700	139	333,900
28	248,600	84	291,600	140	334,200
29	249,700	85	292,400	141	334,400
30	250,600	86	293,300	142	334,700
31	251,400	87	294,200	143	335,100
32	252,200	88	295,000	144	335,500
33	253,200	89	295,900	145	335,800
34	254,000	90	296,700	146	336,000
35	254,800	91	297,700	147	336,500
36	255,600	92	298,700	148	336,900
37	256,300	93	299,700	149	337,100
38	257,000	94	300,500		
39	257,700	95	301,400		
40	258,400	96	302,300	再任用職員	254,800
41	259,200	97	303,300		
42	259,800	98	304,100		
43	260,400	99	305,000		
44	261,000	100	305,900		
45	261,400	101	306,800		
46	261,900	102	307,700		
47	262,400	103	308,600		
48	262,800	104	309,500		
49	263,200	105	310,400		
50	263,800	106	311,200		
51	264,300	107	312,000		
52	264,800	108	312,900		
53	265,200	109	313,700		
54	265,700	110	314,500		
55	266,100	111	315,400		
56	266,500	112	316,300		



別表第7の3 看護補助職基本給表（第11条第1項第9号関係）

号俸	基本給月額
1	円 264,800

別表第7の4 医師事務作業補助職基本給表（第11条第1項第10号関係）

職務の級 号俸	1級	2級						
	基本給月額	基本給月額						
	円	円						
1	177,700	260,400	69	250,200	300,400	137	273,100	
2	178,800	261,300	70	251,400	300,800	138	273,200	
3	179,900	262,200	71	252,600	301,200	139	273,300	
4	181,000	263,100	72	253,400	301,600	140	273,400	
5	182,300	264,100	73	254,000	302,000	141	273,500	
6	183,400	265,000	74	254,800	302,300	142	273,600	
7	184,600	266,000	75	255,800	302,700	143	273,700	
8	185,800	266,900	76	256,500	303,100	144	273,800	
9	186,800	267,800	77	257,200	303,500	145	273,900	
10	188,000	268,600	78	258,200	303,900	146	274,000	
11	189,300	269,300	79	259,300	304,300	147	274,100	
12	190,400	269,700	80	260,200	304,700	148	274,200	
13	191,400	270,300	81	260,800	305,000	149	274,300	
14	192,600	270,700	82	261,900	305,500	150	274,400	
15	193,900	271,100	83	262,900	305,900	151	274,500	
16	195,200	271,500	84	263,700	306,400	152	274,600	
17	196,400	271,900	85	264,400	306,700	153	274,700	
18	198,100	272,400	86	265,200	307,200	154	274,800	
19	199,800	272,900	87	265,800	307,700	155	274,900	
20	201,600	273,500	88	266,000	308,000	156	275,000	
21	203,300	274,200	89	266,700	308,400	157	275,100	
22	204,900	274,800	90	267,700	308,900	158	275,200	
23	206,600	275,400	91	267,900	309,400	159	275,300	
24	208,200	276,200	92	268,100	309,900	160	275,400	
25	209,900	277,000	93	268,300	310,200	161	275,500	
26	211,300	277,700	94	268,400	310,600	162	275,600	
27	212,800	278,200	95	268,600	311,000	163	275,700	
28	214,300	278,900	96	268,700	311,500	164	275,800	
29	215,800	279,700	97	268,800	311,900	165	275,900	
30	217,400	280,400	98	269,000	312,300	166	276,000	
31	218,900	281,100	99	269,100	312,600	167	276,100	
32	220,400	281,700	100	269,300	312,900	168	276,200	
33	222,000	282,400	101	269,400	313,200	169	276,300	
34	223,200	283,100	102	269,500	313,600	170	276,400	
35	224,500	283,800	103	269,700	313,900	171	276,500	
36	225,700	284,400	104	269,800	314,300	172	276,600	
37	227,100	285,000	105	269,900	314,600	173	276,700	
38	228,100	285,700	106	270,000	315,000	174	276,800	
39	229,100	286,300	107	270,100	315,400	175	276,900	
40	230,200	286,800	108	270,200	315,600	176	277,000	
41	232,500	287,200	109	270,300	315,800	177	277,100	
42	233,000	287,700	110	270,400	316,100	178	277,200	
43	233,700	288,100	111	270,500	316,400	179	277,300	
44	234,100	288,500	112	270,600	316,600	180	277,350	
45	234,600	289,000	113	270,700	316,800	181	277,400	
46	235,600	289,500	114	270,800	317,100	182	277,450	
47	236,700	290,000	115	270,900	317,400	183	277,500	
48	237,700	290,300	116	271,000	317,600	184	277,550	
49	238,400	290,700	117	271,100	317,800	185	277,600	
50	238,900	291,100	118	271,200	318,100	186	277,650	
51	240,000	291,500	119	271,300	318,400	187	277,700	
52	240,400	292,000	120	271,400	318,600	188	277,750	
53	241,100	292,300	121	271,500	318,800	189	277,800	
54	241,700	292,700	122	271,600	319,100	190	277,850	
55	242,600	293,200	123	271,700	319,400			
56	243,200	293,700	124	271,800	319,600			
57	243,800	294,100	125	271,900	319,800			
58	244,600	294,700	126	272,000	320,100			
59	245,100	295,200	127	272,100	320,400			
60	245,600	295,800	128	272,200	320,600			
61	245,800	296,400	129	272,300	320,800			
62	246,500	296,900	130	272,400				
63	247,100	297,500	131	272,500				
64	247,500	298,000	132	272,600				
65	248,300	298,500	133	272,700				
66	248,700	299,000	134	272,800				
67	249,000	299,500	135	272,900				
68	249,500	300,000	136	273,000				
						再任用職員	217,300	235,900

別表第7の5 技術研究職基本給表（第11条第1項第11号関係）

職務の級 号俸	1級	2級	3級								
	基本給月額	基本給月額	基本給月額								
	円	円	円								
1	246,800	323,800	367,200	57	328,800	393,500	444,300	113	356,300		
2	251,100	325,700	368,600	58	329,100	394,200	445,600	114	356,700		
3	253,900	327,600	370,000	59	329,500	394,900	447,100	115	357,100		
4	256,600	329,400	371,300	60	329,800	395,600	448,400	116	357,500		
5	259,200	331,200	372,500	61	330,200	396,200	449,200	117	358,000		
6	260,900	333,000	373,700	62	330,700	396,900	450,000	118	358,400		
7	262,400	334,800	374,800	63	331,300	397,600	451,000	119	358,800		
8	263,900	336,500	375,900	64	331,800	398,400	451,900	120	359,200		
9	265,400	338,100	376,900	65	332,200	399,000	452,700	121	359,600		
10	267,400	340,100	378,300	66	332,800	399,800	453,500				
11	269,300	342,000	379,600	67	333,300	400,500	454,200				
12	271,200	344,000	380,900	68	333,900	401,200	455,000				
13	273,200	345,800	382,200	69	334,400	401,800	455,400				
14	275,400	347,900	383,600	70	334,900	402,500	456,000				
15	277,600	349,800	385,000	71	335,400	403,200	456,500				
16	279,800	351,700	386,200	72	336,000	403,900	457,000				
17	281,900	353,500	387,500	73	336,500	404,600	457,600				
18	284,200	355,000	388,900	74	337,200	405,200					
19	286,500	356,600	390,300	75	337,900	405,800					
20	288,900	358,200	391,700	76	338,600	406,500					
21	291,200	359,800	393,100	77	339,200	407,200					
22	293,300	360,800	394,500	78	339,800	407,700					
23	295,400	361,700	395,900	79	340,500	408,300					
24	297,400	362,600	397,300	80	341,200	408,900					
25	299,400	363,700	398,800	81	341,900	409,400					
26	301,300	365,000	400,300	82	342,600	410,000					
27	303,200	366,200	401,700	83	343,200	410,700					
28	305,100	367,400	403,100	84	343,800	411,200					
29	307,000	368,600	404,500	85	344,300	411,700					
30	308,500	369,600	406,000	86	344,800	412,200					
31	310,000	370,700	407,500	87	345,200	412,700					
32	311,500	371,800	409,000	88	345,600	413,400					
33	313,000	372,900	410,500	89	345,900	413,900					
34	314,500	373,800	412,100	90	346,400						
35	316,000	374,800	413,700	91	346,700						
36	317,400	375,800	415,400	92	347,100						
37	318,800	376,600	416,600	93	347,400						
38	319,700	377,500	418,000	94	347,700						
39	320,600	378,300	419,400	95	348,100						
40	321,400	379,100	420,700	96	348,500						
41	322,100	379,800	422,000	97	349,000						
42	322,600	380,400	423,300	98	349,500						
43	323,100	381,100	424,800	99	350,000						
44	323,500	381,900	426,300	100	350,500						
45	323,900	382,700	427,600	101	351,000						
46	324,400	383,500	428,800	102	351,500						
47	324,900	384,300	430,400	103	351,900						
48	325,300	385,100	431,900	104	352,400						
49	325,700	385,900	433,200	105	352,800						
50	326,100	387,200	434,600	106	353,200						
51	326,400	388,500	436,100	107	353,700						
52	326,900	389,600	437,500	108	354,100						
53	327,300	390,300	438,900	109	354,600						
54	327,700	391,300	440,300	110	355,000						
55	328,100	392,100	441,800	111	355,400						
56	328,400	392,800	443,200	112	355,800						
								再任用職員	273,400	299,200	343,000

別表第8 級別標準職務表（第11条第3項関係）

イ 医療職基本給表（二）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	1 薬剤師の職務 2 診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、管理栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士又は言語聴覚士の職務 3 歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師又は心理療法士（以下この表において「医療技術職員」という。）の職務
2 級	1 困難な業務を行う薬剤師の職務 2 主任診療放射線技師、主任診療エックス線技師、主任臨床検査技師、主任衛生検査技師、主任管理栄養士、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任言語聴覚士又は主任心理療法士の職務 3 困難な業務を行う医療技術職員（心理療法士を除く。）の職務
3 級	1 主任薬剤師の職務 2 臨床工学室長、副放射線診断技術室長、副放射線治療技術室長、副診療放射線技師長、副臨床検査技師長、副臨床検査部長又は副栄養管理室長の職務 3 困難な業務を行う主任診療放射線技師、主任診療エックス線技師、主任臨床検査技師、主任衛生検査技師、主任管理栄養士、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任言語聴覚士又は主任心理療法士の職務
4 級	1 副薬剤部長の職務 2 困難な業務を行う臨床工学室長、主任薬剤師の職務 3 放射線技術部長、副放射線技術部長、放射線治療技術室長、放射線診断技術室長、臨床検査技師長、臨床検査部長、栄養管理室長、理学療法士長又は作業療法士長の職務
5 級	1 薬剤部長、医療情報部長の職務 2 困難な業務を行う放射線技術部長、副放射線技術部長、診療放射線技師長、放射線治療技術室長、放射線診断技術室長、臨床検査技師長、臨床検査部長、栄養管理室長、理学療法士長又は作業療法士長の職務
6 級	1 困難な業務を行う薬剤部長、医療情報部長の職務 2 特に困難な業務を行う放射線技術部長
7 級	特に困難な業務を行う薬剤部長、医療情報部長の職務
備考	1 本表は、それぞれの職務の級に分類されている職務をその職務の級より下位の職務の級に分類されているものとして適用することができる。 2 特別の事情により本表の職務の級の分類によることのできない場合は、理事長の承認を得て、職務の級を決定することができる。 3 前2項の規定は、以下の級別標準職務表において同様とする。

ロ 医療職基本給表（三）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	准看護師の職務
2 級	助産師又は看護師の職務
3 級	副看護師長の職務
4 級	看護師長、室長又は医療安全統括調整職の職務
5 級	副看護部長の職務
6 級	看護部長の職務
7 級	困難な業務を行う看護部長の職務

ハ 事務職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	一般職員の職務
2 級	1 係長の職務 2 主任の職務
3 級	1 専門職の職務 2 課長補佐の職務
4 級	1 課長の職務 2 室長の職務
5 級	困難な業務を行う課長の職務
6 級	統括事務部長、副統括事務部長、コンプライアンス室長又は部長の職務
7 級	困難な業務を行う統括事務部長、副統括事務部長、コンプライアンス室長又は部長の職務
8 級	特に困難な業務を行う統括事務部長、副統括事務部長、コンプライアンス室長又は部長の職務
9 級	理事長が別に定める職務

ニ 技能職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	1 一般職員の職務 2 助手職員の職務 3 労務職員の職務
2 級	1 数名の一般職員を直接指揮監督する職長、副職長又は主任の職務 2 高度の技術又は経験を必要とする一般職員の職務 3 助手職員を直接指揮監督する職長又は副職長の職務
3 級	多数の一般職員を直接指揮監督する職長の職務
4 級	極めて多数の一般職員を直接指揮監督する職長の職務
備考	1 「一般職員」とは、電話交換手、自動車運転手、ボイラー技士、電気士、営繕手、水道手、温泉手、作業手、調理師又は洗たく長等職員である。 2 「助手職員」とは、看護助手、薬剤助手、診療エックス線助手、臨床検査助手又は作業療法助手である。 3 「労務職員」とは、調理助手、保清員、洗たく員又は消毒員である。

ホ 教育職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	助教、助手の職務
2 級	講師の職務
3 級	准教授の職務
4 級	学部長、教授の職務
5 級	理事長が別に定める職務

へ 福祉職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	1 児童指導員、保育士又は子ども療養支援士の職務 2 医療社会事業専門員又はがん専門相談員の職務
2 級	1 指導主任、主任児童指導員又は主任保育士の職務 2 医療社会事業専門職又はがん相談専門職の職務
3 級	1 室長の職務 2 主任医療社会事業専門職又はがん相談統括専門職の職務

ト 専門技術職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	一般職員の職務
2 級	1 係長の職務 2 主任の職務
3 級	1 専門職の職務 2 課長補佐の職務
4 級	1 課長の職務 2 室長の職務

チ 医師事務作業補助職基本給表

職務の級	標準的な職務
1 級	一般職員の職務
2 級	医師事務作業補助主任の職務

リ 技術研究職基本給表

職務の級	標準的な職務
1 級	医学物理士の職務
2 級	主任医学物理士、医学物理専門職の職務
3 級	室長の職務

別表第9 初任給基準表（第12条第2項関係）

イ 医療職基本給表（一）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
医 師	博 士 課 程 修 了	25 号 俸
歯 科 医 師	大 学 6 卒	1 号 俸

ロ 医療職基本給表（二）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
薬 劑 師	大 学 6 卒	1 級 35 号 俸
	大 学 卒	1 級 21 号 俸
診 療 放 射 線 技 師	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
診 療 エ ッ ク ス 線 技 師	短 大 卒	1 級 11 号 俸
臨 床 検 査 技 師	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
衛 生 検 査 技 師	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 卒	1 級 11 号 俸
管 理 栄 養 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 卒	1 級 11 号 俸
臨 床 工 学 技 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
理 学 療 法 士 作 業 療 法 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
視 能 訓 練 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
言 語 聴 覚 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
歯 科 衛 生 士	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
	短 大 2 卒	1 級 11 号 俸
	高 校 専 攻 科 卒	1 級 7 号 俸
歯 科 技 工 士	短 大 卒	1 級 11 号 俸
	高 校 卒	1 級 1 号 俸
あ ん 摩 マ ッ サ ー ジ 指 圧 師	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
	短 大 2 卒	1 級 11 号 俸
	高 校 卒	1 級 1 号 俸
そ の 他	高 校 卒	1 級 1 号 俸

備考

薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律第134号）附則第3条の規定により薬剤師となった者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学6卒」の区分によるものとする。

ハ 医療職基本給表（三）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
助 産 師	大 学 卒	2 級 11 号 俸
	短 大 3 卒	2 級 5 号 俸
看 護 師	大 学 卒	2 級 9 号 俸
	短 大 3 卒	2 級 5 号 俸
	短 大 2 卒	2 級 1 号 俸
准 看 護 師	准 看 護 師 養 成 所 卒	1 級 1 号 俸

備考

- 1 学歴免許等欄の「准看講師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所（平成13年法律第153号による改正前の保健師助産師看護師法第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所を含む。）の卒業を示す。
- 2 准看講師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第3号の規定に該当した者で助産師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号俸を、それぞれ「大学卒」にあつては2級13号俸、「短大2卒」にあつては2級9号俸とする。

ニ 事務職基本給表初任給基準表

試 験	学 歴 免 許 等	初 任 給
国家公務員 競争試験	総合職（院卒）	1 級 43 号 俸
	総合職（大卒）	1 級 33 号 俸
	一般職（大卒）	1 級 25 号 俸
	一般職（高卒）	1 級 5 号 俸
競争試験	事務職採用試験 （大卒程度）	1 級 25 号 俸
	事務職採用試験 （高卒程度）	1 級 5 号 俸
そ の 他	高 校 卒	1 級 1 号 俸

備考

- 1 試験欄の「総合職（院卒）」は、国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 2 試験欄の「総合職（大卒）」は、国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 3 試験欄の「一般職（大卒）」は、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 4 試験欄の「一般職（高卒）」は、国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）、国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））及びこれに相当する採用試験をいう。
- 5 試験欄の「競争試験」「事務職採用試験（大卒程度）」は、就業規則第73条に基づく大学卒業程度能力及び適正について判定する競争試験をいう。
- 6 試験欄の「競争試験」「事務職採用試験（高卒程度）」は、就業規則第73条に基づく高等学校卒業程度能力及び適正について判定する競争試験をいう。
- 7 上記の他、試験欄の適用については、それぞれ1から6に相当すると理事長が認めたこれらに相当する能力及び適正の判定方法を含めるものとする。

ホ 技能職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
技 能 職 員	高 校 卒	1 級 17 号 俸
	中 学 卒	1 級 9 号 俸

備考

職種欄の「技能職員」とは、電話交換手、自動車運転手、ボイラー技士、電気士、営繕手、水道手、温泉手、作業手、調理師、洗たく長等職員、看護助手、薬剤助手、診療エックス線助手、臨床検査助手、理学療法助手又は作業療法助手である。

へ 教育職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
助 教 手	博 士 課 程 修 了 (大学6 卒後のものに限る。)	1 級 37 号 俸
	博 士 課 程 修 了	1 級 31 号 俸
	修 士 課 程 修 了 専 門 職 学 位 課 程 修 了 大 学 6 卒	1 級 13 号 俸
	大 学 卒	1 級 1 号 俸

ト 研究職基本給表初任給基準表

試 験	学 歴 免 許 等	初 任 給
採 用 試 験	総 合 職 (院卒)	1 5 号 俸
	総 合 職 (大卒)	5 号 俸
	一 般 職 (大卒)	1 号 俸
そ の 他	博 士 課 程 修 了 (大学6 卒後のものに限る。)	3 7 号 俸
	博 士 課 程 修 了	3 3 号 俸
	修 士 課 程 修 了 専 門 職 学 位 課 程 修 了 大 学 6 卒	1 3 号 俸

備考

- 1 試験欄の「総合職（院卒）」は、国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 2 試験欄の「総合職（大卒）」は、国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 3 試験欄の「一般職（大卒）」は、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 4 試験欄の「その他」の区分に対応する学歴免許等欄の「博士課程修了（大学6 卒後のものに限る。）」、「博士課程修了」又は「修士課程修了専門職学位課程修了大学6 卒」の区分は、あらかじめ理事長の承認を得た者に適用する。
- 5 試験欄の「総合職（院卒）」又は「総合職（大卒）」の区分の適用を受ける者のうち、「博士課程修了」、「修士課程修了」、「専門職学位課程修了」又は「大学6 卒」の学歴免許等の資格を有する者で相当高度の研究業績を有する者をもって充てる必要のある職に採用されるものについては、この表の初任給欄の号俸が「博士課程修了」にあつては「33号俸」、「修士課程修了」、「専門職学位課程修了」又は「大学6 卒」にあつては「17号俸」と定められているものとして取り扱うものとする。
- 6 高度の専門性を有する学問分野についての知識経験を有する者にこの表を適用する場合における初任給欄の号俸は、理事長が別に定める。

チ 福祉職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
児 童 指 導 員	大 学 卒	1 級 21 号 俸
医 療 社 会 事 業 専 門 員	短 大 卒	1 級 11 号 俸
保 育 士	短 大 卒	1 級 11 号 俸

備考

- 1 児童自立支援事業、児童福祉事業等に従事したことにより児童指導員又は保育士になった者にこの表を適用する場合における初任給欄の号俸は、総長が別に定める。
- 2 職種欄の「医療社会事業専門員」とは、入院患者の療養、退院又は社会復帰に伴う問題に関する助言又は指導の業務に従事する職員で、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものをいう。

リ 療養介助職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
療 養 介 助 員	高 校 卒	1 号 俸

備考

職種欄の「療養介助員」とは、介護職員初任者研修以上を修了し、身体清潔、食事、排泄、安全・安楽、運動・移動に関する介助等の業務を行う職員をいう。

ヌ 専門技術職基本給表初任給基準表

試 験	学 歴 免 許 等	初 任 給
国家公務員 競争試験	総合職（院卒）	1 級 43 号 俸
	総合職（大卒）	1 級 33 号 俸
	一般職（大卒）	1 級 25 号 俸
	一般職（高卒）	1 級 5 号 俸
競争試験	事務職採用試験 （大卒程度）	1 級 25 号 俸
	事務職採用試験 （高卒程度）	1 級 5 号 俸
そ の 他	高 校 卒	1 級 1 号 俸

備考

- 1 試験欄の「総合職（院卒）」は、国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 2 試験欄の「総合職（大卒）」は、国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 3 試験欄の「一般職（大卒）」は、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 4 試験欄の「一般職（高卒）」は、国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）、国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））及びこれに相当する採用試験をいう。
- 5 試験欄の「競争試験」「事務職採用試験（大卒程度）」は、就業規則第73条に基づく大学卒業程度能力及び適正について判定する競争試験をいう。
- 6 試験欄の「競争試験」「事務職採用試験（高卒程度）」は、就業規則第73条に基づく高等学校卒業程度能力及び適正について判定する競争試験をいう。
- 7 上記の他、試験欄の適用については、それぞれ1から6に相当すると理事長が認めたこれらに相当する能力及び適正の判定方法を含めるものとする。

ル 医師事務作業補助職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
医 師 事 務 作 業 補 助 者	高 校 卒	1 級 17 号 俸

備考

職種欄の「医師事務作業補助者」とは、医師事務作業補助体制加算の施設基準に定める32時間研修修了者又は採用後6箇月以内に同研修を修了する見込みのある職員をいう。

ヲ 技術研究職基本給表初任給基準表

試 験		学 歴 免 許 等	初 任 給
採 用 試 験	総 合 職 (院卒)		1 級 15 号 俸
	総 合 職 (大卒)		1 級 5 号 俸
	一 般 職 (大卒)		1 級 1 号 俸
そ の 他		博 士 課 程 修 了 (大学6卒後のものに限る。)	1 級 37 号 俸
		博 士 課 程 修 了	1 級 33 号 俸
		修 士 課 程 修 了 専 門 職 学 位 課 程 修 了 大 学 6 卒	1 級 13 号 俸

備考

- 1 試験欄の「総合職（院卒）」は、国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 2 試験欄の「総合職（大卒）」は、国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 3 試験欄の「一般職（大卒）」は、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 4 試験欄の「その他」の区分に対応する学歴免許等欄の「博士課程修了（大学6卒後のものに限る。）」、「博士課程修了」又は「修士課程修了専門職学位課程修了大学6卒」の区分は、あらかじめ理事長の承認を得た者に適用する。
- 5 試験欄の「総合職（院卒）」又は「総合職（大卒）」の区分の適用を受ける者のうち、「博士課程修了」、「修士課程修了」、「専門職学位課程修了」又は「大学6卒」の学歴免許等の資格を有する者で相当高度の研究業績を有する者をもって充てる必要のある職に採用されるものについては、この表の初任給欄の号俸が「博士課程修了」にあつては「1級33号俸」、「修士課程修了」、「専門職学位課程修了」又は「大学6卒」にあつては「1級17号俸」と定められているものとして取り扱うものとする。
- 6 高度の専門性を有する学問分野についての知識経験を有する者にこの表を適用する場合における初任給欄の号俸は、理事長が別に定める。

別表第10 学歴免許等資格区分表（第12条第2項関係）

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基礎学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	一 博士課程修了	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 専門職学位課程修了	(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	四 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	五 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	六 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 国立看護大学校の卒業 (3) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）による保健師学校、保健師養成所、助産師学校又は助産師養成所（同法による看護師学校の卒業又は看護師養成所の卒業を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。）の卒業 (4) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）による診療放射線技師学校又は診療放射線技師養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (5) 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）による臨床検査技師学校又は臨床検査技師養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (6) 臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）による臨床工学技士学校又は臨床工学技士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (7) 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）による理学療法士学校、理学療法士養成施設、作業療法士学校又は作業療法士養成施設（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (8) 視能訓練士法（昭和46年法律第64号）による視能訓練士学校又は視能訓練士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のもの又は「短大2卒」を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。）の卒業 (9) 言語聴覚士法（平成9年法律第132号）による言語聴覚士学校又は言語聴覚士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のもの又は学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学若しくは言語聴覚士法第33条第3号の規定に基づき厚生労働省令（平成10年厚令第74号）で定める学校、文教研修施設若しくは養成所における1年（高等専門学校にあっては、4年）以上の修業を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (10) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「あん摩マッサージ指圧師法」という。）による学校又は養成施設（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年のものに限る。）の卒業

		<p>(11) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業</p> <p>(12) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格</p>
	二 短大2卒	<p>(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業</p> <p>(2) 学校教育法による高等専門学校卒業</p> <p>(3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業</p> <p>(4) 栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条第1項の規定による栄養士の養成施設（「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業</p> <p>(5) 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所（いずれも修業年限2年以上のものに限る。）の卒業</p> <p>(6) 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）による歯科技工士学校又は歯科技工士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業</p> <p>(7) あん摩マッサージ指圧師法による学校又は養成施設（いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限5年のものに限る。）の卒業</p> <p>(8) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護養成所の進学課程（同法第21条第3号に該当する者に係る課程をいう。）の卒業</p> <p>(9) 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第13条第1項第1号に規定する保育士（名称変更前の保母を含む。）を養成する学校その他の施設（「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業</p> <p>(10) 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業</p> <p>(11) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格</p>
	三 短大1卒	<p>(1) 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業</p> <p>(2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格</p>
3 高校卒	一 高校専攻科卒	<p>(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業</p> <p>(2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格</p>
	二 高校3卒	<p>(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）の卒業</p> <p>(2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格</p>
	三 高校2卒	<p>(1) 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護士養成所の卒業</p> <p>(2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格</p>
4 中学卒	中学卒	<p>(1) 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校（同法第76条1項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了</p> <p>(2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格</p>

別表第11 昇格対応号俸表(第13条第1項関係)

イ 医療職基本給表(二)

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	2	1	1	1	1
15	1	3	1	1	1	1
16	1	4	1	1	1	1
17	1	5	1	1	1	1
18	1	6	1	1	1	1
19	1	7	1	1	1	1
20	1	8	1	1	1	1
21	1	9	1	1	1	1
22	1	10	2	2	2	1
23	1	11	3	3	3	1
24	1	12	4	4	4	1
25	1	13	5	5	5	1
26	1	14	6	6	5	1
27	1	15	7	7	6	1
28	1	16	8	8	6	1
29	1	16	9	9	7	1
30	1	17	10	10	7	1
31	1	18	11	11	8	1
32	1	19	12	12	8	1
33	1	20	13	13	9	1
34	1	20	14	14	9	1
35	1	21	15	15	9	1
36	1	22	16	16	9	1
37	1	23	17	17	9	1
38	1	23	18	18	9	
39	1	24	19	19	10	
40	1	25	20	20	10	
41	1	26	21	21	10	
42	2	26	22	21	10	
43	3	27	23	21	10	
44	4	28	24	22	10	
45	5	29	25	22	11	
46	6	30	25	22	11	
47	7	31	26	23	11	
48	8	32	26	23	11	
49	9	33	27	23	11	
50	10	35	27	24	11	
51	11	36	28	24	12	
52	12	37	28	24	12	
53	13	37	29	25	12	
54	14	38	29	25		
55	15	39	30	26		
56	16	40	30	26		
57	17	41	31	27		
58	18	42	31	27		
59	19	43	32	28		
60	20	44	32	28		
61	21	44	33	28		
62	22	46	33	28		
63	23	47	33	28		
64	24	47	34	29		
65	25	48	34	29		
66	26	49	34	29		
67	27	50	35	29		
68	28	51	35	29		
69	29	51	35	30		
70	30	51	36	30		
71	31	52	36	30		
72	32	52	36	30		
73	33	52	37	30		
74	34	52	37	31		
75	35	53	37	31		
76	36	53	37	31		
77	37	54	38	31		
78	38	54	38			
79	39	55	38			
80	40	55	38			
81	41	56	39			
82	42	56	39			
83	43	56	39			
84	44	56	39			
85	45	57	39			
86	46	59	40			
87	47	60	40			
88	48	61	40			
89	49	61	40			
90	49	61	40			
91	50	62	41			
92	50	62	41			
93	51	63	41			
94	51	63	41			
95	52	64	41			
96	52	64	42			
97	53	64	42			
98	53	64	42			
99	54	65	42			
100	54	65	42			
101	55	66	43			
102	55	66				

103	56	67
104	56	67
105	57	67
106	57	67
107	57	68
108	57	68
109	57	68
110	58	
111	58	
112	58	
113	58	
114	58	
115	59	
116	59	
117	59	
118	59	
119	59	
120	60	
121	60	
122	60	
123	60	
124	60	
125	61	
126	61	
127	61	
128	61	
129	61	
130	61	
131	61	
132	61	
133	61	
134	62	
135	62	
136	62	
137	62	
138	62	
139	62	
140	62	
141	62	
142	62	
143	63	
144	63	
145	63	
146	63	
147	63	
148	63	
149	63	
150	63	
151	63	
152	64	
153	64	
154	64	
155	64	
156	64	
157	64	
158	64	
159	64	
160	64	
161	65	
162	65	
163	65	
164	65	
165	65	
166	65	
167	65	
168	65	
169	65	
170	66	

ロ 医療職基本給表(三)

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	1	1	1
19	3	1	7	1	1	1
20	4	1	8	1	1	1
21	5	1	9	1	1	1
22	6	1	10	2	1	2
23	7	1	11	3	1	3
24	8	1	12	4	1	4
25	9	1	13	5	1	5
26	10	1	14	6	2	6
27	11	1	15	7	3	7
28	12	1	16	8	4	8
29	13	1	17	9	5	9
30	14	2	18	10	6	10
31	15	3	19	11	7	11
32	16	4	20	12	8	12
33	17	5	21	13	9	13
34	18	6	22	14	10	14
35	19	7	23	15	11	15
36	20	8	24	16	12	16
37	21	9	25	17	13	17
38	22	10	26	18	14	18
39	23	11	27	19	15	19
40	24	12	28	20	16	20
41	25	13	29	21	17	20
42	26	14	30	22	17	20
43	27	15	31	23	18	20
44	28	16	32	24	18	20
45	29	17	33	25	19	21
46	30	18	34	26	19	21
47	31	19	35	27	20	21
48	32	20	35	28	20	21
49	33	21	36	29	21	21
50	34	22	37	30	21	22
51	35	23	38	31	22	22
52	36	24	39	32	22	22
53	37	25	39	33	23	22
54	38	26	40	34	23	22
55	39	27	41	35	24	23
56	40	28	42	36	24	23
57	41	29	43	37	25	23
58	41	30	43	38	25	
59	42	31	44	39	26	
60	42	32	45	40	26	
61	43	33	46	41	27	
62	43	34	47	42	27	
63	44	35	48	43	28	
64	44	36	49	44	28	
65	45	37	50	45	29	
66	46	38	51	45	29	
67	47	39	52	46	29	
68	48	40	53	46	29	
69	49	41	54	47	29	
70	50	42	55	47	29	
71	51	43	56	48	30	
72	52	44	57	48	30	
73	53	45	58	49	30	
74	54	46	59	50	30	
75	55	47	60	51	30	
76	56	48	61	52	30	
77	57	49	62	53	31	
78	58	50	63	53	31	
79	59	51	64	54	31	
80	60	52	65	54	31	
81	61	53	66	55	31	
82	62	54	67	55	31	
83	63	55	68	56	32	
84	64	56	69	56	32	
85	65	57	70	57	32	
86	65	58	71	57		
87	66	59	71	58		
88	66	60	72	58		
89	67	61	73	59		
90	67	62	73	59		
91	68	63	74	60		
92	68	64	74	60		
93	69	65	74	60		
94	70	66	75	60		
95	71	67	75	61		
96	72	68	75	61		
97	73	69	76	61		
98	74	70	78	61		
99	75	71	78	62		
100	76	72	79	62		
101	77	73	80	62		
102	77	74	80	62		

103	78	75	81	63
104	78	76	82	63
105	79	77	83	63
106	79	77	83	63

ハ 事務職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	2	1	1
7	1	1	1	1	1	3	1	1
8	1	1	1	1	1	4	1	1
9	1	1	1	1	1	5	1	1
10	1	1	2	1	1	6	2	1
11	1	1	3	1	1	7	3	1
12	1	1	4	1	1	8	4	1
13	1	1	5	1	1	9	5	1
14	1	1	6	2	1	10	6	2
15	1	1	7	3	1	11	7	3
16	1	1	8	4	1	12	8	4
17	1	1	9	5	1	13	9	5
18	1	1	10	6	2	14	10	6
19	1	1	11	7	3	15	11	7
20	1	1	12	8	4	16	12	8
21	1	1	13	9	5	17	13	9
22	1	2	14	10	5	18	13	10
23	1	3	15	11	6	19	13	11
24	1	4	16	12	6	20	13	12
25	1	5	17	13	7	21	14	13
26	1	6	18	14	7	22	14	13
27	1	7	19	15	8	23	14	13
28	1	8	20	16	8	24	14	14
29	1	9	21	17	9	25	15	14
30	1	10	22	18	9	25	15	14
31	1	11	23	19	10	26	15	15
32	1	12	24	20	10	26	15	15
33	1	13	25	21	11	27	16	15
34	1	14	26	22	11	27	16	15
35	1	15	27	23	12	28	16	15
36	1	16	28	24	12	28	16	15
37	1	17	29	25	13	29	17	15
38	1	18	30	26	13	29	17	15
39	1	19	31	27	13	30	17	15
40	1	20	32	28	13	30	17	15
41	1	21	33	29	14	31	17	15
42	1	22	34	29	14	31	17	
43	1	23	35	30	14	32	17	
44	1	24	36	30	14	32	17	
45	1	25	37	31	15	33	17	
46	1	26	38	31	15			
47	1	27	39	32	15			
48	1	28	40	32	15			
49	1	29	41	33	15			
50	1	30	42	33	15			
51	1	31	43	34	15			
52	1	32	44	34	15			
53	1	33	45	35	15			
54	2	34	46	35	15			
55	3	35	47	36	15			
56	4	36	48	36	15			
57	5	37	49	37	15			
58	6	37	50	37	15			
59	7	37	51	38	15			
60	8	38	52	38	15			
61	9	38	53	38	15			
62	10	38	54	38	15			
63	11	39	55	38	15			
64	12	39	56	38	15			
65	13	39	57	38	15			
66	14	40	58	38	16			
67	15	40	59	38	16			
68	16	40	60	38	16			
69	17	41	60	39	16			
70	18	41	60	39	16			
71	19	41	60	39	16			
72	20	42	60	39	16			
73	21	42	61	39	17			
74	22	42	61	39				
75	23	43	61	39				
76	24	43	61	39				
77	25	43	61	39				
78	26	44	62	39				
79	27	44	62	39				
80	28	44	62	40				
81	29	45	63	40				
82	30	45	64	40				
83	31	45	65	40				
84	32	45	66	40				
85	33	46	67	41				
86	34	46						
87	35	46						
88	36	46						
89	37	47						
90	37	47						
91	38	47						
92	38	47						
93	39	47						
94	39	47						
95	40	47						
96	40	48						
97	41	48						
98	41	48						
99	42	48						
100	42	48						
101	43	48						
102	43	48						

103	44	49
104	44	49
105	45	49
106	45	49
107	45	49
108	45	49
109	46	49
110	46	
111	46	
112	46	
113	47	
114	47	
115	47	
116	47	
117	48	
118	48	
119	48	
120	48	
121	49	
122	49	
123	49	
124	49	
125	49	
126	50	
127	50	
128	50	
129	50	
130	50	
131	51	
132	51	
133	51	
134	51	
135	51	
136	52	
137	52	
138	52	
139	52	
140	52	
141	53	
142	53	
143	53	
144	53	
145	53	
146	54	
147	54	
148	54	
149	54	
150	54	
151	55	
152	55	
153	55	
154	55	
155	55	
156	56	
157	56	

ニ 技能職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	1	1	2
23	1	1	3
24	1	1	4
25	1	1	5
26	1	1	5
27	1	1	6
28	1	1	6
29	1	1	7
30	1	2	7
31	1	3	8
32	1	4	8
33	1	5	9
34	1	6	9
35	1	7	10
36	1	8	10
37	1	9	11
38	1	10	11
39	1	11	12
40	1	12	12
41	1	13	13
42	1	14	14
43	1	15	15
44	1	16	16
45	1	17	17
46	1	18	17
47	1	19	18
48	1	20	18
49	1	21	19
50	1	22	19
51	1	23	20
52	1	24	20
53	1	25	21
54	2	26	21
55	3	27	22
56	4	28	22
57	5	29	23
58	6	30	23
59	7	31	24
60	8	32	24
61	9	33	25
62	10	34	25
63	11	35	25
64	12	36	25
65	13	37	26
66	14	37	26
67	15	37	26
68	16	37	26
69	17	38	27
70	18	38	27
71	19	38	27
72	20	38	27
73	21	38	28
74	22	38	28
75	23	38	28
76	24	39	28
77	25	39	29
78	26	39	29
79	27	39	29
80	28	39	30
81	29	39	30
82	29	39	30
83	30	40	31
84	30	40	31
85	31	40	31
86	31	40	32
87	32	40	32
88	32	40	32
89	33	40	33
90	34	41	33
91	35	42	33
92	36	43	33
93	37	44	33
94	38	45	33
95	39	46	34
96	40	47	34
97	41	48	34
98	42	49	
99	43	50	
100	44	51	
101	45	52	
102	45	53	

103	46	54
104	46	54
105	47	55
106	47	55
107	48	56
108	48	56
109	49	57
110	49	57
111	50	58
112	50	58
113	51	59
114	51	59
115	52	60
116	52	60
117	53	60
118	53	61
119	54	61
120	54	61
121	55	62
122	55	62
123	56	62
124	56	63
125	57	63
126	57	63
127	57	64
128	57	64
129	58	64
130	58	
131	58	
132	58	
133	59	
134	59	
135	59	
136	59	
137	60	
138	60	
139	60	
140	60	
141	61	
142	61	
143	61	
144	61	
145	62	
146	62	
147	62	
148	62	
149	63	
150	63	
151	63	
152	63	
153	64	
154	64	
15		

ホ 教育職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	2
3	1	1	1	3
4	1	1	1	4
5	1	1	1	4
6	1	1	1	4
7	1	1	1	4
8	1	1	1	4
9	1	1	1	4
10	1	1	1	4
11	1	1	1	4
12	1	1	1	4
13	1	1	1	4
14	1	1	1	4
15	1	1	1	4
16	1	1	1	4
17	1	1	2	4
18	1	2	2	
19	1	3	2	
20	1	4	2	
21	1	5	2	
22	1	5	2	
23	1	6	2	
24	1	6	2	
25	1	7	3	
26	1	7	3	
27	1	8	3	
28	1	8	3	
29	1	9	3	
30	1	10	3	
31	1	11	3	
32	1	12	3	
33	1	13	4	
34	2	14	4	
35	3	15	4	
36	4	16	4	
37	5	17	4	
38	6	18	4	
39	7	19	4	
40	8	20	4	
41	9	21	5	
42	10	22	5	
43	11	23	5	
44	12	24	5	
45	13	25	5	
46	14	26	5	
47	15	27	5	
48	16	28	5	
49	17	29	5	
50	17	30	5	
51	18	31	6	
52	18	32	6	
53	19	33	6	
54	19	34	6	
55	20	35	6	
56	20	36	6	
57	21	37	6	
58	21	38	6	
59	21	39	7	
60	22	40	7	
61	22	41	7	
62	22	41	7	
63	23	42	7	
64	23	42	7	
65	23	43	7	
66	24	43	7	
67	24	44	7	
68	24	44	7	
69	25	45	7	
70	25	45	7	
71	26	45	7	
72	26	45	8	
73	27	46	8	
74	27	46		
75	28	46		
76	28	46		
77	29	46		
78	29	46		
79	30	46		
80	30	46		
81	31	46		
82	31	46		
83	32	46		
84	21	46		
85	33	46		
86	33	46		
87	33	46		
88	34	46		
89	34	46		
90	34	46		
91	35	46		
92	35	46		
93	35	46		
94	36			
95	36			
96	36			
97	37			
98	37			
99	37			
100	37			
101	38			
102	38			

103	38
104	38
105	39
106	39
107	39
108	39
109	40
110	40
111	40
112	40
113	40
114	40
115	41
116	41
117	41
118	41
119	41
120	41
121	42
122	42
123	42
124	42
125	42
126	42
127	43
128	43
129	43

ヘ 福祉職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸	
	2級	3級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	2
17	1	3
18	1	4
19	1	5
20	1	6
21	1	7
22	1	8
23	1	8
24	1	9
25	1	10
26	1	12
27	1	13
28	1	14
29	1	15
30	1	16
31	1	17
32	1	18
33	1	19
34	1	20
35	1	21
36	1	22
37	1	23
38	1	24
39	1	25
40	1	25
41	1	26
42	1	26
43	1	27
44	1	27
45	1	28
46	1	28
47	1	29
48	1	30
49	1	31
50	1	31
51	1	32
52	1	32
53	1	33
54	1	33
55	1	33
56	1	34
57	1	34
58	1	34
59	1	35
60	2	35
61	3	35
62	4	36
63	5	36
64	6	36
65	7	37
66	8	37
67	9	37
68	10	37
69	11	38
70	12	38
71	14	38
72	15	38
73	16	38
74	17	38
75	18	38
76	19	39
77	20	39
78	21	39
79	22	39
80	23	39
81	24	39
82	25	39
83	26	40
84	27	40
85	28	40
86	29	40
87	30	40
88	31	40
89	32	40
90	33	
91	34	
92	35	
93	35	
94	36	
95	37	
96	38	
97	39	
98	40	
99	41	
100	42	
101	42	
102	43	

103	44
104	46
105	47
106	48
107	49
108	50
109	50
110	52
111	52
112	53
113	53
114	54
115	54
116	55
117	55
118	56
119	56
120	57
121	57
122	58
123	58
124	59
125	59
126	60
127	60
128	61
129	61
130	62
131	62
132	63
133	63
134	64
135	64
136	65
137	66
138	67
139	68
140	69
141	70
142	71
143	72
144	72
145	72
146	73
147	73
148	74
149	74
150	75
151	75
152	75
153	76
154	76
155	76
156	76
157	76
158	76
159	76
160	76
161	76
162	76
163	76
164	76
165	76
166	76
167	76
168	76
169	76
170	76

ト 専門技術職基本給表

昇格した日の前日に受けていた号	昇格後の号俸		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	2
11	1	1	3
12	1	1	4
13	1	1	5
14	1	1	6
15	1	1	7
16	1	1	8
17	1	1	9
18	1	1	10
19	1	1	11
20	1	1	12
21	1	1	13
22	1	2	14
23	1	3	15
24	1	4	16
25	1	5	17
26	1	6	18
27	1	7	19
28	1	8	20
29	1	9	21
30	1	10	22
31	1	11	23
32	1	12	24
33	1	13	25
34	1	14	26
35	1	15	27
36	1	16	28
37	1	17	29
38	1	18	30
39	1	19	31
40	1	20	32
41	1	21	33
42	1	22	34
43	1	23	35
44	1	24	36
45	1	25	37
46	1	26	38
47	1	27	39
48	1	28	40
49	1	29	41
50	1	30	42
51	1	31	43
52	1	32	44
53	1	33	45
54	2	34	46
55	3	35	47
56	4	36	48
57	5	37	49
58	6	37	50
59	7	37	51
60	8	38	52
61	9	38	53
62	10	38	54
63	11	39	55
64	12	39	56
65	13	39	57
66	14	40	58
67	15	40	59
68	16	40	60
69	17	41	60
70	18	41	60
71	19	41	60
72	20	42	60
73	21	42	61
74	22	42	61
75	23	43	61
76	24	43	61
77	25	43	61
78	26	44	62
79	27	44	62
80	28	44	62
81	29	45	63
82	30	45	64
83	31	45	65
84	32	45	66
85	33	46	67
86	34	46	
87	35	46	
88	36	46	
89	37	47	
90	37	47	
91	38	47	
92	38	47	
93	39	47	
94	39	47	
95	40	47	
96	40	48	
97	41	48	
98	41	48	
99	42	48	
100	42	48	
101	43	48	
102	43	48	

103	44	49
104	44	49
105	45	49
106	45	49
107	45	49
108	45	49
109	46	49
110	46	
111	46	
112	46	
113	47	
114	47	
115	47	
116	47	
117	48	
118	48	
119	48	
120	48	
121	49	
122	49	
123	49	
124	49	
125	49	
126	50	
127	50	
128	50	
129	50	
130	50	
131	51	
132	51	
133	51	
134	51	
135	51	
136	52	
137	52	
138	52	
139	52	
140	52	
141	53	
142	53	
143	53	
144	53	
145	53	
146	54	
147	54	
148	54	
149	54	
150	54	
151	55	
152	55	
153	55	
154	55	
155	55	
156	56	
157	56	

チ 医師事務作業補助職基本給表

昇格した日の前日に受けていた号	昇格後の号俸	
	2級	
1	1	103
2	1	104
3	1	105
4	1	106
5	1	107
6	1	108
7	1	109
8	1	110
9	1	111
10	1	112
11	1	113
12	1	114
13	1	115
14	1	116
15	1	117
16	1	118
17	1	119
18	1	120
19	1	121
20	1	122
21	1	123
22	1	124
23	1	125
24	1	126
25	1	127
26	1	128
27	1	129
28	1	130
29	1	131
30	1	132
31	1	133
32	1	134
33	1	135
34	1	136
35	1	137
36	1	138
37	1	139
38	1	140
39	1	141
40	1	142
41	1	143
42	1	144
43	1	145
44	1	146
45	1	147
46	1	148
47	1	149
48	1	150
49	1	151
50	1	152
51	1	153
52	1	154
53	1	155
54	2	156
55	3	157
56	4	158
57	5	159
58	6	160
59	7	161
60	8	162
61	9	163
62	10	164
63	11	165
64	12	166
65	13	167
66	14	168
67	15	169
68	16	170
69	17	171
70	18	172
71	19	173
72	20	174
73	21	175
74	22	176
75	23	177
76	24	178
77	25	179
78	26	180
79	27	181
80	28	182
81	29	183
82	29	184
83	30	185
84	30	186
85	31	187
86	31	188
87	32	189
88	32	190
89	33	
90	34	
91	35	
92	36	
93	37	
94	38	
95	39	
96	40	
97	41	
98	42	
99	43	
100	44	
101	45	
102	45	

リ 技術研究職基本給表

昇格した日の 前日に受 けていた号	2級 3級	
	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	1	1
19	1	1
20	1	1
21	1	1
22	1	1
23	1	1
24	1	1
25	1	1
26	1	2
27	1	3
28	1	4
29	1	5
30	1	6
31	1	7
32	1	8
33	1	9
34	2	10
35	3	10
36	4	11
37	5	11
38	6	12
39	7	12
40	8	13
41	9	13
42	10	14
43	11	14
44	12	15
45	13	15
46	14	16
47	15	16
48	16	17
49	17	17
50	17	18
51	18	18
52	18	19
53	19	19
54	19	20
55	20	20
56	20	21
57	21	21
58	21	22
59	22	22
60	22	23
61	23	23
62	23	24
63	24	24
64	24	25
65	25	25
66	25	25
67	26	25
68	26	26
69	27	26
70	27	26
71	28	26
72	28	27
73	29	27
74	29	27
75	30	27
76	30	28
77	31	28
78	31	28
79	32	28
80	32	29
81	33	29
82	33	
83	33	
84	33	
85	34	
86	34	
87	34	
88	34	
89	35	
90	35	
91	35	
92	35	
93	36	
94	36	
95	36	
96	36	
97	37	
98	37	
99	37	
100	38	
101	38	
102	38	

103	39
104	39
105	39
106	39
107	40
108	40
109	40
110	40
111	41
112	41
113	41
114	41
115	41
116	42
117	42
118	42
119	42
120	42
121	43

別表第 12 基本給表別職員層区分表（第 15 条第 3 項関係）

区 分	初 任 層	中 間 層	管理職層
医療職基本給表（一）	—	（中間層）	—
医療職基本給表（二）	1 級	2 級～5 級	6 級、7 級
医療職基本給表（三）	1 級、2 級	3 級～5 級	6 級、7 級
事務職基本給表	1 級	2 級～5 級	6 級～9 級
技能職基本給表	1 級	2 級～4 級	—
教育職基本給表	1 級	2 級、3 級	4 級、5 級
研究職基本給表	—	（中間層）	—
福祉職基本給表	1 級	2 級、3 級	—
療養介助職基本給表	（初任層）	—	—
専門技術職基本給表	1 級	2 級、3 級	—
看護補助職基本表	（初任層）	—	—
医師事務作業補助職基本給表	1 級	2 級	—
技術研究職基本給表	1 級	2 級、3 級	—

別表第13 副院長等基本年俸表(第19条第1項第1号関係)

号俸	基本年俸額		
	月例 年俸額	業績年俸額	
		1欄	2欄
	円	円	円
1	4,713,600	2,101,000	
2	4,773,600	2,128,000	
3	4,826,400	2,151,000	
4	4,881,600	2,176,000	
5	4,938,000	2,201,000	
6	4,995,600	2,227,000	
7	5,050,800	2,251,000	
8	5,112,000	2,279,000	
9	5,166,000	2,303,000	
10	5,223,600	2,328,000	
11	5,278,800	2,353,000	
12	5,336,400	2,379,000	
13	5,389,200	2,402,000	
14	5,432,400	2,421,000	
15	5,474,400	2,440,000	
16	5,516,400	2,459,000	
17	5,562,000	2,479,000	
18	5,590,800	2,492,000	
19	5,612,400	2,502,000	
20	5,638,800	2,513,000	
21	5,670,000	2,527,000	2,967,000
22	5,689,200	2,536,000	2,977,000
23	5,710,800	2,545,000	2,988,000
24	5,731,200	2,554,000	2,999,000
25	5,755,200	2,565,000	3,011,000
26	5,780,400	2,576,000	3,024,000
27	5,805,600	2,588,000	3,038,000
28	5,832,000	2,599,000	3,051,000
29	5,858,400	2,611,000	3,065,000
30	5,886,000	2,623,000	3,080,000
31	5,911,200	2,635,000	3,093,000
32	5,940,000	2,648,000	3,108,000
33	5,966,400	2,659,000	3,122,000
34	5,994,000	2,672,000	3,136,000
35	6,019,200	2,683,000	3,149,000
36	6,045,600	2,695,000	3,163,000
37	6,066,000	2,704,000	3,174,000
38	6,088,800	2,714,000	3,186,000
39	6,114,000	2,725,000	3,199,000
40	6,139,200	2,736,000	3,212,000
41	6,165,600	2,748,000	3,226,000
42	6,190,800	2,759,000	3,239,000
43	6,213,600	2,769,000	3,251,000
44	6,238,800	2,781,000	3,264,000
45	6,264,000	2,792,000	3,277,000
46	6,286,800	2,802,000	3,289,000
47	6,308,400	2,812,000	3,301,000
48	6,332,400	2,822,000	3,313,000
49	6,356,400	2,833,000	3,326,000
50	6,384,000	2,845,000	3,340,000
51	6,410,400	2,857,000	3,354,000
52	6,438,000	2,869,000	3,368,000
53	6,463,200	2,881,000	3,382,000
54	6,488,400	2,892,000	3,395,000
55	6,512,400	2,903,000	3,407,000
56	6,537,600	2,914,000	3,420,000
57	6,560,400	2,924,000	3,432,000
58	6,585,600	2,935,000	3,446,000
59	6,610,800	2,946,000	3,459,000
60	6,632,400	2,956,000	3,470,000
61	6,655,200	2,966,000	3,482,000
62	6,679,200	2,977,000	3,495,000
63	6,704,400	2,988,000	3,508,000
64	6,728,400	2,999,000	3,520,000
65	6,752,400	3,010,000	3,533,000
66	6,772,800	3,019,000	3,544,000
67	6,792,000	3,027,000	3,554,000
68	6,812,400	3,036,000	3,564,000
69	6,828,000	3,043,000	3,572,000
70	6,849,600	3,053,000	3,584,000
71	6,868,800	3,061,000	3,594,000
72	6,889,200	3,070,000	3,604,000
73	6,904,800	3,077,000	3,613,000
74	6,919,200	3,084,000	3,620,000

75	6,932,400	3,090,000	3,627,000
76	6,944,400	3,095,000	3,633,000
77	6,958,800	3,102,000	3,641,000
78	6,970,800	3,107,000	3,647,000
79	6,984,000	3,113,000	3,654,000
80	6,993,600	3,117,000	3,659,000
81	7,006,800	3,123,000	3,666,000
82	7,018,800	3,128,000	3,672,000
83	7,030,800	3,134,000	3,678,000
84	7,045,200	3,140,000	3,686,000
85	7,058,400	3,146,000	3,693,000
86	7,069,200	3,151,000	3,699,000
87	7,082,400	3,157,000	3,705,000
88	7,095,600	3,162,000	3,712,000
89	7,107,600	3,168,000	3,719,000
90	7,117,200	3,172,000	3,724,000
91	7,129,200	3,177,000	3,730,000
92	7,138,800	3,182,000	3,735,000
93	7,150,800	3,187,000	3,741,000
94	7,159,200	3,191,000	3,746,000
95	7,167,600	3,195,000	3,750,000
96	7,176,000	3,198,000	3,754,000
97	7,184,400	3,202,000	3,759,000
98	7,191,600	3,205,000	3,763,000
99	7,198,800	3,208,000	3,766,000
100	7,206,000	3,212,000	3,770,000
101	7,213,200	3,215,000	3,774,000
102	7,219,200	3,218,000	3,777,000
103	7,225,200	3,220,000	3,780,000
104	7,230,000	3,222,000	3,783,000
105	7,236,000	3,225,000	3,786,000
106	7,243,200	3,228,000	3,790,000
107	7,249,200	3,231,000	3,793,000
108	7,256,400	3,234,000	3,797,000
109	7,262,400	3,237,000	3,800,000
110	7,268,400	3,239,000	3,803,000
111	7,274,400	3,242,000	3,806,000
112	7,280,400	3,245,000	3,809,000
113	7,286,400	3,248,000	3,812,000
114	7,292,400		3,815,000
115	7,298,400		3,818,000
116	7,304,400		3,822,000
117	7,310,400		3,825,000
118	7,316,400		3,828,000
119	7,322,400		3,831,000
120	7,328,400		3,834,000
121	7,334,400		3,837,000
122	7,340,400		3,840,000
123	7,346,400		3,844,000
124	7,352,400		3,847,000
125	7,358,400		3,850,000
126	7,364,400		3,853,000
127	7,370,400		3,856,000
128	7,376,400		3,859,000
129	7,382,400		3,862,000
130	7,388,400		3,866,000
131	7,394,400		3,869,000
132	7,400,400		3,872,000
133	7,406,400		3,875,000
134	7,412,400		3,878,000
135	7,418,400		3,881,000
136	7,424,400		3,884,000
137	7,430,400		3,888,000
138	7,436,400		3,891,000
139	7,442,400		3,894,000
140	7,448,400		3,897,000
141	7,454,400		3,900,000
142	7,460,400		3,903,000
143	7,466,400		3,906,000
144	7,472,400		3,909,000
145	7,478,400		3,913,000
146	7,484,400		3,916,000
147	7,490,400		3,919,000
148	7,496,400		3,922,000

149	7,502,400		3,925,000
150	7,508,400		3,928,000
151	7,514,400		3,931,000
152	7,520,400		3,935,000
153	7,526,400		3,938,000
154	7,532,400		3,941,000
155	7,538,400		3,944,000
156	7,544,400		3,947,000
157	7,550,400		3,950,000
158	7,556,400		3,953,000
159	7,562,400		3,957,000
160	7,568,400		3,960,000
161	7,574,400		3,963,000
162	7,580,400		3,966,000
163	7,586,400		3,969,000
164	7,592,400		3,972,000
165	7,598,400		3,975,000
166	7,604,400		3,979,000
167	7,610,400		3,982,000
168	7,616,400		3,985,000
169	7,622,400		3,988,000
170	7,628,400		3,991,000
171	7,634,400		3,994,000
172	7,640,400		3,997,000
173	7,646,400		4,001,000
174	7,652,400		4,004,000
175	7,658,400		4,007,000
176	7,664,400		4,010,000
177	7,670,400		4,013,000
178	7,676,400		4,016,000
179	7,682,400		4,019,000
180	7,688,400		4,022,000
181	7,694,400		4,026,000
182	7,700,400		4,029,000
183	7,706,400		4,032,000
184	7,712,400		4,035,000
185	7,718,400		4,038,000
186	7,724,400		4,041,000
187	7,730,400		4,044,000
188	7,736,400		4,048,000
189	7,742,400		4,051,000
190	7,748,400		4,054,000
191	7,754,400		4,057,000
192	7,760,400		4,060,000
193	7,766,400		4,063,000
194	7,772,400		4,066,000
195	7,778,400		4,070,000
196	7,784,400		4,073,000

別表第14 副所長等基本年俸表(第19条第1項第2号関係)

号俸	基本年俸額		
	月例 年俸額	業績年俸額	
		1欄	2欄
	円	円	円
1	3,885,600	1,657,000	
2	3,909,600	1,667,000	
3	3,933,600	1,677,000	
4	3,957,600	1,687,000	
5	3,979,200	1,697,000	
6	4,002,000	1,706,000	
7	4,024,800	1,716,000	
8	4,045,200	1,725,000	
9	4,066,800	1,734,000	
10	4,090,800	1,744,000	
11	4,114,800	1,754,000	
12	4,137,600	1,764,000	
13	4,159,200	1,773,000	
14	4,183,200	1,784,000	
15	4,206,000	1,793,000	
16	4,228,800	1,803,000	
17	4,406,400	1,879,000	
18	4,424,400	1,886,000	
19	4,441,200	1,894,000	
20	4,458,000	1,901,000	
21	4,472,400	1,907,000	
22	4,486,800	1,913,000	
23	4,502,400	1,920,000	
24	4,515,600	1,925,000	
25	4,528,800	1,931,000	
26	4,546,800	1,939,000	
27	4,562,400	1,945,000	
28	4,579,200	1,952,000	
29	4,594,800	1,959,000	
30	4,612,800	1,967,000	
31	4,629,600	1,974,000	
32	4,646,400	1,981,000	
33	4,662,000	1,988,000	
34	4,678,800	1,995,000	
35	4,695,600	2,002,000	
36	4,712,400	2,009,000	
37	4,729,200	2,016,000	
38	4,746,000	2,023,000	
39	4,761,600	2,030,000	
40	4,778,400	2,037,000	
41	4,795,200	2,044,000	
42	4,813,200	2,052,000	
43	4,830,000	2,059,000	
44	4,846,800	2,066,000	
45	4,862,400	2,073,000	
46	4,880,400	2,081,000	
47	4,898,400	2,088,000	2,563,000
48	4,916,400	2,096,000	2,572,000
49	4,934,400	2,104,000	2,582,000
50	4,953,600	2,112,000	2,592,000
51	4,972,800	2,120,000	2,602,000
52	4,993,200	2,129,000	2,613,000
53	5,007,600	2,135,000	2,620,000
54	5,024,400	2,142,000	2,629,000
55	5,041,200	2,149,000	2,638,000
56	5,056,800	2,156,000	2,646,000
57	5,072,400	2,163,000	2,654,000
58	5,088,000	2,169,000	2,662,000
59	5,106,000	2,177,000	2,672,000
60	5,124,000	2,185,000	2,681,000
61	5,138,400	2,191,000	2,689,000
62	5,152,800	2,197,000	2,696,000
63	5,172,000	2,205,000	2,706,000
64	5,190,000	2,213,000	2,716,000
65	5,205,600	2,219,000	2,724,000
66	5,222,400	2,227,000	2,732,000
67	5,239,200	2,234,000	2,741,000
68	5,256,000	2,241,000	2,750,000
69	5,272,800	2,248,000	2,759,000
70	5,289,600	2,255,000	2,768,000
71	5,306,400	2,262,000	2,776,000
72	5,323,200	2,270,000	2,785,000
73	5,336,400	2,275,000	2,792,000
74	5,352,000	2,282,000	2,800,000
75	5,368,800	2,289,000	2,809,000
76	5,384,400	2,296,000	2,817,000
77	5,394,000	2,300,000	2,822,000
78	5,403,600	2,304,000	2,827,000
79	5,414,400	2,308,000	2,833,000
80	5,425,200	2,313,000	2,839,000
81	5,434,800	2,317,000	2,844,000
82	5,444,400	2,321,000	2,849,000
83	5,451,600	2,324,000	2,852,000
84	5,461,200	2,328,000	2,857,000
85	5,466,000	2,330,000	2,860,000
86	5,473,200	2,333,000	2,864,000
87	5,479,200	2,336,000	2,867,000
88	5,485,200	2,339,000	2,870,000
89	5,491,200	2,341,000	2,873,000
90	5,499,600		2,877,000
91	5,508,000		2,882,000
92	5,516,400		2,886,000
93	5,524,800		2,891,000
94	5,533,200		2,895,000
95	5,541,600		2,899,000
96	5,550,000		2,904,000
97	5,558,400		2,908,000
98	5,566,800		2,913,000
99	5,575,200		2,917,000
100	5,583,600		2,921,000
101	5,592,000		2,926,000
102	5,600,400		2,930,000
103	5,608,800		2,935,000
104	5,617,200		2,939,000
105	5,625,600		2,943,000
106	5,634,000		2,948,000
107	5,642,400		2,952,000
108	5,650,800		2,957,000
109	5,659,200		2,961,000
110	5,667,600		2,965,000
111	5,676,000		2,970,000
112	5,684,400		2,974,000
113	5,692,800		2,979,000
114	5,701,200		2,983,000
115	5,709,600		2,987,000
116	5,718,000		2,992,000
117	5,726,400		2,996,000
118	5,734,800		3,001,000
119	5,743,200		3,005,000
120	5,751,600		3,009,000
121	5,760,000		3,014,000
122	5,768,400		3,018,000
123	5,776,800		3,022,000
124	5,785,200		3,027,000
125	5,793,600		3,031,000
126	5,802,000		3,036,000
127	5,810,400		3,040,000
128	5,818,800		3,044,000
129	5,827,200		3,049,000
130	5,835,600		3,053,000
131	5,844,000		3,058,000
132	5,852,400		3,062,000
133	5,860,800		3,066,000
134	5,869,200		3,071,000
135	5,877,600		3,075,000
136	5,886,000		3,080,000
137	5,894,400		3,084,000
138	5,902,800		3,088,000
139	5,911,200		3,093,000
140	5,919,600		3,097,000
141	5,928,000		3,102,000
142	5,936,400		3,106,000
143	5,944,800		3,110,000
144	5,953,200		3,115,000
145	5,961,600		3,119,000
146	5,970,000		3,124,000
147	5,978,400		3,128,000
148	5,986,800		3,132,000
149	5,995,200		3,137,000
150	6,003,600		3,141,000
151	6,012,000		3,146,000
152	6,020,400		3,150,000
153	6,028,800		3,154,000
154	6,037,200		3,159,000
155	6,045,600		3,163,000
156	6,054,000		3,167,000
157	6,062,400		3,172,000
158	6,070,800		3,176,000
159	6,079,200		3,181,000
160	6,087,600		3,185,000
161	6,096,000		3,189,000
162	6,104,400		3,194,000
163	6,112,800		3,198,000
164	6,121,200		3,203,000
165	6,129,600		3,207,000
166	6,138,000		3,211,000
167	6,146,400		3,216,000
168	6,154,800		3,220,000
169	6,163,200		3,225,000
170	6,171,600		3,229,000
171	6,180,000		3,233,000
172	6,188,400		3,238,000
173	6,196,800		3,242,000
174	6,205,200		3,247,000
175	6,213,600		3,251,000
176	6,222,000		3,255,000
177	6,230,400		3,260,000
178	6,238,800		3,264,000
179	6,247,200		3,269,000
180	6,255,600		3,273,000
181	6,264,000		3,277,000
182	6,272,400		3,282,000
183	6,280,800		3,286,000
184	6,289,200		3,291,000
185	6,297,600		3,295,000
186	6,306,000		3,299,000
187	6,314,400		3,304,000
188	6,322,800		3,308,000
189	6,331,200		3,313,000
190	6,339,600		3,317,000
191	6,348,000		3,321,000
192	6,356,400		3,326,000
193	6,364,800		3,330,000
194	6,373,200		3,334,000
195	6,381,600		3,339,000
196	6,390,000		3,343,000
197	6,398,400		3,348,000
198	6,406,800		3,352,000
199	6,415,200		3,356,000
200	6,423,600		3,361,000
201	6,432,000		3,365,000
202	6,440,400		3,370,000
203	6,448,800		3,374,000
204	6,457,200		3,378,000
205	6,465,600		3,383,000
206	6,474,000		3,387,000
207	6,482,400		3,392,000
208	6,490,800		3,396,000
209	6,499,200		3,400,000
210	6,507,600		3,405,000
211	6,516,000		3,409,000
212	6,524,400		3,414,000
213	6,532,800		3,418,000
214	6,541,200		3,422,000
215	6,549,600		3,427,000
216	6,558,000		3,431,000
217	6,566,400		3,436,000
218	6,574,800		3,440,000
219	6,583,200		3,444,000

220	6,591,600		3,449,000
221	6,600,000		3,453,000
222	6,608,400		3,458,000
223	6,616,800		3,462,000
224	6,625,200		3,466,000
225	6,633,600		3,471,000
226	6,642,000		3,475,000
227	6,650,400		3,479,000
228	6,658,800		3,484,000
229	6,667,200		3,488,000
230	6,675,600		3,493,000
231	6,684,000		3,497,000
232	6,692,400		3,501,000
233	6,700,800		3,506,000
234	6,709,200		3,510,000
235	6,717,600		3,515,000
236	6,726,000		3,519,000
237	6,734,400		3,523,000
238	6,742,800		3,528,000
239	6,751,200		3,532,000
240	6,759,600		3,537,000
241	6,768,000		3,541,000
242	6,776,400		3,545,000
243	6,784,800		3,550,000
244	6,793,200		3,554,000
245	6,801,600		3,559,000
246	6,810,000		3,563,000
247	6,818,400		3,567,000
248	6,826,800		3,572,000
249	6,835,200		3,576,000
250	6,843,600		3,581,000
251	6,852,000		3,585,000
252	6,860,400		3,589,000
253	6,868,800		3,594,000
254	6,877,200		3,598,000
255	6,885,600		3,603,000
256	6,894,000		3,607,000
257	6,902,400		3,611,000
258	6,910,800		3,616,000
259	6,919,200		3,620,000
260	6,927,600		3,625,000
261	6,936,000		3,629,000
262	6,944,400		3,633,000
263	6,952,800		3,638,000
264	6,961,200		3,642,000
265	6,969,600		3,646,000
266	6,978,000		3,651,000
267	6,986,400		3,655,000
268	6,994,800		3,660,000
269	7,003,200		3,664,000
270	7,011,600		3,668,000
271	7,020,000		3,673,000
272	7,028,400		3,677,000
273	7,036,800		3,682,000
274	7,045,200		3,686,000
275	7,053,600		3,690,000
276	7,062,000		3,695,000
再任用職員	3,910,800	828,800	

別表第15 任期付職員基本年俸表(第19条第1項第3号関係)

号俸	基本年俸額	
	月 例 年俸額	業 績 年俸額
	円	円
1	4,860,000	1,560,000
2	5,460,000	1,752,000
3	6,096,000	2,045,000
4	6,888,000	2,311,000
5	7,860,000	3,095,000
6	8,832,000	3,736,000
7	9,528,000	4,030,000
8	10,224,000	4,324,000
9	11,196,000	4,735,000
10	12,072,000	5,106,000
11	12,936,000	5,471,000
12	13,836,000	5,852,000
13	14,688,000	6,212,000

別表第16 院長等基本年俸表(第19条第1項第4号関係)

号俸	基本年俸額	
	月例 年俸額	業績 年俸額
	円	円
1	8,832,000	3,627,800
2	9,528,000	3,913,700
3	10,224,000	4,199,600
4	11,196,000	4,598,900

別表第17 基本年俸表級別標準職務表（第20条第1項関係）

イ 副院長等基本年俸表級別標準職務表

業績年俸額	標準的な職務
1 欄	医長又は室長の職務
2 欄	副院長、センター長、部長、科長又は副科長の職務
備考 1 本表は、それぞれの業績年俸額に分類されている職務をその業績年俸額より下位の業績年俸額に分類されているものとして適用することができる。 2 特別の事情により本表の業績年俸額の分類によることができない場合は、理事長の承認を得て、業績年俸額を決定することができる。 3 すでに就いている職務に加えて特別に副院長としての職務を命じられ、当該職務に従事した場合には、すでに就いている職務の区分にかかわらず、当該職員を副院長の職名を占める職員とする。（当該職員が現に受けている業績年俸額が2欄の場合に限る。）	

ロ 副所長等基本年俸表級別標準職務表

業績年俸額	標準的な職務
1 欄	ユニット長、室長、主任研究員又は副本部長補佐の職務
2 欄	副所長、センター長、分野長、施設長の職務
備考 1 本表は、それぞれの業績年俸額に分類されている職務をその業績年俸額より下位の業績年俸額に分類されているものとして適用することができる。 2 特別の事情により本表の業績年俸額の分類によることができない場合は、理事長の承認を得て、業績年俸額を決定することができる。	

別表第18 基本年俸表昇格等対応号俸表(第21条第1項及び第5項関係)

イ 医療職基本給表(一)から副院長等基本年俸表の1級に直前の4月1日に昇任した場合の対応号俸

昇任前の号俸	昇任後の号俸
医療職基本給表(一)	基本年俸表
号俸	1級
21	1
22	2
23	3
24	4
25	5
26	6
27	7
28	8
29	9
30	10
31	11
32	12
33	13
34	14
35	15
36	16
37	17
38	18
39	19
40	20
41	21
42	22
43	23
44	24
45	25
46	26
47	27
48	28
49	29
50	30
51	31
52	32
53	33
54	34
55	35
56	36
57	37
58	38
59	39
60	40
61	41
62	42
63	43
64	44
65	45
66	46
67	47
68	48
69	49
70	50
71	51
72	52
73	53
74	54
75	55
76	56
77	57
78	58
79	59
80	60
81	61
82	62
83	63
84	64
85	65
86	66
87	67
88	68
89	69
90	70
91	71
92	72
93	73
94	74
95	75
96	76
97	77
98	78
99	79
100	80
101	81
102	82
103	83
104	84
105	85
106	86
107	87
108	88
109	89
110	90
111	91
112	92

113	65
114	
115	
116	
117	66
118	
119	
120	
121	67
122	
123	
124	
125	68
126	
127	
128	
129	69
130	
131	
132	
133	

ロ 研究職基本給表から副所長等基本年俸表の1級に直前の4月1日に昇任した場合の対応号俸

昇任前の号俸	昇任後の号俸
研究職基本給表	基本年俸表
号俸	1級
33	1
34	2
35	3
36	4
37	5
38	6
39	7
40	8
41	9
42	10
43	11
44	12
45	13
46	14
47	15
48	16
49	17
50	18
51	19
52	20
53	21
54	22
55	23
56	24
57	25
58	26
59	27
60	28
61	29
62	30
63	31
64	32
65	33
66	34
67	35
68	36
69	37
70	38
71	39
72	40
73	41
74	42
75	43
76	44
77	45
78	46
79	47
80	48
81	49
82	50
83	51
84	52
85	53
86	54
87	55
88	56
89	57
90	58
91	59
92	60
93	61
94	62
95	63
96	64
97	65
98	66
99	67
100	68
101	69
102	70
103	71
104	72
105	73
106	74
107	75
108	76
109	77
110	78
111	79
112	80
113	81
114	82
115	83
116	84
117	85
118	86
119	87
120	88
121	89

備考

- 「昇任前の号俸」は、3月31日における号俸である。なお、昇任させる日が4月1日の場合は、前日の3月31日における号俸である。
- 「昇任後の号俸」は、4月1日の号俸である。

ハ 副院長等基本年俸表業績年俸額1欄から副院長等基本年俸表業績年俸額2欄に昇任した場合の対応号俸

昇任前の号俸 業績年俸額 1欄 号俸	昇任後の号俸 業績年俸額 2欄 号俸
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	22
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	23
19	24
20	25
21	26
22	27
23	28
24	29
25	30
26	31
27	32
28	33
29	34
30	35
31	36
32	37
33	38
34	39
35	40
36	41
37	42
38	44
39	45
40	46
41	47
42	48
43	49
44	50
45	51
46	52
47	53
48	54
49	56
50	57
51	58
52	59
53	60
54	61
55	63
56	64
57	65
58	66
59	68
60	69
61	70
62	72
63	73
64	75
65	77
66	79
67	81
68	83
69	84
70	
71	86
72	
73	88
74	
75	90
76	
77	93
78	96
79	99
80	103
81	
82	107
83	
84	
85	
86	111
87	
88	
89	
90	115
91	
92	

93	
94	118
95	
96	
97	
98	122
99	
100	
101	126
102	
103	
104	129
105	
106	
107	132
108	
109	
110	
111	135
112	
113	

ニ 副所長等基本年俸表業績年俸額1欄から副所長等基本年俸表業績年俸額2欄に昇任した場合の対応号俸

昇任前の号俸 業績年俸額 1欄 号俸	昇任後の号俸 業績年俸額 2欄 号俸
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	47
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	48
39	50
40	51
41	53
42	55
43	57
44	59
45	61
46	62
47	64
48	66
49	68
50	70
51	72
52	74
53	76
54	76
55	79
56	79
57	82
58	82
59	
60	85
61	
62	88
63	
64	92
65	
66	96
67	
68	99
69	
70	103
71	
72	106
73	
74	110
75	
76	114
77	
78	117
79	
80	
81	121
82	
83	
84	125
85	
86	
87	128
88	
89	132

別表第19 地域手当支給区分表（第59条第1項関係）

支 給 事 業 場	支 給 区 分	支 給 割 合
国立がん研究センター（築地地区）	1 級 地	100分の20
国立がん研究センター（柏地区）	4 級 地	100分の8

備考 事業場区分については、職員就業規則第4条に規定する区分とする。ただし、平成29年4月1日より柏地区で採用になった医師手当支給対象職員については、別表第19の支給事業場に関わらず、支給区分1級地の支給割合とする。

別表第19の2 医療研究連携加算表（第59条第2項関係）

支 給 事 業 場	支 給 割 合
国立がん研究センター（柏地区）	100分の10

別表第20 役職手当適用区分表(第60条第2項関係)

基本給表等	職名	支給区分	職務の級又は業績年俸額	月額	
				再任用職員以外	再任用職員
副院長等 基本年俸表	副院長 センター長	一 種	2 欄以下	148,100	—
	科 長 部 長	二 種	2 欄以下	118,500	—
	医 長 室 長	三 種	1 欄	96,700	—
副所長等 基本年俸表	副 所 長 セ ン タ ー 長	一 種	2 欄以下	139,700	—
	分 野 長 施 設 長 部 長	二 種	2 欄以下	103,400	98,300
	室 長 ユ ニ ッ ト 長 副 本 部 長 補 佐	三 種	1 欄	78,400	58,300
	主任研究員	四 種	1 欄	60,900	43,300
医療職基本給表 (二)	薬 剤 部 長 医 療 情 報 部 長 <small>(理事長が別に定める場合に限る。)</small>	二 種	7 級	96,800	87,300
		三 種	7 級	84,700	76,400
			6 級	76,700	65,300
	副 薬 剤 部 長 放 射 線 技 術 部 長 副 放 射 線 技 術 部 長 診 療 放 射 線 技 師 長 臨 床 検 査 技 師 長 臨 床 検 査 部 長 室 長	四 種	5 級	62,300	49,400
			4 級以下	58,900	43,100
		四 種	3 級以下	55,500	41,900
医療職基本給表 (三)	看 護 部 長 <small>(理事長が別に定める場合に限る。)</small>	二 種	7 級以下	88,300	75,800
		三 種	6 級以下	75,800	58,200
	副 看 護 部 長	四 種	5 級以下	59,200	44,200
	看 護 師 長 室 長	五 種	4 級以下	44,800	34,700
	医療安全統括調整職	五 種	4 級以下	52,000	40,200
事務職基本給表	理事長が別に定める職務	一 種	9 級	139,300	133,600
	統 括 事 務 部 長 副 統 括 事 務 部 長 コ ン プ ラ イ ア ン ス 室 長	一 種	8 級以下	130,300	112,900
		二 種	7 級	94,000	79,800
	6 級以下		88,500	69,800	
	課 長 室 長 <small>(理事長が別に定める場合に限る。)</small>	三 種	5 級以下	72,700	56,200
		四 種	5 級	62,300	48,200
	課 長 補 佐 専 門 職		四 種	4 級以下	59,500
4 級		59,500		44,300	
教育職基本給表	理事長が別に定める職務	一 種	5 級	142,600	136,900
	学 部 長	二 種	4 級以下	106,900	81,800
	教 授	三 種	4 級以下	93,500	71,600
	准 教 授	四 種	3 級以下	59,200	48,200
専門技術職基本給表	課 長 室 長	四 種	4 級以下	59,500	44,300
	課 長 補 佐 専 門 職	四 種	4 級	59,500	44,300
			3 級以下	55,500	41,900
技術研究職基本給表	室 長	四 種	3 級	59,500	44,300
	専 門 職	四 種	3 級	59,500	44,300
			2 級	55,500	41,900

## 備考

- 1 すでに就いている職務に加えて特別に副院長としての職務を命じられ、当該職務に従事した場合には、当該職員の役職手当支給区分表の適用にあたっては、すでに就いている職務の役職手当支給区分にかかわらず、その従事した期間、当該職員を副院長の職名を占める職員として、別に理事長が定める額を支給し、役職手当支給区分は一種とする。

別表第21 特殊業務手当支給区分表（第67条第1項及び第2項関係）

種 別	月 額
1 重症心身障害児を主として入院させるための病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師 2 進行性筋い縮症児（以下「筋ジス児」という。）を主として入院させるための病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師 3 せき髄麻ひ患者を主として入院させるための病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師 4 神経・筋疾患を有する患者を主として入院させるための病棟その他の病棟で総長の定めるもの（以下「神経・筋病棟等」という。）に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師	35,400円
5 結核患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師 6 精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師 7 集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟（以下「集中治療病棟」という。）に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師（集中治療病棟の担当を命ぜられ、かつ、現に当該病棟における診療に直接従事することを常態とする医師とする。）	17,700円
8 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技師 9 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する臨床検査技師	16,000円
10 重症心身障害児の栄養管理に直接従事することを本務とする管理栄養士 11 食事相談等のため結核患者に直接接することを常例とする管理栄養士	5,200円
12 重症心身障害児の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士 13 筋ジス児の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士 14 せき髄麻ひ患者の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士 15 神経・筋病棟等に入院している患者の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士	20,800円
16 結核患者の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士 17 精神病患者の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士	10,400円
18 重症心身障害児の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士 19 筋ジス児の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士 20 せき髄麻ひ患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士 21 神経・筋病棟等に入院している患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士	20,800円
22 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士	10,400円
23 集中治療病棟に勤務する臨床工学技士 24 臨床工学室に勤務する臨床工学士	10,400円
25 重症心身障害児の理学療法に直接従事することを本務とするマッサージ師	20,800円

26	筋ジス児の理学療法に直接従事することを本務とするマッサージ師	
27	精神病患者の理学療法に直接従事することを本務とするマッサージ師	10,400円
28	重症心身障害児の心理療法に直接従事することを本務とする心理療法士	20,800円
29	筋ジス児の心理療法に直接従事することを本務とする心理療法士	
30	精神病患者の心理療法に直接従事することを本務とする心理療法士	10,400円
31	重症心身障害児の言語療法に直接従事することを本務とする言語聴覚士	20,800円
32	筋ジス児の言語療法に直接従事することを本務とする言語聴覚士	
33	重症心身障害児を専らに入院させる病棟（以下「重症心身障害病棟」という。）に勤務する看護師長、看護師	25,000円
34	筋ジス児を専ら入院させる病棟（以下「筋ジス病棟」という。）に勤務する看護師長、看護師	
35	せき髄麻ひ患者を専ら入院させるための病棟（以下「せき損病棟」という。）に勤務する看護師長、看護師	
36	神経・筋病棟等に勤務する看護師長、看護師	
37	結核患者を専ら入院させるための病棟（以下「結核病棟」という。）に勤務する看護師長、看護師	12,500円
38	精神病患者を専ら入院させるための病棟（以下「精神病棟」という。）に勤務する看護師長、看護師	
39	集中治療病棟に勤務する看護師長、看護師	
40	手術室に勤務する看護師長、看護師	31,000円
41	医療安全管理室及び感染制御室に管理者として勤務する看護師長、看護師	30,000円
42	医療安全管理室及び感染制御室に管理者以外として勤務する看護師長、看護師	20,000円
43	結核患者の輸送を行うことを常例とする患者輸送用自動車運転手	4,200円
44	精神病患者の輸送を行うことを常例とする患者輸送用自動車運転手	
45	筋ジス児の作業療法に直接従事することを本務とする作業手	18,800円
46	精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業手	9,400円
47	重症心身障害病棟に勤務する看護助手	22,800円
48	筋ジス病棟に勤務する看護助手	
49	せき損病棟に勤務する看護助手	
50	神経・筋病棟等に勤務する看護助手	
51	結核病棟に勤務する看護助手	11,400円
52	精神病棟に勤務する看護助手	
53	集中治療病棟に勤務する看護助手	
54	放射線による治療その他の放射線の照射の業務の補助を入院患者及び外来患者に直接	15,000円

接して行うことを常例とする診療エックス線助手 55 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する臨床検査助手	
56 結核病棟に勤務する保清員 57 精神病棟に勤務する保清員	9,400円
58 重症心身障害児の衣料等危険な病原体及び汚物の付着の程度が著しい物件を取り扱うことを命ぜられ、かつ、現に当該物件を直接取り扱うことを常態とする洗濯員	13,500円
59 危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする洗濯員	9,400円
60 危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする消毒員	9,400円
61 研究課程部の授業を常時担当する教授又は准教授	10,000円
62 重症心身障害児の生活指導に直接従事することを本務とする児童指導員 63 筋ジス児の生活指導に直接従事することを本務とする児童指導員	25,000円
64 重症心身障害児を専ら入院させるための病棟に勤務する保育士 65 筋ジス児を専ら入院させるための病棟に勤務する保育士 66 神経・筋病棟等に勤務する保育士	30,200円
67 結核患者に直接接することを常態とする医療社会事業専門員	12,500円
68 患者に直接接することを常例とする医療社会事業専門員	10,000円
69 重症心身障害病棟に勤務する療養介助員 70 筋ジス病棟に勤務する療養介助員 71 せき損病棟に勤務する療養介助員 72 神経・筋病棟等に勤務する療養介助員	25,000円
73 結核病棟に勤務する療養介助員 74 精神病棟に勤務する療養介助員	12,500円
75 情報統括センター情報システム基盤課に勤務する事務職員又は理事長が認める者	30,000円
備考 1 「勤務する」とは、当該勤務箇所をその職員の主たる勤務の場所としていることをいう。 2 「〇〇の業務に直接従事することを本務とする」とは、当該業務に直接従事することを本務として命ぜられ、かつ、現に当該業務に直接従事することをその職員の主たる職務内容としていることをいう。 3 「〇〇（結核病棟等）に勤務する」とは、当該病棟等に所属し、かつ、現に当該病棟等をその職員の主たる勤務の場所としていることをいう。 4 職員欄中職名の掲げられている職員は、当該職名に係る業務に従事することを本務として命ぜられ、かつ、現に当該業務に従事することをその者の主たる職務内容としている職員をいう。 5 「重症心身障害児」とは、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童をいい、満18歳以上でこれと同一の障害を有する者を含む。 6 進行性筋い縮症児には、満18歳以上で進行性筋い縮症の患者である者を含む。 7 「集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟」とは、病状が急変し、又は急変	

するおそれのある重症患者又は術後患者を専ら入院させ、医師及び看護職員が24時間にわたり患者の呼吸、代謝等の状態を常時監視し、かつ、必要な処置を随時行う病棟をいい、「基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）」に定められている特定集中治療室管理料又は新生児特定集中治療室管理料の施設基準を満たす治療室のほか、理事長の定めるものとする。

- 8 診療放射線技師には、診療エックス線技師を含む。
- 9 臨床検査技師には、衛生検査技師及び平成22年4月1日現在、臨床検査技術職員である者を含む。
- 10 「危険な病原体に汚染された検体」とは、危険な病原体に汚染され、又は汚染されたおそれのある喀痰<sup>かくたん</sup>、血液、尿、ふん便等をいう。
- 11 理学療法士には、平成22年4月1日現在、理学療法技術職員である者を含む。
- 12 「マッサージ師」とは、あん摩マッサージ指圧師の免許を有し、マッサージを行う職員で、理学療法技術職員以外のものをいう。
- 13 「心理療法士」とは、大学において心理学を専修する学科を修めた職員又はその知識及び経験が当該職員に準ずる職員で、神経症、心身症等の疾患を有する患者に対し、ガイダンス、カウンセリング、暗示療法その他の心理療法を行うものをいう。
- 14 看護師には、副看護師長を含む。
- 15 「患者輸送用自動車運転手」とは、患者のみを輸送する自動車を専ら運転する職員をいう。
- 16 「看護助手」とは、看護師又は准看護師の免許を有しない職員で、看護の補助的業務に従事するものをいう。
- 17 「洗濯員」とは、診療用及び患者用の衣類等の洗濯を行う職員をいう。
- 18 「児童指導員」とは、児童指導員の資格を有し、基本的な生活習慣等の指導及び治療に供する資料の作成を行う職員をいう。
- 19 「保育士」とは、保育士の資格を有し、基本的な生活習慣、遊戯、音楽等の指導及び児童の身の回りの世話をを行う職員をいう。
- 20 「医療社会事業専門員」とは、入院患者の療養、退院又は社会復帰に伴う問題に関する助言又は指導の業務に従事する職員で、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものをいう。（平成22年3月31日現在、医療社会事業専門員である者を含む。）
- 21 「療養介助員」とは、ホームヘルパー2級以上の資格を有し、身体清潔、食事、排泄、安全・安楽、運動・移動に関する介助等の業務を行う職員をいう。
- 22 「事務職員」とは、事務職基本給表の適用を受ける職員をいう。

別表第 2 2 医師手当（定額部分）支給種別区分表（第 8 4 条第 2 項関係）

事業場	支給種別区分
国立がん研究センター（築地地区）	三 種
国立がん研究センター（柏地区）	一 種

備考 事業場区分については、職員就業規則第 4 条に規定する区分とする。ただし、平成 2 9 年 4 月 1 日より柏地区で採用になった医師手当支給対象職員については、別表第 2 2 の支給事業場に関わらず、支給種別区分を三種とする。

別表第23 医師手当(定額部分)月額表(第84条第3項関係)

免許取得 後年度数	1 種 (1 欄)	1 種 (2 欄)	2 種	3 種 (1 欄)	3 種 (2 欄)	4 種	5 種
	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額
	円	円	円	円	円	円	円
1	319,800	240,000	266,700	210,100	205,500	200,800	50,200
2	319,800	240,000	266,700	210,100	205,500	200,800	50,200
3	319,800	240,000	266,700	210,100	205,500	200,800	50,200
4	319,800	240,000	266,700	210,100	205,500	200,800	50,200
5	319,800	240,000	266,700	210,100	205,500	200,800	50,200
6	319,800	240,000	266,700	210,100	205,500	200,800	50,200
7	319,800	240,000	266,700	210,100	205,500	200,800	50,200
8	319,800	240,000	266,700	210,100	205,500	200,800	50,200
9	319,800	240,000	266,700	210,100	205,500	200,800	50,200
10	319,800	240,000	266,700	210,100	205,500	200,800	50,200
11	319,800	240,000	266,700	210,100	205,500	200,800	50,200
12	319,800	235,000	266,700	210,100	200,500	193,600	48,400
13	319,800	230,000	266,700	210,100	195,500	186,400	46,600
14	319,800	225,000	266,700	210,100	190,500	179,200	44,800
15	319,800	220,000	266,700	210,100	185,500	172,000	43,000
16	319,800	215,000	266,700	210,100	180,500	164,800	41,200
17	319,800	210,000	266,700	210,100	175,500	157,600	39,400
18	319,800	205,000	266,700	210,100	170,500	150,400	37,600
19	319,800	200,000	266,700	210,100	165,500	143,200	35,800
20	319,800	195,000	266,700	210,100	160,500	137,600	34,400
21	319,800	190,000	266,700	210,100	155,500	132,000	33,000
22	316,300	185,000	263,400	208,000	151,000	126,400	31,600
23	313,000	180,000	260,100	206,100	146,700	120,800	30,200
24	309,700	175,000	256,800	204,200	142,400	115,200	28,800
25	306,400	170,000	253,500	202,300	138,100	109,600	27,400
26	303,100	165,000	250,200	200,400	133,800	104,000	26,000
27	293,000	160,000	242,200	194,700	129,400	101,600	25,400
28	282,800	155,000	233,900	189,200	125,000	99,200	24,800
29	272,900	150,000	226,200	183,500	120,600	95,600	23,900
30	262,900	145,000	218,000	178,200	116,300	92,800	23,200
31	252,700	140,000	210,100	172,500	111,800	90,400	22,600
32	238,800	135,000	198,200	164,500	107,300	88,000	22,000
33	225,100	130,000	186,900	156,400	102,800	85,600	21,400
34	212,400	125,000	175,300	149,300	99,300	82,800	20,700
35	199,500	120,000	163,500	142,300	95,800	81,600	20,400
36	183,800	115,000	151,200	133,000	90,800	80,000	20,000
37	168,100	110,000	138,700	123,900	85,800	77,200	19,300
38	152,600	105,000	126,500	114,500	80,800	74,000	18,500
39	127,100	100,000	106,300	101,100	75,800	70,400	17,600
40	103,300	92,500	87,500	88,300	70,800	67,600	16,900
41	94,800	84,000	79,000	79,800	65,800		
42	86,300	75,500	70,500	71,300	60,800		
43	77,800	67,000	62,000				
44	69,300	58,500	53,500				
45	60,800	50,000					